

会期日程表（第4回 能登町議会定例会）

平成20年12月

会期	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	5	金	午前10時00分	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第2日	6	土		休 会
第3日	7	日		休 会
第4日	8	月		休 会（常任委員会）
第5日	9	火		休 会（常任委員会）
第6日	10	水	午前10時00分	一 般 質 問
第7日	11	木	午前10時00分	一 般 質 問
第8日	12	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 会・開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成20年第4回能登町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番志幸松栄君、11番宮田勝三君を指名いたします。

会期の決定

議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの8日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。
地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名

簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案24件が提出されております。また、監査委員から、平成20年度8月分、9月分、10月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

議案第80号～議案第103号

議長（新平悠紀夫）

日程第4 議案第80号「平成20年度能登町一般会計補正予算」から、日程第15 議案第91号「平成20年度能登町病院事業会計補正予算」までの12件及び、日程第16 議案第92号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」から、日程第27 議案第103号「公の施設の指定管理者の指定について」まで12件の併せて24件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成20年第4回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控え何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入りまして、今年も残すところあと僅かとなりましたが、去る11月19日に、能登半島上空に強い寒気が入り込み、県内各地では平年より8日早い初雪となりました。

今季一番の冷え込みとなった20日朝までの24時間に発生した16件のスリップ事故は、すべて普通タイヤの車であります。

冬本番はこれからであります、石川県道路交通法条例施行細則により、積雪または凍結した道路を普通タイヤで走行することは禁じられております。

また、来る12月11日より年末の交通安全県民運動がはじまりますので、町民の皆様にはタイヤ交換にかかる時間や費用を惜しむことなく、万全の備えを心掛けて頂きますようお願いいたします。

また、去る11月7日に新聞報道されました国営農地開発事業の負担金にかかる不適正な取扱いにつきまして、町民の皆様並びに議員各位に対し深くお詫びを申し上げます。

本件は、町の規則に定められていない負担金の減免措置が、事務的に処理されていたものであり、国営農地開発事業負担金の監査を実施した際に判明したものであります。

町長として責任を痛感するとともに本件の発生を重く受けとめ、判明後、緊急課長会議を行い、全職員に再発防止と法令遵守を徹底するよう強く指導いたしましたところであります。

今後は、今回の件を教訓に、町政に対する信用と信頼を一日も早く回復できるよう、職員と一丸となって取り組んでまいり所存であります。

さて、今年1年を顧みますと、去る2月24日に能登町の沿岸部を襲い大きな被害を与えた高波は、日本海で風速15mを超える暴風によって北海道西方沖で発生したうねりが富山湾に押し寄せた「寄り回り波」と見られています。

今回のように、家屋の屋根を超える高さ8mの波が押し寄せたのは、昭和25年に高波が発生して以来58年ぶりのことと言われております。

住宅の床上浸水や漁船の転覆、防波堤の決壊など町内各地で甚大な被害を被りましたが、町といたしましては、災害復旧に速やかに対応するとともに、町民が安心して生活できる安全なまちづくりに今後とも努めてまいりますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、去る5月1日には、地方と都心部の税収格差の是正をうたい文句にした、「ふるさと納税」制度がスタートしました。

ふるさと納税とは「ふるさとを大切にしたい」、「ふるさとの発展に貢献したい」という気持ちを形にしようとするもので、ふるさとなどの自治体へ寄附を行った場合に、現在のお住まいの自治体の個人住民税の一部が税額控除されるものであります。

能登町においても、ホームページ及び各種会合を通じて郷土出身者にパンフレットを配布するなどして寄附をお願いしておりますが、新たな税源として過剰な期待を寄せるのではなく、故郷を離れて暮らす人々との一種の絆と考えており、この絆により交流を深めてまいりたいと考えております。

なお、10月30日現在、受付を始めてから合計14件で42万2千円の寄附をいただいております。誠にありがとうございました。

また、文化庁は、去る7月30日に、日本からの第1回目の提案として「奥能登のあえのこと」を含む14件をユネスコ無形文化遺産の登録を提案することを発表しました。

「あえのこと」は、稲作を守る田の神様に祈り、感謝する奥能登の代表的な民俗行事で、昭和59年に国の重要無形文化財に指定されております。

来年9月のユネスコ政府間委員会で登録が正式決定しますと、後世に伝えるべき文化財として国際的に知名度が高まり、観光面などへの好影響が期待されますので、無形文化遺産として登録されるよう、文化庁や県、関係市町、団体と一層連携を図って行きたいと考えております。

さて、去る9月29日に麻生首相は、就任後初の所信表明演説において、「日本経済は全治3年」と診断し、当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的に経済成長を目指す考えを明らかにしました。

能登町においても、平成18年度から平成20年度までの3箇年を「集中財政改革期間」と位置づけ、行政改革大綱に基づく実施計画により、町民の皆様及び職員の大きな痛みを伴う改革を実施し、歳出削減を進めてまいりました。

地方自治体財政健全化法の施行により、今年度から自治体に公表が義務づけられた指標によりますと、このまま放置すれば破たんしかねないという警告段階に相当する基準を超えたのは、13道府県の40市町村に及んでいます。

能登町においては、実質公債費比率は21・1%、将来負担比率は208・9%といずれも早期健全化基準の25・0%、350・0%を下回っておりますが、景気の後退が鮮明になってきているだけに、それでひと安心しているような状況ではありません。

今後ともサービス向上と財政健全化のバランスを取りながら、より透明性の高い、町民の期待に応える施策の充実に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、麻生首相は、米国発の金融危機が世界に波及したことを「100年に1度の経済の暴風雨」と呼び、「政局より政策」とも言い、緊急経済対策を実施することが、何よりも政治の優先課題だとし、定額減税は給付金方式で全世帯について実施すると明言しました。

この定額給付金は1人1万2千円で、18歳以下の子どもと65歳以上の高齢者には8千円を加算するものですが、所得制限については市町村に判断が委ねられました。

これを受け、石川県町長会において協議を重ねた結果、広く消費拡大を図る

という趣旨から、県内の町においては、所得制限を設けない方針を確認し、全町が足並みをそろえた対応をとっていくことを申し合わせました。

また、去る12月1日には、旧宇出津駅の跡地利用につきまして審議を重ねておりました宇出津駅跡地利用検討委員会から、橋本忠雄委員長より答申をいただきました。

計画の実施にあたっては、厳しい財政状況ではありますが、新たな町づくりのため、ぜひ実現していただきたいと要望されるとともに励ましのお言葉をいただきました。

この答申を受け、平成21年度は、実施計画の最終調整を行い、期限と目標を明確にした具体的な計画を策定し、平成22年度からの着工を目指す予定にしていますので、議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会にご提案いたしました議案24件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第80号から第91号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。

事業費等の変更や確定、原油高騰による燃料費の追加をはじめ、人事異動による人件費の調整等の組み替えを行い、今回補正予算として提案させていただきました。

また、病院事業会計では、病院改良費の追加をはじめ、公営企業経営健全化計画を策定し、国と協議の上6%以上の政府資金からの借入金について借換えを行い繰上償還を実施することとして公債費の計上をいたしておりますので宜しくお願いいたします。

議案第80号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千3百97万円を追加し、予算総額を百31億3千3百3万1千円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。

第1款「議会費」の減額は、人件費の調整を行ったものであります。

第2款「総務費」では、5千4百59万1千円を追加いたしました。

第1項「総務管理費」のうち、第1目「一般管理費」の追加は、人件費の調整を行った他、公共施設電気料金の見直し業務に対する手数料の追加を行っております。

第2目「文書広報費」は、有線放送事業特別会計への繰出金を減額し、第7目「企画費」では、移住交流事業の事務費の追加を行っております。

第12目「地域安全推進費」の追加は、防犯灯の電気使用料の調整を行ったものであり、第13目「交通対策費」では、原油高騰による燃料費等の追加を行っております。

第16目「諸費」では、携帯電話不感地域解消事業において組み替え調整をおこなったものであります。

第2項「徴税费」のうち、第1目「税務総務費」の減額は、人件費の調整を行ったものであり、第2目「賦課徴収費」では、町民税が来年度秋より、年金からの特別徴収が予定されていることから、電算システムの導入経費の追加を行っております。

第3項「戸籍住民基本台帳費」の減額と、第4項「選挙費」の追加は人件費の調整であります。

第5項「防災費」のうち、第1目「防災総務費」では、自主防災組織モデル事業の採択を受け、その所要経費を追加いたしましたものであり、第2目「防災施設費」では、防災行政告知施設の修繕費を計上いたしました。

第6項「統計調査費」の追加は、人件費の調整であります。

第3款「民生費」では、2千5百95万4千円を追加いたしました。

第1項「社会福祉費」のうち、第1目「社会福祉総務費」では、人件費を減額調整したほか、灯油価格の高騰に対し、高齢者世帯をはじめとする要支援者への助成を追加したものであります。

第2目「社会福祉施設費」では、健康福祉の郷「なごみ」において、原油高騰による光熱水費相当の管理費の追加を行っております。

第4目「障害者福祉費」では、障害者自立支援給付事業において、今後の利用実績を見込み、介護給付費、医療給付費等の各事業費の追加調整を行っております。

第5目「老人福祉費」では、老人保健特別会計への繰出金を追加したほか、第6目「介護保険費」では、介護保険特別会計への繰出金を減額したものであります。

第7目「国民健康保険費」では、国民健康保険特別会計への繰出金を追加しております。

第2項「児童福祉費」では、第1目「児童福祉総務費」で、人件費の調整の他、ひとり親家庭放課後児童保育料を追加し、第2目「児童手当費」の減額は、対象児童数の減によるものであります。

第3目「児童施設整備費」の減額は、公立保育所、私立保育園及びこどもみらいセンター管理運営費を決算見込みに基づき所要の調整を行ったほか、児童図書購入費や遠島山公園遊具の修繕費を追加しております。

第4款「衛生費」では、4千百64万4千円を追加いたしました。

第1項「保健衛生費」において、第1目「保健衛生総務費」では、人件費の調整を行い、第6目「環境衛生費」では、斎場及び多目的交流センター管理費において、決算見込みに基づき所要の追加調整を行い、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を追加いたしました。

第7目「病院費」では、病院事業会計への繰出金を追加しております。

第2項「清掃費」では、第1目「清掃総務費」で、人件費の調整の他、奥能登クリーン組合負担金を減額し、第2目「塵芥処理費」では、能都埋立処理場における浸出水処理施設の修繕費を追加し、第3目「し尿処理費」では、燃料等の高騰による光熱水費等の追加を行いました。

第3項「水道費」では、簡易水道事業会計への繰出金を追加したものであります。

第6款「農林水産業費」は、2千百37万1千円を減額したものであります。

第1項「農業費」では、第1目「農業委員会費」及び第2目「農業総務費」で、人件費の調整を行ったものであります。

第3目「農業振興費」では、「農業振興対策事業」として、「担い手育成総合支援協議会」への負担金を追加した他、担い手農地集積高度化促進事業で3地区が確定したことにより補助金を追加いたしました。

また、低コスト栽培方法導入試験に対する補助金として「足腰の強い野菜産地づくり支援事業」の追加を行い、「クロマルハナバチ飼育事業」については、国庫補助の追加割当内示に伴い事業費の追加を行ったものであります。

第5目「農地費」では、農村振興総合整備事業の確定により減額を行いました。

第2項「林業費」では、第1目「林業総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「林業振興費」については、林道整備事業の確定による減額を行いました。

第3項「水産業費」は、第1目「水産業総務費」で、人件費の調整を行った他、漁業集落排水事業特別会計への繰出金を減額しております。

第2目「水産業振興費」では、外国人漁業研修生の受入人数の確定により減額を行っております。

また、旧能都町漁業協同組合の信用事業譲渡に対する利子補給について、債務整理完了に伴い減額を行いました。

第7款「商工費」には、1千百10万7千円を追加いたしました。

第1項「商工費」の第1目「商工総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「商工業振興費」では、石川県制度金融資金利子補給補助金を借入実績額の確定に伴い追加しております。

第3目「観光費」の、観光振興対策事業では、今後の出向宣伝等における旅費を追加し、公園管理事業では、国定公園巡視員経費の調整を行ったほか、昨年来、長期にわたり通行閉鎖されていましたが、遠島山公園内の「しらさぎ橋」の改修工事を追加計上いたしました。

第8款「土木費」は、5千8百35万1千円を追加いたしました。

第1項「土木管理費」では、人件費の調整をおこない、第2項「道路橋りょう費」では、第2目「道路橋りょう維持費」で、決算見込みに基づき所要の増額を行ったもので、今回、除雪機械管理固定費の制度を導入し除雪対策費の確保を行いました。

第3目「道路橋りょう新設改良費」では、各事業について事業の振り替えや事業費の調整を行っており、地方道路交付金事業では追加割当内示により事業費を追加いたしております。

第3項「河川費」の減額は、県単急傾斜地崩壊対策事業の確定によるものであります。

第5項「都市計画費」では、第1目「都市計画総務費」について、人件費の調整を行い、第2目「街路事業費」の追加は、県営新町通り線街路整備事業の実績見込みによるものであり、第3目「都市環境整備事業費」では、まちづくり交付金事業で上水道移設補償費を追加しております。

第5目「下水道費」で、公共下水道事業特別会計への繰出金を減額いたしました。

第6項「住宅費」の減額につきましては、人件費の調整が主なものでありますが、住生活総合調査の調査員報酬を追加しております。

第9款「消防費」は、1千6百92万5千円の減額であります。

第1目「常備消防費」において、高規格救急自動車の国庫補助事業の不採択により、次年度以降に整備することとし、今回、奥能登広域圏事務組合負担金

を減額するものであります。

第2目「非常備消防費」では、消防団員福祉共済掛金の契約期間変更により追加を行ったものであります。

第10款「教育費」は、2千9百35万2千円の減額であります。

第1項「教育総務費」の第2目「事務局費」では、人件費の他、育英事業費を決算見込みにより調整したものであります。

第2項「小学校費」は、第1目「学校管理費」で、人件費の調整を行ない、第3項「中学校費」では、第1目「学校管理費」で、人件費の調整の他、柳田中学校の高圧気中開閉器の修繕費、能都中学校の特別支援教室設置に要する修繕及び小木中学校のバスケットゴールの修繕費を追加計上いたしました。

第4項「社会教育費」では、第1目「社会教育総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「社会教育施設費」では、嘱託職員の配置換えによる調整をおこない、第3目「公民館費」には、鶯川公民館の浄化槽ブロアーの修繕費の追加を行いました。

第4目「図書館費」には、燃料費の追加を行っております。

第7目「文化財保護費」では、真脇遺跡縄文館管理運営費及び真脇遺跡整備事業において、決算見込みや本年度事業内容の確定により、減額変更や調整を行っております。

第5項「保健体育費」は、人件費の調整を行ったものであり、第6項「学校給食費」では、第1目「小学校給食費」で、給食調理員の体制変更による調整を行ったものであります。

第12款「公債費」では、平成19年度許可債の借入利率の確定にともない、繰上償還額と調整を図ったものでありますので宜しくお願い申し上げます。

以上、この財源として、歳入において、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「国庫支出金」、「繰入金」及び「諸収入」を追加し、「地方譲与税」、「自動車取得税交付金」、「分担金及び負担金」、「県支出金」、「寄付金」及び「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

次に、議案第81号「平成20年度能登町有線放送事業特別会計補正 予算(第1号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万6千円を減額し、予算総額を1億3千28万8千円といたしました。

その歳出の内容は、人事異動等に伴う人件費の調整を行った他、消費税の予定納税の追加や、施設管理費において修繕費を追加した他、県営で実施されて

いる宇出津新町通り線電線共同溝工事が来年度実施することになり、所要の減額調整を行ったものであります。

この財源として、「繰越金」と「諸収入」を追加し、「使用料及び手数料」、「繰入金」及び「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第82号「平成20年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」です。

保健事業勘定において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6千4百26万5千円を追加し、予算総額を30億26万5千円とするものです。

歳出の内容は、決算見込みに基づき、「国庫への精算返納金」を追加した他、人件費の調整や保険給付費、後期高齢者支援金、繰出金を追加したほか、老人保健拠出金、介護納付金を減額したものであります。

この財源として「国庫支出金」、「療養給付費交付金」、「財産収入」及び「繰越金」を追加し、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

また、直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ56万7千円を減額し、予算総額を6百34万2千円といたしました。

内容は、人件費の調整の他、診療日数に応じた管理事務費を減額したものであります。

この財源として「繰入金」及び「繰越金」を追加し、「診療収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第83号「平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7百32万円を追加し、予算総額を3億4千3百2万9千円といたしました。

歳出の内容は、本年3月の1ヶ月分の医療給付費の精算調整による追加であります。

この財源として「支払基金交付金」、「国県庫支出金」、「県支出金」及び「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第84号「平成20年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」です。

保険事業勘定では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3百42万6千円を減額し、予算総額を24億4千69万2千円とするものです。

歳出の内容は、人件費の調整を行ったものであります。

この財源として「保険料」、「国庫支出金」、「県支出金」及び「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

次に、議案第85号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6百63万8千円を減額し、予算総額を8億2千2百81万9千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」で、人件費の調整を行い、「建設改良費」では、恋路処理区で事業費の組替えを行った他、松波処理区で処理施設の国庫補助率に応じた組替と、事業費の追加を行なったものであります。

この財源として「国庫支出金」を追加し、「県支出金」、「繰入金」、「諸収入」及び「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第86号「平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60万7千円を減額し、予算総額を5億1千2百72万6千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行った他、水洗便所等改造資金助成金を追加し、施設管理費では、電気料金の力率見直しによる減額を行っております。

この財源として「県支出金」を減額し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第87号「平成20年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、予算総額を2千7百72万円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行ったものであります。

この財源として「分担金及び負担金」及び「繰越金」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第88号「平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万円を追加し、予算総額を5千5百57万7千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行ったものであります。

この財源として「繰入金」及び「諸収入」を追加し、「県支出金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第89号「平成20年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2千3百25万円を減額し、予算総額を4億6千4百30万円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整の他、決算見込みにより施設管理に必要な維持管理費の追加を行った他、「建設改良費」では柳田地区再編推進事業で、本年度事業の確定に伴う組み替え調整を行い、北河内ダム建設事業では、当初予定していた水道の取水調整弁整備工事が受託事業から県発注事業となり、減額を行っております。

この財源として、「繰入金」及び「繰越金」を追加し、「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第90号「平成20年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出において、人件費の調整の他、平成19年度許可債の金利確定により企業債利息の減額を行っております。

資本的支出では、まちづくり交付金事業の執行に伴う、配水設備改良費を1千50万円追加し、資本的支出を3億6千6百57万9千円とするものであります。

この財源として同額を工事負担金に追加し、補正とするものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第91号「平成20年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収支において、7千4百81万7千円を減額し、予算総額を24億9千85万8千円とするものであります。

内容は、病院事業費用において、人件費の調整を行った他、医療機器の修繕費を追加したものであります。

この財源として、他会計補助金を追加し、入院収益を減額して収支の均衡を図りました。

資本的支出では、12億6千4百78万6千円を追加し支出総額を14億6千5百88万3千円とするものです。

建設改良費として3億7千3百16万円の追加を行っております。

内容は、人工呼吸器の購入費や、空調設備改修、フローア改修における所要経費の追加であります。

また、企業債償還金で、8億9千62万6千円の追加を行いました。

内容は、公営企業経営健全化計画を策定し、国と協議の上6%以上の政府資金からの借入金について、借り換え及び繰上償還を行うこととして計上したも

のであります。

この財源として、「補助金」及び「企業債」の追加を行っておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第92号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」ですが、公共賃貸住宅は、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するために地方公共団体が整備及び管理を行う住宅であります。

この趣旨を踏まえ、公営住宅における暴力団排除については、入居者や周辺住民の皆様の安心と安全を保持するため、条例に暴力団員の排除規定を設けることにいたしましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第93号から議案第103号までの11議案につきましては、町有37施設の「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

はじめに、議案第93号は、能登七見健康福祉の郷「なごみ」を、平成18年9月1日から指定管理者の指定をしていました「財団法人能登町ふれあい公社」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第94号は、笹ゆり荘、山せみ荘、老人憩の家たなぎ荘、小木生きがいデイサービスセンター及び小木デイサービスセンターを、平成18年9月1日から指定管理者の指定をしていました「社会福祉法人能登町社会福祉協議会」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第95号は、藤波デイサービスセンター及び七見デイサービスセンターを、平成18年9月1日から指定管理者の指定をしていました「社会福祉法人石川県社会福祉事業団」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第96号は、布浦老人生きがいセンターを、施設の趣旨や利用状況などを勘案し、平成21年4月1日から新たに「もちの木町内会」を指定管理者に指定するものです。

次に、議案第97号の七見台潮騒体験農園は、町民や都市住民が気軽に農作業できる場を提供し、農業に対する理解と交流を深めることを目的とした施設であります。

民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、町民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営により、施設の効用の発揮や管理経費の縮減などが図

られていることから、「財団法人能登町ふれあい公社」を引き続き指定管理者に指定するものです。

次に、議案第98号は、遠島山公園、能登広域勤労青少年ホーム、能登海洋深層水施設及び能登町農林水産物加工開発センターの指定管理者に「財団法人能登町ふれあい公社」を引き続き指定するものであります。

これらの施設は、町の観光拠点、勤労青少年の健全育成と福祉増進、地域の特産品を活かした新商品開発支援、海洋深層水および塩の品質管理、安定供給を基本とする施設であり、町民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運用が期待できるものと判断したものです。

次に、議案第99号は、九十九湾園地管理事務所の指定管理者についてであります。

この施設は、観光資源及びレクリエーション等の利用を目的とした施設であり、観光資源、郷土の文化、産業の振興発展と福祉の増進に寄与することを目的とする「能登町観光協会」を引き続き指定管理者に指定するものです。

次に、議案第100号は、能都共同福祉会館の指定管理者についてであります。

この施設は、住民の福祉増進及び交流の場とすることを目的とした施設であり、町民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運用を期待できるものと判断し、当該施設に併設した「能登町商工会」を引き続き指定管理者に指定するものです。

次に、議案101号の能登町特産物等直売所については、平成18年9月1日から指定管理者の指定をしていました「グループさくら日和」を引き続き指定管理者に指定するものです。

次に、議案第102号については、能登町郷土館、能登町歴史民俗資料館、能登町立羽根万象美術館、能登町益谷秀次記念館及び能登町西谷啓治記念館の指定管理者に「財団法人能登町ふれあい公社」を引き続き指定管理者に指定するものです。

この文化施設は、住民の郷土愛及び文化の向上を目的とした施設であり、同公社を指定管理者にすることによって、町民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できるものと判断したものです。

次に、議案第103号についてですが、「財団法人能登町スポーツ振興事業団」については、地域住民の健康、体力向上はもとより、地域づくりの拠点として、その果たしてきた役割は大きく、文字どおり地域密着型の団体であります。

町内にあります野球場、体育館、テニスコート等の体育施設につきましては、同事業団による一元化した管理が効率的かつ効果的であると判断し指定管理者に指定するものです。

今回、提案しております議案第93号から議案第103号までの指定管理者の指定については、すべて非公募となっております。

非公募施設における指定管理者の選定については、現在の管理受託者を選考のうえ、事業計画書等の必要書類の提出を受け、基本理念、事業計画、及び収支予算等について、指定管理者選定委員会による審査を行いました。

その結果、いずれの団体も各施設の指定管理者として適当であると認められ、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

これらの理由から、今回提案した37施設につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重審議の上、ご採択をたまわりますようお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました各案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜わりますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩します。

（午前10時48分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分再開）

日程第4 議案第80号から、日程第27 議案第103号までの24件についての質疑を行います。質疑は、前回も申し上げましたが、大綱的な内容で

お願いをいたします。質疑はありませんか。

5番 向峠茂人君

5番(向峠茂人)

30ページ農林水産業の農業振興費で、先ほど町長の説明にクロマルハナバチの件で国交省の内示があったので2,600万円ほどの予算を抱えています。まず総務委員会でも10月の初めに板橋区の施設へ研修に行ってきたわけですが、説明された阿部先生はこの事業に、能登町に対しては大変好意的な感じを受けました。

そこで、予算内示があったというわけで今後の計画というのはどのように考えておられるのか、まずご説明いただきます。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課課長 高雅彦君

企画財政課長（高雅彦）

それではお答えいたします。クロマルハナバチ飼育事業についてということで一応、企画のほうで担当しておりますので、施設の整備につきましては企画のほうで担当させていただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず国庫補助事業追加内示の件ですが、国交省の集落活性化推進事業という補助事業で今年着手いたしました。今回追加内示がございまして補正させていただいたものでございます。これにつきましては、旧三波小学校を飼育施設として改修しておるわけですが、当初の予定では1階を事務室及び準備室等の部屋として改造する。2階に教室が4つございますが、そのうちの2教室を飼育室として改修する予定でございました。それで今追加がございましたので、2階のもう2教室分、2階全ての教室を飼育室にする予算が付いたということでございます。

今後の予定ですが、当初発注いたしました、発注いたしましたので、当初内示のものにつきましては1月中には何とか飼育室を整備して、2月中には試験飼育に入りたいと思っております。今回追加内示いただいたものについては、1月中に発注をいたしまして3月中に完成して4月からは本格的に飼育に入りたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

5番 向峠茂人君

5番(向峠茂人)

今後、課長のほうから1月、2月、3月、4月の計画を申されましたけど、今後順調に推移していくならばもう少し色々な予算措置がなされていくかと思えます。

まずこれは先般の研修で阿部先生に聞いたわけですけども、自治体では能登町だけと聞いておるんですけども、今後事業が推移していくにあたって更なる予算措置がされるのか、能登町だけのクロマルハナバチということで、今後町長はどういう展開をしていくご意向かというか考えがあるのか、これから事業が始まっていく中で詳しいことは考えているかいらないか分かりませんが、今後の考えがあったらひとつ答弁願います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

クロマルハナバチの今後に関しましては、まだまだ飼育実験をやってみないと、その蜂自体の生態がそれほど分かっていないというのが現状です。現在、各農家で使われております西洋マルハナバチだと意外と強いというようなお話もありますんで、クロマルハナバチが例えば環境にどれだけ耐えられるのかということもありますんで、やはり実験的にやってみないと今後の展開というのは分かりませんが、町としては出来るだけたくさんの蜂を飼育できる環境を整備したいと考えております。

ただそれが、全国的な広がりを見せると能登町だけで賄えるかということそれは無理だと思いますんで、恐らく今後はそういった施設というのは他の地区にも出来るんじゃないかと思いますが、出来るだけ能登町としては整備して数を増やしていきたいと考えてはおりますけど、確かに2月、3月に試験的にやって来年以降、恐らく実験的に使っていただく農家の調査もしていかなければならないのかなど。その結果によってクロマルハナバチというのが西洋マルハナバチに代わって大丈夫というお墨付きをいただかないことには農家の方々も使いつらい面があろうかと思えますんで、それも含めて今後調査していきたいと考えております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

補正予算書の21ページでございますが、賦課徴収費の賦課徴収事務費221万8千円の件でお尋ねいたします。これにつきましては地方税法の改正によりまして6月の定例会で専決処分の報告にあったものでございまして、税条例の一部改正によって公的年金等による所得にかかる個人の町民税の特別徴収によるものだと思いますが、要するに町民税も年金から天引きすると。そのための業務委託だと思いますけども、この点について2件ほどお聞きしたいと思います。

まず1点は例年の何月支給の年金から天引きするのか。それから年寄りには介護保険を初め、後期高齢者医療と色々と少ない年金の中からはいつもかんでも引かれるということで大変な苦情が出ると思います。後期高齢者につきましては、天引きするとかしないとか、そういう選択もあるそうでございますが、この町民税についても必ず強制的に天引きするのか、それとも選択する余地があるのか。そのへんについてお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

税務課長 小西和夫君

税務課長（小西和夫）

ご説明いたします。この件につきましては来年の10月からの年金から天引きを行います。それと天引きをするかしないかとのことですけども、今のところ65歳以上の方で年金の支給額が130万円以上の方が対象となっております。人数的には20年度のベースで大体1,900名ばかりの方が20年度の段階では予定をしております。低い所得者はこれは均等割りとかかる人だけになっておりますので、今のところは特徴というような形で考えております。国、県自体そういうような考えでおりますので、ご理解のほどよろしく願います。

議長（新平悠紀夫）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

この辺についてですね、やっぱり一般の町民は案外知らない方が多いと思うんですね。こういうことをですね、また町の広報なりそういうところで周知を図っていただきたいということでお願いします。答弁はいりません。

議長（新平悠紀夫）

ほかにありませんか。10番 菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

先ほどの向峠議員のところでは農業振興費の件で、担い手育成の件でござい
ますが、町長は担い手農地集積高度化促進事業、足腰の強い野菜産地づくり支援
事業ということで、3地区を指定しているといわれましたが、この3地区の地
区名はお分かりなら教えていただきたいと思えます。

議長（新平悠紀夫）

農林水産課課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

ただ今の菊田議員の質問に対して説明いたします。まず担い手農地集積高度
化促進事業でございしますが、これは3生産組合に対して交付するものでござい
まして、1地区は極楽寺生産組合。もう1地区は七見生産組合。3つ目は西安
寺生産組合の3地区でございします。ちなみに面積は極楽寺生産組合は4.5ヘ
クタール。七見については3.4ヘクタール。西安寺生産組合については2.
7ヘクタールの集積面積が対象となっております。

それから足腰の強い野菜産地づくり支援事業でございしますが、これはJA内
浦町の施設部会に対して半促成トマトの栽培に対する助成でございします。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

一般会計予算書23ページお願いします。民生費の中で社会福祉事務費、灯
油購入助成456万円とありますが、この助成は確か今年3月から灯油の高騰
で行った助成の2回目だと思っております。912世帯、1世帯当たり5千円
という説明でしたが、今現在この灯油の価格は下がっているということはもち
ろんご存知かと思えます。この先も値下がりするだろうと報じられております。
そういうときにこの灯油購入助成という言葉ははたして適切なかどうか。

私はこの912世帯に助成する5千円に異議があつて言っているわけではあ
りませんが、例えば他のところでは日用品、食料品、そういった値上がりに対
しての助成というふうに聞いております。そのときに能登町が灯油購入助成、
こういう名前が本当に適切なかどうか。その辺をお願いします。

議長（新平悠紀夫）

健康福祉課課長 中口憲治君

健康福祉課長（中口憲治）

お答えいたします。平成19年度の正確な単価は私、記憶してございませんが、19年4月現在と現在80数円のリッターですね、まだ19年4月からみれば10円くらい高いはずだと思っております。ですから冬にかけてだんだん油が下がってきておりますが、大体、県内他の市町がですね、そういうかたちで基本的には5千円程度を支給しているということで当然、いまだに私らの考えとすれば灯油自体は高いという状況を考えておりますので、そういうかたちで今回補正させていただいております。

ただ私らの課ではそういうかたちの補助、他の物価に対しての補助はまた別のものになりますので、そういう考えで補正しておりますのでよろしくお願ひします。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。13番 鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

議案第103号、公の施設の指定管理者の指定についてですが、この当該の施設の指定管理者は財団法人能登町スポーツ振興事業団です。このスポーツ振興事業団でこれだけの施設を賄えるのかどうかを非常に心配しておりますが、これについてはまだ説明がなかったものですから、団体職員が何名いて、どのような運営をされるのか概要だけでも知らせて欲しいなあと思います。

議長（新平悠紀夫）

教育長 田下一幸君

教育長（田下一幸）

概要ということでご説明させていただきますけれど、議員ご指摘のスポーツ振興事業団で現在やっておるものに付加するものは、藤波運動公園、それから能都、柳田の体育館、野球場、これら等々が新たに加わってきます。

ただご承知のとおり、その中にはそれぞれ雇用形態は違いますが、それぞれの職員がおります。その人達もスポーツ振興事業団の中に統合するという形の中で施設は増えても当然人手も増えてくるわけですので、その管理は十分対応出来るものと考えております。

議長（新平悠紀夫）

13番 鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

私の方からは現実にはテニスコートの運営等は長く育んできた職員、それから体制があります。こういうものが維持出来るならばそれでいいかなあとと思いますので、よろしく願いいたします。

あと少し意地悪なのかもしれませんが、確認したいんですが、議案第102号等で、ふれあい公社の住所というのが能登町字柳田仁部54となっておりますが、これはこれでよろしいのでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

監理課課長 谷内正廣君

監理課長（谷内正廣）

それではお答えさせていただきます。管理者の住所が柳田ということですが、これにつきましては登記のほう、まあ手続きが遅れておるということでひとつよろしく願いします。

議長（新平悠紀夫）

13番 鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

登記のほうが遅れているということですが、やはり指定管理を受ける方の登録くらいは事務局のある場所なのかどこなのかくらいは、しっかりしたほうがいいんじゃないかなと助言申し上げて質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。7番 奥野清君

7番（奥野清）

それでは補正予算の34ページ土木費の除雪事業費ですね、委託料なんですけど、3,277万7千円の予算を持つんですが、当然これは雪の降り具合によって増減するのは理解しております。この3,200万円、例えば町道を一斉に除雪した分に対してこの金額では何回分なのか、もしよかったら教えてい

ただきたいのと、もうひとつ皆さんご存知のとおり大変景気が悪くって建設業者なり土木業者の方々が事業の縮小ということで、機械を縮小しているという話も聞いている中で、朝の出勤時に皆さん除雪されるんですが、その委託する業者の数というか、それに対応出来るだけの業者さんがいるのかをお願いします。

議長（新平悠紀夫）

建設課課長 大門康博君

建設課長（大門康博）

ただ今の質問ですけれども、3,200万円ほどの補正というわけでありまして、これで一体全町動かした場合、何日分かというご質問ですけれども、これについては今データを持っていませんので分かりませんが、この補正につきましては過去6年間の平均の除雪費用が4,125万円でございます。今年も平年並みに降るという予測の元で補正をしております。

そして今年度の除雪の体制ですけれども、町保有の機械が8台ございます。それと民間借上げの機械77台、合計85台で373kmの町道の除雪を考えております。業者の数は把握しておりません。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。20番 大谷内義一君

20番（大谷内義一）

病院のことについてお聞きするわけですが、答弁は事務局長にさせていただくわけですが、私の質問する内容は政治的なものもありますので、町長にもしっかり聞いていただきたいと思います。

病院会計は大変厳しいということは聞いておりますが、そうはいつでもやはり冷暖房が効かないとか雨漏りがするということでは、とても病人を抱えた病院としてそれは施設として0点であります。そういうことを考えたときに、今回3億7,000万円という大きな金を改良に使うということですから、なかなか大変な決断だとは思いますが、それは当然やらねばならない課題だと思います。

そこで私の聞きたいのは今この病院の3億7,000万円の工事費について、どういう資金の調達をするのかというのがここに書いてあるわけですね。それはその全額の半分は過疎債で対応する。あとの半分は病院事業債で対応するというふうに明記してあるわけですね。その中で病院事業債は国から交付金とし

て手当てするのはですね、11.25%であると。過疎債は国が地方交付金として充当してくれる率は35%ということですから、当然過疎債のほうは大きいわけですね。

私が今申し上げたいのは、過疎債で50%のうち35%が戻ってくるという有利なものを使う。それは大変結構なことですが、もう一方の病院事業債の50%は11.25%なんですね。ですから私はこれをですね、合併特例債で対応出来ないのかということなんですね。合併特例債で対応すれば確かこれも11.25%じゃなくて過疎債と同じような35%くらいに私はなるのではないかなと思うんですね。そうすると私はかなり有利な資金の調達になるというふうに思うわけですね。

もうひとつ私は先般の説明の中でどうもおかしいなあと思っていたのは、従来の借り入れていた利子の高いものをですね、償還をしたり借り換えをするという場合にそれをやると過疎債の適用から外れるという話をされたわけですが、私はその繰越償還をするとか借り換えをするとかいうものはですね、やっぱりそれは地方自治体の財政負担を軽くするということに繋がるわけですね。もちろん過疎債も地方の財政負担を軽くするために設けられている制度ですから、私はこれが並行して使われると非常にいい意味においての地方財政の支えになると思うんです。

ところがこの2つがどうもリンクしないというようなお話なんです、その辺について例えば県なり国に対してどんなふうに訴えられているのか、どんなふうに話をしておられるのかお聞きしたいわけです。ですから町長、その辺はしっかり聞いておいてひとつ対応されたほうが私はいいと思うんで答弁ひとつお願いします。

議長（新平悠紀夫）

宇出津総合病院事務局長 山森景治君

宇出津総合病院事務局長（山森景治）

議員にお答えいたします。病院は17年から20年ほどの建設から経過している中で空調設備が老朽化しまして、冷温水の水漏れが多発しております。外来とか病棟にまで被害が及んでいますので、今回補正としてあげさせていただいたわけなんです、従来ですと平成19年度までですと、病院事業債を100%適用ということでございまして、交付税参入率が22.5%でございました。

しかし今回、県地方課とか財務局との協議の結果ですがこれで許可を得まして病院事業債が50%、過疎債が50%、半々ずつみて病院事業債では半々ず

つですから11.25%とそれから35%、合わせて46.25%になりますが、交付税算入をいただけるようになりました。以前はこのような時期まで直さなかったということですが、この財源の手当てが付きましたのでぜひこの過疎債を適用させていただきまして、やらせていただきたいなと思っております。議員ご指摘のような合併特例債の件もございますが現在の制度ではちょっと出来ない状況にありますので、どうかよろしくをお願いします。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

今回の指定管理の件なんですけど、ふれあい公社理事長、持木一茂に委託管理する施設がたくさんございます。私が言うまでもなく指定管理というのは当初、国が打ち出したのは確か直営か民間だというような方向付けだったと思うんですけども、前回は公社に委託したものがあつたんですけども、当然、国のほうから行政指導がなかったんでしょうからこれはこれでいいと思うんですけども、出来るならばそういう形で1施設でも民間に対して指定管理をしていくのが本来の姿でなかろうかなと思いますし、例えば議案第102号ですか、このあたりなんかは少し絵心のある、絵心って失礼なんですけども、絵心のある方と少しお話もさせていただいたこともあるんですけども、こういったところの施設なんかは歴史に関して興味のある方とか、絵に大変興味を持っておられる町内でも作家と言われるような方もおいでますし、日展なんかに出品されておる方なんかはたくさんおいでますが、そういう方で現役を離れてOBとして自宅で絵を描いておられる方もたくさんいますね。

そういうことを考えたときに特にこの議案第102号なんかは今後そういった方とのディスカッションをしていただいて民間、個人的に指定をしていくような形に話し合いの場を持っていただいて、公社が受けるという形じゃなくして、そういった方々を対象にした指定管理を今後やっていくべきでなかろうかなあと。本来の姿、指定管理の姿を考えたときには1施設でも民間に指定しなさいよという形であつたはずなんで、今後このあたり、この施設以外のことも含めてですね、町長、指定管理というものを重く考えたときには公社が受けるのもいいんですけども、1施設でもそういった方々にお預けするのが本来でなかろうかなあとと思いますが、町長の今後の思い。これは町長、来年の春からなんですけれども、指揮官として町の施設を今後、少しでもそういう形に持っていられるお気持ちでおられるのかどうか。まずは私提案しました資料館とか美術館に関してはまた町のOBの方々を含めた形の中で預かって下さる方がおい

でなのか。そういった形を模索していく気持ちがあるのかないのか。ひとつお聞きしたいなあと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

当然あの指定管理者制度というのは、そういった民間のノウハウを用いて効率的、効果的に運営していくというのが目的のひとつですから、やはり民間の方のノウハウを取り入れたいという思いはあります。ですから今後、各施設に関しましてはそういった方が名乗りを上げてくれることを期待しながらやっていきたいと思っております。

まあ議案第102号に関しましては例えば美術館とか歴史館みたいなものですから、絵を描かれる方、あるいは歴史家の方、芸術家なりそういった方々が建物の管理はどうかなということもあります。ですから絵を描くのが非常に素晴らしい方でも建物の管理あるいは接客となったときにどうかなということもあります。それはそういった方々とのお話も聞きながら今後進めていきたいと考えております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

質問じゃありません。ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

他に質疑ありませんか。14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

一般会計補正予算と一般議案と2点お伺いしたいと思います。補正予算につきましては33ページですね、商工業振興費。ここに10万3千円の増額補正がついておりますが、石川県の県制度金融資金利子補給というふうに思います。これに関連しましてお伺いしたいんですが、今世界的な金融不況が吹き荒れておりまして、政府でも保障枠、9兆円にのぼる保障枠。あるいは20兆円に及ぶ保障枠をこれから2次補正していくとかいうことで、中小企業あるいは企業

に対する倒産防止のための保障制度を躍起になって取り組んでいる最中ですが、我が能登町におきましてもこれから暮れにかけ、あるいは新年にかけて融資問題がもっと出てくるような予感がしているわけですが、町はどう対応しようとしているのか。この点をひとつお伺いしたいと思います。

それと今それこそマスコミでテレビさえ付ければ出てまいります、雇用の問題ですね。これも本当に深刻な様相を呈しております。当町におきましても、中堅の企業が廃業したり、あるいは倒産したり。こういう状況が日々伝わってまいります、この雇用問題につきましてもどういうふうに掌握し、どう対応しようかとされておるのか。この点もお聞きしたいと思います。

まず雇用の問題ですが、失業者、恐らくここ数ヶ月でどんどん急増しつつあると私は感じておるわけなんです、暮れから新年にかけてどのくらいの失業者が出ると想定出来るか。この掌握がなされているのか。ひとつお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課課長 佐野勝二君

商工観光課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。まず雇用創出ということですが、昨年当町で雇用創出連絡協議会というものを組織しております。今年度から3カ年で国の補助制度を100%いただきながら、色んな研修を始め、各種研修を行っております。ちなみに今年度におきましては、杜氏組合。あるいは農協さん。森林組合です。そういった方々との協力をいただきながら各種研修を行い、各地から研修生を集めて研修し、地元で雇用出来る方を育成指導しているわけですが、これにつきましては3カ年かけて出来るだけ雇用者を育てていくわけですが、現在進行中ということで今のところは研修が主だにご理解いただきたいと思っております。

それから当町における失業者がどれくらいか捉まえておるのかということですが、捉まえてはいない状況でございます。

それから融資の今後の対応と申しますか、当然国も政策的に大きく行っておりますので、国や県と足並みを揃えながらセーフティーネットということで対応していければなあと担当課では理解しております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

課長、やはりハローワーク等とよく連携を取ってきちっと掌握をする。これは行政としてはやはり大事なことだと思います。町民が今大変な事態に陥っているという状況がひしひしと来ているわけですから、悠長なことは言っておれないということをお願いしたい。

そして町としてですね、国、県とはまた別にいかなる対策を講じることが出来るのかとか、やはり真剣に考えていただきたい。例えばですね、雇用保険に対する給付だとか、あるいはここにあるように融資に対する給付、利子補給だとか。今までやっておったんですね。それが昨年当たりから打ち切られた。こういうのは3セットでいいんですけども、用事が済んだらセットでいいんですが、今1番厳しい状況に入ってきているわけで。そういう認識があれば今回の補正あたりで迅速にそういう問題も考えられる様々な対応をするべきではないかなあと私は考えるわけですが。今の補正を見る限り新規のものは全くない。ということは、今の時代状況の認識が不足しているんじゃないかなあとと思うんですが、町長ひとつお答えいただきたい。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに議員おっしゃるような非常に社会情勢は厳しいときにきていると思います。当然、新聞にも載っています建設関係の会社のこと。あるいは能登町におきましても紡績会社が来年で閉めるという話もありますんで、そういった方々がやはり地元の雇用というものの大きな担い手であったわけなんで、そういった方々の手立てというのは真剣に考えていかなければならないのかなと思っております。そういう意味では今回の12月補正という点では非常に遅きに失したかなという気もありますが、これからもっともっと真剣に考えてそういった方々の手当てを考えていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

はい。その点は真剣にひとつ考えていただきたいなあとと思います。

もう1点はですね、やはり指定管理に関する問題でございます。特に先ほど鍛冶谷議員からもご指摘がございましたが、スポーツ事業団に対してふれあい

公社の藤波運動公園、あるいは柳田それから崎山の体育館等を指定管理者に委託するという事なんですが、全般的に今回感じる事なんですが内容、中身が全く示されていない。選考委員で決定したということなんですが、それをお前ら追認しろと。悪い言葉で言えばこういう格好なんです。中身は一体どうなっているのかさっぱり見えてこない。そういうことがひとつですね。

もう1点はこの前のある新聞に地元紙ですがこう書いてありますね。「町営施設32件管理者公募せず。」能登町の方針。と、こうあるんですけど。この理由として1番最後のほうに「施設の経済的な維持管理にはノウハウのある現管理者が適当と考えた。」と、こうあるわけですね。これはいいんです。その通りですね。ノウハウがある現管理者が適当。だから、ふれあい公社にそのまま委託したと。こういう事なんですが。問題はスポーツ事業団のほうですね。ちょっと状況が違う。ふれあい公社じゃないんです。スポーツ事業団に全部を委託すると。こうあるんですが、これが果たして経済的な維持管理に繋がるのかどうか。私はこれが少し疑問に思ったんです。

というのは、先ほど鍛冶谷議員も問われたんですが、職員がいると。その職員の雇用形態がそれぞれ違う。給与体系も違うはずだと。この違う給与を一体どうするのか。これは教育長どうするつもりですか。

議長（新平悠紀夫）

教育長 田下一幸君

教育長（田下一幸）

まず全体的なお話として経済効果の話ではありますが、現在先ほど藤波運動公園の他に崎山の体育館等々申し上げました。ここに今年急に職員が辞めまして町の職員が能都の体育館にいました。そういった意味でこれをいわゆるスポーツ振興事業団という町の職員でない人達に管理していただくと。こういうことも含めまして相対的には安くなるであろうと考えております。

ただ先ほどもう1点は待遇給与の違いとご指摘されましたが、これまで公社、昔、旧それぞれの町に公社があったわけです。その公社の職員の給与体系の一本化。また町の財政再建に協力していただいて給料の削減等を行ってきておりますし、従来からあった内浦のスポーツ振興事業団。これは今、能登町に改名しておりますが、それらの給与差については極端な差は現在ございません。従って調整するにしてもそんなに多くの差と申しますか、上がったたり下がったりすることはあまりないのかなと考えております。

また新たに付加される場所の体育館等々については直接事業団の職員でなく、シルバー人材センターとか。そういうような人員の雇用をしておりますし、

そういったものの雇用形態を維持しつつ、出来るだけ経費が実質的に増えないような、かえって減額するような努力をこれからしてまいりたいと考えております。

議長（新平悠紀夫）

鶴野議員さん、3件済まされましたので、質問は3回ですので次の方もお待ちですので出来るだけ簡略にお願いしたいと思います。

14番（鶴野幸一郎）

はい。雇用体系が違う。給与体系が違う。出来るだけ削減とおっしゃったわけですが、施設管理で1番お金がかかるのが人件費なんですね。それが1番肝要であって、高い方に合わせていくとか。その反対ならまあいいんでしょうけれども。どうしても同じ組織の中に入ると給与体系を見直ししなきゃいけないという問題も生じます。生じると思うんです。そうした場合、低い方に合わせるというのは中々出来ない話で、職員給与も同じですけども、時間をかけて高い方に調整していくとかやっているわけですね現実に。そういう点も問題であるし。

それから新聞で読んだノウハウの問題。別に統合しなくても、きちっと今まで何十年とそういう体制でやってきた。ふれあい公社でやってきた。人の交流、異動ですね。これも自由にやってきた。比較的暇なときはあちらで働く。比較的忙しいときは他から応援頼む。色んな形で人的交流をしながら調整してきたわけですね。それを全部事業団へ投入するというのは果たしてどうなのかとか色々考えるわけで。いずれにしても経費をどの程度削減出来るのか。効率的にどのようにやれるのか。そういう内容を示していただきたい。議会に対して出していただきたい。それを教育長にお願いしておきます。

議長（新平悠紀夫）

教育長 田下一幸君

教育長（田下一幸）

数値的なものについては資料を持ち合わせていませんので、また後日報告させていただく機会がありましたら。これは20年度のもの。またこれから21年度予算に向けて確定していくもの。まだ未確定な要素もあります。

議員さんが先ほど申されました中に、1点気になる話として、なぜスポーツ振興事業団で体育施設を一体化にするんだと。逆に従来のもままでいいのではないかと。そういった主旨の発言があったかと思えます。これは時間は少し遡り

ますけれど、合併時においてこのスポーツ振興事業団についても、ふれあい公社、当時それぞれの町村で公社を持っておりました。その中で一体管理すべきではないかという議論もありました。しかしながら、スポーツ、文化というのは異質であろうということで、その当時の中でスポーツ振興事業団はこの形態で維持すべきということでそれぞれの公社の代表者の協議がまとまりませんで、スポーツ振興事業団だけが合体せず残ってきました。その中であった意見としてスポーツの管理については類似する施設を一体管理すべきであると、そういう意見が強くあったことも事実であります。

しかしながらここ2、3年そういうような動きはありませんでしたが、スポーツ振興事業団の役員メンバーも能登町になってからの人員構成に変えさせていただきました。広く能登町の方で役員構成をするようになりました。そして先ほど申しました中で類似施設は一本化でやったほうがいいにではないかという意見の中で今回その類似施設をスポーツ振興事業団で一括管理させていただこうよという話になってきております。

今後、ふれあい公社とスポーツ振興事業団の2つの公社的なものが残ってくるわけですが、遠い将来なのか近い将来なのか、これについてもまた議論をする時期があるかもしれませんが、出来るだけ経費等についてはそのような考えの元で節減していきたいと考えておりますし、ご指摘の費用を示せというご指摘はスポーツ振興事業団に限ってのご注文なのでしょうか。その辺についてこの場を終わった後、確認させていただきます。

議長（新平悠紀夫）

6番 奥成壮三郎君

6番（奥成壮三郎）

一般会計の31ページ。農林水産事業費の林業振興費で、林道整備事業が2,500万円余りの減額になっております。その説明は事業の割り当ての減ということだったと思うんですけども、これはどういうことから事業割り当ての減に、どういう基準とでも申しますか。全国的なものなのか、石川県単位なのか。または能登町だけ一本釣りの割り当ての減少なのかということです。

それと工事請負費、林道整備ですから何路線でおよそ何kmなのか。見直された林道整備は今後復活する予定があるのでしょうか。ご説明いただきます。

議長（新平悠紀夫）

農林水産課課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

ただ今の奥成議員の質問に対してご説明いたします。農林水産業の補助金というのは現在全て県補助金となっておりますが、事実上は国庫補助が大部分で、それを県が一度受けて県の分を少し足して県補助金として町の方へくるという仕組みとなっております。20年度の予算編成時に県も国の数字の内示を受けまして各市町へ配分するわけですが、昨年当初予算の編成時には2,500万円を足した金額で内示があったということを聞いております。それが県の方へも国から減額ということで当初予算編成後にこういう数字がきたということで、当初予算の段階では分かっていたんですけども、議会の議決が済んでおりましたので今回こういう減額補正をさせていただいたということで、4月以降にこういう減額の通知がきております。

そしてこの内容につきましてははですね、開設が2路線、舗装が1路線の3路線について減額になっております。それぞれ何m減ったかというのは具体的には私、今数字を持ち合わせていないので申し上げられませんが、全体の計画として最終年度は延びますけれども、減額されたものについて順次やっていく。

例えばもう3年で完成の事業は4,5年かかるというようなことでいきますが、今のところ途中で立ち消えになるということは聞いていませんので事業完了まで事業年度は延びるけど予算は付くというようなことを聞いております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。6番 奥成壮三郎君

6番（奥成壮三郎）

課長。最初のほうに国の方から内示があつて、まだキャンセルになると。いや県から内示があつてキャンセルになると。もう少し詳しく説明出来ませんか。内示があつて事業を見直して県は勝手なことを。

議長（新平悠紀夫）

農林水産課課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

すいません。私の言葉の間違いといいますか。内示と言いましたが、予算編成時期ですので正式な内示ではございません。県から事前割り当てといいますか、予測の元で20年度はこれくらいの配分をするというようなことを昨年の予算編成の時点で数字が来ていたということで、いざ正式に蓋を開けてみたらこれだけ減額の予算配分だったということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

はい。3点お願いします。観光課長かな。26ページの遠島山公園の問題について。私はこう聞いたんですけど、みらいセンター遊具の修繕費ということで93万5千円ですか、これは遠島山公園の遊具の修繕費でございますか、商工観光課長お答え願います。

議長（新平悠紀夫）

健康福祉課課長 中口憲治君

健康福祉課長（中口憲治）

これは遠島山公園にあります児童遊園ですね。そこにあります遊具の修繕を考えております。というのは…。

8番（志幸松栄）

わかりました。それでいい。時間もないので次いきます。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

この前私、一般質問やったか議案質疑にこの遠島山公園のこと言ったもんですので、お蔭様で色んな吊り橋の問題。

それからですね、33ページの公園管理費の1千何百万円。これ吊り橋を完璧に修理するんでしょうか。遠島山公園の観光その等の相乗効果、色んな問題の中でこういう予算を付けておられるんですか。ちょっとお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課課長 佐野勝二君

商工観光課長（佐野勝二）

ご説明いたします。昨年、しらさぎ橋の劣化調査というものを実施しております、それを受けまして腐食箇所著しいところがありまして、そういった

ことを受けまして昨年の10月末くらいから通行止めが実施されておりました。

今タイミングよく国の100%補助事業が見つかりまして、それに相乗りした格好で今回補正で提出させていただきました。

8番（志幸松栄）

ほんでわかりました。みんな慌てておるみたいやさかい。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

はい。説明分かりました。こういうことで観光ということで県も力入れておりますけれど。

最後に油代のことですけれど、24ページのなごみの312万7千円ですか。この問題を併用しながら指定管理者制度について町長ならびにひとつしつもんしたいなあと考えております。これは私、指定管理者の問題は大いに結構だと思えますけど、もう少し私達議員に対しまして再指定が多いことをございます。

まあ色々指定管理者制度にして皆さん色々質問されましたけれど、私の言いたいことはそういう細部のことではなくして、私のほうから指定管理者制度についてお願い並びに今後の経過報告、それから先ほど言ったなごみ。だから最終的には指定管理者にしても最終的には施設の管理は役場がするんじゃないかということ。

それから給料の問題も言われました。鶴野議員ですか。14番議員が言われましたけれど。こうあってかかって前回も町長がふれあい公社の問題で、私は民間に移してこういう風にしてかかってやったら私は去ってかかって移すんですよ。これはこのまま給料の問題から管理費の問題からすれば全然進歩してないんじゃないかと。37件施設がある中で、これは1年1年経費がかかります。油代だって恐らくこういう細かい問題私達は正直言って分かりません。やっと見つけた312万7千円。

それからもう1件、車の問題で12万7千円の油代。高騰な折に。だけどこれからはこういう問題も町長にお尋ねしますが、こういうような非公募ということしていくのか。やはり先ほど言われた就職の問題もあります。色んな工場も人員削減しております。国の色んな問題があります。国もフラフラしています。だけど町もフラフラしてはいかんなど私は感じるわけでございます。

だからやっぱり町長は言ったことはきちっと守りながらきちっとやっぱり。今後この問題についてかかって公社の問題について年数が経つごとによって施

設も古くなる。人間の給料も上げなきゃならん。これこのまま管理者としてかかって町長はいくんでしょうか、どうなんでしょ。理事長としていくのか、それとも別の会社としてかかっていくのかということなんです。必ず施設も古くなるんですよ。それから従業員の方々も不安ですよ、このままだと。いつ何時役場から離されるか。それともこのまま役場の職員にするのか。あなたが管理して。理事長も町長も同じ人間なんです。正直言って。2つの役職を持っているといいながらも。どうしても前みたいに能都町のときにやってたみたいに甘さが出てくるんですよ。この代表者自体も。そうすると何壊れた、これ壊れた。そうして一般会計から繰り出しするんですよ。油のほうはこれだけ高騰の折にもここだけ、なごみだけが油の賃金を払ったのが私の頭の中身じゃ予算書見ても中々分かりませんので。最低でもやはりこういう施設の問題に人件費その他の問題も明白に私達に契約を結んだ契約書その等も。これはやはりせつかくの施設は能登町の物ですので。例えあれにしてもどこまで管理されていくのか、町民のために公募したんだろうと思いますよ。という問題もこれから明白にお知らせしてほしいなど。町長の答弁を求めまして私の議案質疑を終わりたいと思います。

町長、今の頭の中にある言葉、役職の問題、それから今後の問題。それをお答え願います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

まず役職の問題とおっしゃりますが、例えば私が公社の理事長をしているからといって公社の職員が役場の職員になるわけではありませんので、それだけのご理解願いたいと思いますし、やはり公社というのは他の民間会社と競争をする立場にあると思います。ですからある意味では1民間の会社かなという気もしておりますので、そういう意味でご理解願いたいと思います。

それと今後に関しては、公社という組織自体は以前にも申し上げましたが、必要かどうかというような問題化だと思いますので、例えば株式会社制にするのか、あるいは有限会社にするのか、その辺はまだまだ協議が必要でしょうが、そういった意味での公社という組織事態は私はいらないと思いますが、やはり職員の雇用と職員の生活というのは守ってあげなきゃならないというふうに考えております。ですから今後も色んな施設も老朽化していきますが、やはり施設自体の責任というのは町にあると思います。

ですから協定の中で小さな修繕に関しましては公社なり指定管理者が行うこ

とになっておりますが、大きな修繕修理に関しましては、やはり町が責任を持って施設を維持していくなばしていかなきゃならないのかなあとというふうに考えております。

8番（志幸松栄）

議長、もう1回だけいいですか。答えいりませんけれど。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

これについて討論その等また勉強しながらやっていきたいなあと。町長は最後にあやふやなこと言いたったさかいにもう1回やっぱり最終的な日に議論のところにやっていきたいなど。

やっぱり公社に働いておる人達のもうこれ何年経ちますか、合併してからあれだけの1億9,600万円ですか、ああいう問題をしながらリストラもしながらやった。そういう中でいまだこうやって足を引っ張っておる。施設も古くなる。公社の職員も100名ばかりおられるんですか。そういう人も給料も上がらんわで生活の不安も見えてくると思うんですよ。

だからはっきりした状態の中で色んな問題を町長はきちっとやっぱりある程度人に譲渡していくとか。結局私に言わせれば町長が2つの顔を持っているといいながら一人の人間なんです。リーダーなんです。だからそういう施設のリーダー達は必ずやっぱり甘えが出るんですよ。町長の所さえ行けば何でもなる。そういうことを執行部の中で検討しながらひとつやっていってほしいなと思います。以上です。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委 員 会 付 託

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第80号から議案第103号までの24件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第103号までの24件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

休会決議について

議長（新平悠紀夫）

日程第28 「休会決議」についてを議題とします。お諮りします。委員会審査等のため、12月6日から12月9日までの4日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、12月6日から12月9日までの4日間を休会とすることに決定しました。次回は、12月10日午前10時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後0時12分

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（新平悠紀夫）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

皆さんおはようございます。お許しが出ましたので、ただ今より一般質問を行わせていただきます。本日は町民の皆さん並びに私議員としての一般質問は意見を交えながらひとつ今日の質問をしたいなあと考えておりますので、ひとつよろしく願います。それでは1点目。

1点目は有線放送の議会中継について質問したいと思います。担当課長並びに町長にお尋ねしたいと思います。現在、議会中継の現状は当日の内容ニュース番組として放送し、後日、録画番組として有線放送しておられますけれど、ニュースは別として議会の質疑、討論について少しでも早く町民に知らせる行政の役目があるんじゃないかと私は思うわけでございます。録画放送という形で今現在行われておりますけれど、大分日数も遅れて放映されております。やはりそういう町の言葉よりも先に実況並びに録画でもいいですから1日でも早く町民の皆さんに有線放送を利用するような方向に行っていただきたいなあとと思います。スタッフも少ないということで聞きましたけれど、そういうものも考慮しながら今後どのような格好でこの問題を対処していかれるか担当課長

より先にお答えをいただきたいなあと思っております。

議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長 坂東裕君

広報情報推進課長（坂東裕）

志幸議員の質問にお答えいたします。まず議員ご質問の議会の生中継の可能性についてでございますが、技術的には可能であります、中継を実施する場合には何点かの課題がございます。

まず1点目は今より更に数人のスタッフを必要とすることでございます。現在の撮影収録には専任職員3人、兼任の職員が2人の計5人で行っておりますが、生中継となりますと、最低でも8人のスタッフが必要となります。また生中継で放送したとしましても、編集を行い数日後に番組として放送することも必要かと思えます。と言いますのは生中継ですと質疑等の質問事項や答弁用紙を即座に表示出来ないために、映像と音声をそのまま流しっぱなしとなりますので、視聴者の方には内容が把握しにくくなりますし、後の編集作業も時間を要することになります。

また生中継を映している間の番組放送も大きく変更しなければならないなどの課題もございます。生中継につきましては後ほど町長のほうから答弁があると思えますが、録画番組につきましては、今よりも出来るだけ早く放送出来るように努力いたしますのでご理解お願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

生中継は出来ます。並びにスタッフが足りないということでございます。いろいろとそれについては課長の独断でスタッフを増やすわけにはいかないと思えます。それからこの前もいろんなデータを議会のほうに提出されましたけれど、半分以上の議会が生中継をしておられる。これについて出来るだけ録画でも早く。というような質問でございます。町長の答弁も聞きたいと思えます。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは志幸議員の有線放送の議会中継についてですが、まず最初に議員の皆様にはご理解の下、議会本会議の様態を撮影、収録させていただいておりますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

有線放送での議会中継の現状につきましては、有線テレビで放送する場合は、録画で放送するという申し合せ事項を踏まえて、今現在、放送しているというのが現状であります。

議会の生中継につきましては、県内市町の半数以上が有線テレビでの生中継を実施しておりますが、当町での生中継の実施につきましては、議員各位の中で協議をして頂き、ご理解を得た上で、議会からの要請があれば、自主放送の番組などを審議する能登町有線放送番組審議会のご意見等もお聞きしながら検討して参りたいというふうに考えています。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

町長の答弁、課長の答弁については、私は理解しましたけれど、議会の申し合わせ事項ということで書類もありますけれど、これについては議員の皆さんもいろいろと分かっておられると思いますが、どちらがいいかということでこの前も議会運営委員会のほうで議論された資料もありますけれど、生中継のほうで遥かに町民は求めているんじゃないかと。私はそれにおいてこういう質問をさせていただきました。まだまだ今日は2点目3点目と細かい問題がたくさんありますので、この問題については執行部の皆さんも前向きに。議員の皆さんも生中継、いろんな問題も指摘されると思うんですけど、議論して行って執行部へ答申すればいいんじゃないかなあと、申し合わせ事項の変更について議員の皆さんに対しても私は述べていきたいと思います。

それでは2点目に移らせていただきます。最近の能登町に対しての新聞報道についてでございます。9月議会より現在までの新聞報道でございます。能登町に対してでございます。そういう問題を2点3点質問していきたいと思えます。2点目の1つ目は、国営農地開発の負担金を報道された問題でございます。20年11月7日の中日新聞の問題についてでございます。この問題について町長はどのように思っておられるのか、ひとつ。後から私の意見も述べていきたいと思っておりますので。国営農地開発の負担金について今後どのような格好でやっていかれるのか町長の意見をひとついただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

議員のおっしゃる国営農地の負担金にかかる新聞報道であります。非常にこの負担金に関しましては不適正な事務処理が行われたということで住民皆さんの信頼を大きく揺るがしたんじゃないかなと思っております。心からお詫びを申し上げたいと思っております。

平成4年4月より輪島柳田地区の国営農地開発事業の償還が開始されまして、当時滞納が多かったことから徴収率を上げる手段として、平成11年に軽減開始し、その後、合併当時における十分なすり合わせが行われなかったことが原因ではないかなと思っております。そして11月11日の全員協議会で経過と現状を議員の皆様へ報告した後、減額対象者6名に対しまして自宅訪問し陳謝したうえで、減免額の徴収にもご理解を得たところであります。

私自身も責任を痛感するとともに、本件の発生を重く受け止め、全職員に再発防止と法令順守を徹底するよう強く指導したところでもありますし、1日も早く町民の町政に対する信用と信頼を回復するため、職員と一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

町長この問題、何十パーセントということで新聞報道されていましたが、この問題について今の答弁はこのままの格好で対策を、その6名の方に陳謝してということでございますけれど、今後この問題をどうやってかかって処理していかなきゃならないと思っておりますか。

これ私思うには1億4,000万円ですか。それだけの金額がある中で、これについてはやはり新聞報道どうのこうのということもあれですけど、町長は合併協議会のときの会長もしておられました。

それと同時に合併してからも、もはや次の選挙も控えております。そういう中でいつまでもいつまでも、こういう格好で引っ張っておると。処理が出来ない。この金額について私は思うわけであります。言葉はあまりあれですけど、町民全体が最終的には支払う金額じゃないかなあと思うんですよ。徴収できなかった場合。

今せっかくマスコミにも報道された折にいろんなものを計画して処理していくのが町長の責務じゃないかなあと思うんですけれどいかがでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに国営農地開発の負担金に関しましては、多額の未収金がございます。ですから今回の6名の方には非常に申し訳ないですが、他の受益者といいますか、負担者に対しましても公平の観点からもやはり全額納めていただくのが道理かなと思いますので、今後も関係課だけではなくって町全体で取り組んでいかなければならないと考えています。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

先ほども申したとおり、私はこの数字、端数は省きますけれど、そういう1億数千万円の金はやはり最終的には滞納が増えたり払わなければ、みんなお年を召しておられる、2, 30年経つと思います。保証人の問題、いろんな法的な問題もありますけれど。これは何らかの形でやはり町長はある程度の指針を出すべきじゃないかなと思うわけで、今の町長の答弁については不満足でございます。前向きな話をひとついただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

負担金に関しましてはすでに全額支払った方もいらっしゃいますので、その方々との公平性といいますか、それを図るためにもやはり未納の方には全額支払っていただく方法をとっていきたいと考えています。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

もういっぺん町長に簡単に。やはり前向きというお答えじゃないと思うんですよ。これはこのままの格好でこうやって全員にということ。だけどそこで

新聞報道にあった地区、何十パーセント引きとかそれについては私悪いことではないと思うんです。けどやっぱり職員の問題もいろんなもので出ておりました。それについては今、町長は片付けなきゃならんということが必要不可欠じゃないかなと。最終的にいつまでも引っ張っておれば最終的に時期が経ってその人達が亡くなられていくんじゃないかなと思うんです。何十年後には。

今回せっかくこのような新聞報道されたもんですので、きちっと片付けなきゃならんがじゃないかなあとと思います。私の個人的な見解でございませうけれど。私は漁業しております。

能都町漁協も皆さんご存知のとおり、旧能都町の方々はものすごく欠損金を、不能、滞納、貸し倒れというものが。20年前には10億円ほどありましたけれど、それを漁民の皆さんがみんなで努力して、その欠損がゼロになったわけでございます。これを計算する方法はやはり行政と組合とか営利目的とした組織とはまた違うかもしれませんけど。

今せっかくこれだけ出た問題ですので、町長は何らかの形で前向きな対応をして委員会を作るなりして、今回私ははっきり言いますと、町長もこれ、監督責任というものがあると思います。私達議員もそのときに合併協議会の中に代表を出している。私達にもこういう問題が出てくるといことは責任があると思います。

今後やはり明白な形で町民の方々がお分かりになれば必ず憤慨すると思うんです。最終的には1日でも早く検討委員会なり作り、いろんな減免ということが出ておりましたけど、100%と云って年いってお金払えない人も仰山おるんじゃないんですか。それをどういうふうにして処理していくのかなあと。やっぱり土地の問題、保証人の問題もあると思いますので、何らかの形でこれを今、持木体制のうちに指針を出しておくべきじゃないかなと私はそう思います。町長のお答えを願います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

町としてはあくまでも公平性を保ちたいという思いでおります。ですから先ほども言いましたように未納の方には全額ぜひ払っていただきたいというふうに思っています。ですから、既に完納された方がいらっしゃるわけですから、未納の方が得する方策は町としては打ち出すわけにはいかないと考えています。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

はい。あくまでもそのような格好でいくということですので、1億4,000万円を町民に負担がかからないように努力していただきたいなあと。いつまでもこの問題に議論していても時間がないので2点目の2つ目に移らせていただきます。

この前新聞にも出ていましたけど、宇出津公立総合病院のことについて、ベッド数について町長は188床から120床にということで新聞報道されました。今後の病院経営についての町長の指針を聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

宇出津病院の病床の削減についてでございますが、現在の病床数が議員おっしゃるように188床ということで、17年前の平成3年に、病院を改築したときからであります。最近の年度別平均入院患者数をみてみますと、平成18年度が127.1人、平成19年度が121.8人、今年度は4月～10月までではありますが月平均が104人となっております。現状は120人を大きく割り込んでいる状況ではないかなと思っております。

また年々、人口が減っていく現状を踏まえてみますと、今後の入院患者数につきましても増加するという要因もなく、現状の入院患者数に合わせた運営を行なうことが大切であろうと考えております。

また、今年度中に作成しなければならない公立病院改革ガイドラインの中にも、経営の効率化を図ることが求められておりますので、188床を堅持するのではなく、入院患者数120人前後にあわせて、入院基本料を13：1から10：1を適用することで、患者さんに対する、よりよいサービスの提供をしながら、収入も図ってまいりたいと考えております。

現在、病院のほうでは「公立宇出津総合病院改革プラン策定委員会」の中で、事業規模・経営形態の見直しということも審議していただいております。途中経過ではありますが、中間報告ということで少し申し上げますと、許可病床数の適正化ということでは、入院病棟の一部を別途利用することも含めて、21年度から病床数を削減することや、病床数に応じた組織の見直しを図るということで事務職員等の削減を図るということでもあります。医師確保の状況等、医

療環境を踏まえた診療機能の再検討等を審議していただいております。

また経営形態の見直しということでは、現実的なお話しをさせていただきますと、現在の病院運営につきましては、地方公営企業の一部適用ということがありますが、当面は現在の経営形態を維持していきたいと考えておりますが、今後につきましては、指定管理者制度の導入、あるいは譲渡、また地方公営企業の全部適用も考えていく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

入院患者数並びに患者の方々が減ったということでございます。そういうことに合わせたということでベッド数の減少については私は問題ないと思いますが、その問題で今後の病院の経営について町長にお尋ねしたいなあと思っております。先ほど言われました指定管理者制度とかいろんな問題。

私もちょっと今、総合病院にお世話になってはいますが、時間の余裕がありますものですから朝の報道ニュースを観れます。何かにつけて市町村は病院の問題ですけど、指定管理者制度にするとか町民の公立の病院にしとるとかいろんな問題が結構報道されています。ごく1月の間にはそういう病院を維持していくのかしないのかって全国的に報道されているのが3件あります。どこことというのは、はっきり覚えていませんけれど、毎回毎回、病院の問題が取りざたされている中で、何が患者数を減らしたか。どういうことが病院に対して。私は能都町のときにも病院議員を何期か何年かやらさせていただきましたけれど、1万数千人のときと、今、2万2千人になったときと、なぜ患者数が減るのかと私は不思議に思うわけです。何らかんら要素があるんじゃないかなと思いますけど、町長はどんな要素があると思いますか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほど言いましたように入院患者数は減っているということなんで、逆に能登町の人口が増えて入院患者数が減っているということは、能登町の人が健康になったんじゃないかなあと思います。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

この前の予算書の中でも老人、介護のお金は増えましたけれど、減っておる。それは事実かなと思って、なごみの問題も出てくると思いますけれど。ただし私が冒頭に言ったとおり私のほうより意見も。病院のほうにお世話になっているもんですから意見も。執行部の皆さんが客観的な見解で私の意見を述べさせていただきます、この問題を終わりたい。

私はこの2万2千人の町民がいます。年々高齢化が進んできております。それについては、なごみ、国保、介護の問題も多々増えてくると思います。ただ今回の補正の中で3億円というような病院の空調施設の設備投資。そういうお金を投入しなきゃ。するということについて町長、矛盾した考えやったなあ。それを直してかかって指定管理者にもっていくかなあと私、不審に思いましたけれど。私はお年寄りが増大する市町村についてはこの宇出津総合病院は、絶対になくしてはならない必要不可欠な公立病院だと思っております。そういう中でひとつは地域医療の連携をより推進しているということで院長さん並びに皆さんが言われますけれど、これ以上徹底して推進していくことが必要だと思います。

それからこの前も穴水の中で開業医さんが開業された。そういう中でなぜ宇出津病院は赤字になるのかなあと。じゃんじゃんじゃん個人病院が増えるのに。私の思いは開業医から宇出津総合病院へ患者さんを紹介されておりました。ただし現在は紹介の回数も減っております。だからこれについてはさらに病院は医療の地域格差の解消を目指してきたと思うんですけれど。

また患者さんの不安がひとつあると思います。紹介でございます。いろいろと宇出津総合病院は、脳ですか、頭の病気のほうはすぐ飯田のほうへお願いしたりということで紹介されております。ただしいろんな若い人達はやはり高度な医療を求めておるんじゃないかなということを感じておるわけでございます。総合病院で初診しても高度な医療を求める場合にはやっぱり紹介なり何なりしてやっとならということでは言われましたけれど、より一層、患者さんに安全安心の医療を求めるような推進をしていただければいいなと思っております。以上私の意見を述べまして病院問題をひとつ終えたいと思います。

2点目の3つ目でございます。新聞報道。入札問題について11月20日のときに中日、北國にも談合という言葉が出てきております。これは初めてではないかな。能登町に対しては。こういう公共事業の問題で。この新聞報道について町長はどう思われますか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

11月19日の新聞報道にされました入札問題につきましては、大変こう重く受け止めておりますし、そのような事はあってはならないことだというふうに思っております。

町としましては、その報道がありましてから大至急談合情報における詳細確認を済ませた後、該当工事の指名業者から事実確認を行いまして、全員の方々からその事実は無い旨の確証を得たものであります。そこでその旨を証する為、個々に誓約書を提出していただきまして、これらの一連の手続きを踏まえた上で適正に入札を行なっております。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

はい。誓約書ということと、それと同時に町長がやった行動については誓約書もいただいたと。それと談合はないという証拠が明らかになったということでございますけれど、私もこの問題、議員してからずっと、能都町の議員から現在までもやっております。いろいろ権力とかいろんなものに対する談合があるんじゃないかなと。時もあるんじゃないかなと、私は思うわけでございます。私は今回もずっと合併してからも私達議員のほうより姿勢を正さなきゃならんという議員倫理法という公共事業に対するの問題も提出しております。何回も提出しても議員の中でなかなか私は可決がいただけないということで、またこれを機会に、より一層、私達議員のほうも自分の姿勢を正し、この問題を提出していただきたいと思っております。議員各位に対してもお願いしておきたいと思っております。

それではその入札問題が明らかになったということは絶対はないということでもあります。誓約書をいただいたということでございます。より一層こういう新聞報道について真摯に受け止めて、町長はやっていくべきじゃないかな、執行をやっていくべきじゃないかなと切に思うわけでございます。

それでは3点目に移りたいと思っております。あと10分。時間がないものですから焦っておりますけど。3点目、来年度の予算についてでございます。これは来年選挙あるにも関わらず、町長にお尋ねするのはちょっと酷かなと思うわ

けでございませうけど。今は国のほうもフラフラしております。政治も。だけど今はとにかく持木体制の中でやっておられる中で来年の選挙前にはヒアリング等やって予算計上やっつけていかれるものだと思います。その中でどういう予算の付け方をしていくのか、ひとつお答え願います。どういう方向の中で、どこにウェイトを置いて予算を計上されていくのかなということをお尋ねします。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

まず来年度の予算編成につきましては、予算編成方針ではありますが、能登町としましては平成18年度から3ヶ年間を財政の集中改革期間として位置づけて、物件費、補助費はもとより人件費の削減や長期債の繰上償還の実施など議会を初めとしまして、全町一体となって財政健全化策への理解とご協力により進めてきたわけでありませう。お蔭様で平成20年度の当初予算におきましては、ほぼ基金からの繰入を行わない状態で予算編成を行うことが出来ました。

当町の、平成19年度決算の財源で7割を占めております地方交付税の動向であります、本年の8月に総務省から出されました平成21年度地方財政収支の仮試算によりますと、対前年度3.9%減ということで示されております。

しかし、その後におきまして100年に1度もいわれる世界的な金融危機で、経済状況が急速に悪化し、交付税の原資である国税の落ち込みが予想されている中で、先般、発表されました国の平成21年度予算編成基本方針では、地方財政においては、来年度においても国と歩調を合わせ、投資的経費や一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる一般財源を確保することや、道路特定財源の一般化に際しましては、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作ることなどが盛り込まれています。また、交付税の増額につきましては、今後、年末から1月にかけての国の予算編成過程でどこまで、どうなるか不透明な部分が多々あるかと思っております。

そこで、来年度の予算編成方針についてのご質問であります、やはり今のところ人件費につきましては、定員管理の適正化を進め人件費の抑制に努めることとし、集中財政改革期間が20年度で終了することから、時限措置としていた手当等の削減は行わないものというふうを考えております。

また、補助金につきましても、必要性や対象経費を精査しつつ、一律のマイナスシーリングは、行わないことと考えております。

しかしながら当町でも、歳入では町税の減が予想されるほか、歳出では社会

保障費関係費、補助費、繰出金の増加が見込まれておりますので、集中改革期間が終わったとはいえ、このような状況の中では、行財政改革を中断することなく継続し、簡素で効率的な行政を実現していくことが必要と考えております。

また各課に対しましての予算編成に対する編成方針について申し上げますと、更なる行政経費の節約と事務事業の見直しを求めまして、一般財源ベースで8%の削減目標を掲げております。いずれにしましても、今後の国の予算編成過程による地方交付税の動向によりましては、予算編成方針を見直しせざるを得ない場合があるというふうにも考えておりますが、出来るだけきちっとした予算編成を組んで行きたいと考えております。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

はい。いろいろと具体的な答えは出ませんでしたけど、大まかな答えだと私は認識しましたけれど。ただし今、町長はやっぱり財政改革を3年間やってきて評価が出たと。だけど私に言わせれば、一応削ったものは人件費とイベントの金。今後やはり行政としても民間としてもやはり人件費、人間の削減、そういうものが1番やっぱり経営改革だと思うんです。行政にすればそれは財政改革と思うんですけれど、このままこうやってかかって今後またこの問題をやっていくということでは、同じようなやり方でやられるんでしょうか。やっぱり人件費の削減、国のほうからの。1兆円やてて国も1兆円出してくれるかはまだ決まっていないわけでしょう。そういうことに頼るんじゃなくて私に言わせれば持木がこれをやる。こういうリーダーっていうものは人に憎まれてこそリーダーだと私は思うんですよ。もう少しあつと言わせるような、そうだそうだと言わせるような財政改革、行政改革をやってほしいなと思うんですけれど。人件費についてまた同じことやるんでしょうか。それについて町長のお答えをいただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

人件費につきましては先ほど申しましたように20年度までの集中改革期間が終了ということで元に戻すというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

そういうことでやはり、財政改革によってそのみでなく、先ほど言ったようなもので、あつと言わせるような行政改革もやってほしいなと私は思うわけでございます。

そういうことで先ほど町長は言われましたけれど、財政指数の問題については数字は何ぼか上昇してきましたけれど、私に言わせれば昨年とあまり。石川県のワースト1、1番けつということで、結局石川県の中で1馬身ちょっと出たというような格好だと私は思います。もう少しこの不況に応じて来年度は恐らく町税も減ると思います。収入も減り、支出もまた減らしていくべきだと思いますので、自分の足で自分ができるような行政を目指して欲しいなと思って私の今回の一般質問は終わりたいと思います。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

まず今回は持木町長の今後の地域振興策というものを聞きながら質問をしていきたいと思うんです。まあ今年度は100年に一度といわれる世界の金融危機、金融恐慌といえます。そういったものが発生して、まして石油の投機マネーのマネーゲームにおいて、莫大に石油の原油は上がり、莫大に各企業が利益を失い現在に至って、大手メーカー等のリストラ。そして公共事業が圧縮され倒産とか廃業といったものに繋がっております。まあ当町においても幾ばくか大手の工場が閉鎖したり、建設業界の方もお辞めになられたりした方もおられます。そういったことで大変な経済状況の中、町長は本当に先ほど志幸議員が言われましたけども、持木町制としての感性の地域振興策をきっちり聞いておきたいなと思うんです。

去る10月28日ですね、金沢でディスカバー北陸プロジェクト石川フォーラムというものがあつたんです。その話の中で話の中心、また柱となるものは地域経済の再生、これ1本なんです。全体像としては、地域経済再生の柱としては、今こそ行政が推進役となり地域のブランドによる地場産業振興策等を示し、経済の建て直しを実施することが期待され、特に町長、市長においては限りなく大きな期待が寄せられているというものでございます。この限りなく大きな期待が寄せられているという所に町長はどのように感じられますか。ひと

つ述べていただきたいと思うんです。

また、このフォーラムの提言の第1ポイントは地域にこだわった商品作り。内閣府の政策統括官室の地域経済2007では、地域の自己満足や隣町、向い町の物真似じゃないのがブランドであり、過疎化する地方は観光客や交流人口を増やし、特産品等の販売を促すことで、外部から資本や資源を引き込み成長持続を目指す戦略がベターといえると結論付けられておりました。各自治体にはここを基本線とした振興策を出してほしいという内閣府の政策統括官のほうからの要望もございましたが、このような政策等を実現するためには、その中で一番耳が痛かったのは円滑実行に移すためには各市役所、役場内の各課の壁を取り外し、産業創出プロジェクトチームを作ることが絶対に必要だという意見でございます。私も当然だと思うんです。当町においては例えば農林水産課と商工観光課プラス民間、議会。そういったものの中で取り組むべきだと感じました。

また第2のポイントにおいて、今全国の自治体が最も力を入れているのが、農・商・工連携による産業創出事業です。これは国にもたくさん予算があります。すでに能美市では農業法人と酒造メーカーが中心になり、共同料理のオクモジという商品化を目指していると。これは菜の花と大根の塩漬けの漬物だと思うんです。また近くでは輪島市の建設業者の方が農業に参入し、有名なゴボウの生産を開始され成果も上々だと聞いております。このようなことを今後の能登町発展というか振興において戦略としてどう取り組まれるのか。また特に地域ブランドの育成が急務じゃないのかと思うんですが、町長の答えはいかなものか、ご答弁願えれば幸いです。まず第1問は以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

やはり議員がおっしゃるように地域ブランドというのは非常に大切だと思っております。そしてそれが地域経済の再生のほかに、グローバル化の進展といった観点からも必要性が指摘されているのが現状かなと思っております。

地場産業を振興させまして、地域経済を立て直す推進役としての地域ブランドが注目されている現況であります。その背景には、安全、健康などのニーズの高まり。経済のグローバル化。宅配便などの流通革命。それと、インターネットなどの情報通信革命があげられるとの研究結果が出ておりますが、公共工事や交付税、工場誘致などこれまでの仕組みが先細りし、かつての規模で都会の資金が地方に還流されなくなった現在、経済を支える原資を農産物の販売

や観光を通じて個人から得るためには、やはり農商工が連携しまして、地域ブランドによる差別化ということが不可欠というふうに思っております。

また議員おっしゃるように建設業者が農作物の生産にも取り組むといったこともよく耳にしますが、それぞれの分野で培ってきた技術を互いに活かすことも、大変重要なことではないかなと思っております。

またグローバル化で激化する競争に打ち勝つためには、地域に付加価値の高い商品やサービスがなくてはならないと思っておりますし、このことから地域ブランドは単に能登町の農林水産物を都会人に売ったり、あるいは観光を集客する手段にとどまってはならないというふうに考えております。他の地域の真似をするのではなくって、能登の歴史と伝統に基づいた特色を活かすということで、町に暮らす住民の皆さんにも誇りとか自信を呼び起こしまして、コミュニティー再生にも繋がると思いますし、それが更なる観光客集客に繋がっていかねばならないと考えております。やはり町の自然、気候、景観、特産品といった豊かな地域資源に着目して、それを掘り起こして再構築する作業であると考えています。

少し話は違いますが、コンビニのパンコーナーに初めて能登町赤崎産イチゴのカステラサンドが登場しました。これは、そのコンビニの地産地消の取り組みが地元イチゴ農家とマッチングしたものであります。産業化資源活用コーディネートとして今現在、石川県産業創出支援機構に職員を出向させている成果であると思っておりますし、農林総合事務所との連携を行った結果でもあろうかと思っております。また、このような商談中のマッチングが他にもあると聞いておりますので、来年度に向けても更なる期待をしているところであります。

また、商工会では世界一の魚醤を造る試験醸造を行っています。これも、有力な地域ブランドとして期待しておりますので町としては支援していきたいというふうに考えております。

また産業創出のためにプロジェクトチームを作る必要があるのではないかなというようなご質問ではありますが、町としましては新年度に向けまして町の組織の横の連携や県の関係機関との連携を取るための努力をしていかなければならないと思っております。それが地域ブランドの育成のためには今後も地元のJA、あるいは漁連の各支所、商工会などと更に良い関係を深めていかなければならないと思っておりますし、地域のこうした良さを受け継ぐ人づくりも大切なことだと思っておりますので、議員各位のご指導・ご協力方お願い申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番 (山本一朗)

まあ町長の思いは分かりました。非常になんて言うのかな、うまい答弁で本当に期待してもいいんじゃないかなという反面ありますが、まだ特徴的には見えてこない。今後ですね、持木町長にひとつもういっぺんお尋ねしたいんですが、やっぱり日経リサーチ等がね発表している地域ブランドランキングで、今先ほどいしりとか魚醤とか言われたんですが、全く100位にも入っていないんです。北陸三県の商品は、ゼロなんです。食の宝庫北陸と謳いながら言われながら、北陸三県のもはゼロなんです。ただ工芸品の中では輪島塗が1位なんです。ただ、食品、工芸、繊維合わせていきますと、1位から100位には輪島塗が全体でようやく69位に入って、丸谷が106位。あとはもうそれ以下なんです。そういうランキングの中において、非常に私らも含めた関係者及び行政は、全く情けない話だと私は感じるんですよ。たくさん予算を使ってアメリカも行った。あそこも行ったと言われながら、何でこの日経リサーチが発表しているものに入らなかったのかなというんです、やはり原因が分かったんです。毎日使うものじゃないと。要するに、いしりの使い方を我々は、ここにおる町の人ほとんどが知っている。けれども全然長野とか東京とかそういう人達のほうに良い情報が知らされていないから毎日使わない。物産展で買って、宣伝日に習った通りにしてみる。それで失敗したらボツにする。そういうことが原因だと思うんです。

だから毎日使うものでトップに躍り出たのが、高知県の馬路村という村ですよ。本当に小さい村。馬の路と書いた。馬路村の柚子製品がトップに躍り出ています。ごっくん馬路村とか柚子のジュース、ポン酢、鍋用品、ジャム全て含めたもので、今じゃもう大手のポン酢メーカーを脅かしているような売り上げになっております。若い者も定着するようになり、経済効果が抜群にあるわけです。高知県馬路村という所は。

こういうやっぱり自分の商品の良さを、使い方を馬路村は5年間、議会にも町民にも無駄だとかとんでもなく出向宣伝に経費をかけたといいながら、それを地道に5年かけて関西の百貨店で教えて、福岡なり出掛けて教えて初めて認められて今じゃもう日本一のランキングに躍り出ている。2位が鹿児島島の黒豚です。たかが豚といっても黒豚というだけで違ったと。全国でいっぱい黒豚を作ったけども、鹿児島島の黒豚に敵うものはまずないと。

そういうブランド品をきちっと作っていく上において、やはり町長先ほど言われましたが、各課の壁を取り外していつでもパシッと会って話出来る。そうだそうだと言いながら積み重ねていって、話を作っていくような。そういったね馬路村の話をしたんですが、そのようなものをしていくにおいて人づくりも

大事だと町長言われたんですが、本当に垣根を取り外した、取り外せるという状況をね、持木町長は作っておくべきだと思うんですが、その辺についてもう一度きちっと町長の思いを述べていただければ幸いです。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

そういったプロジェクトチームというのはありませんが、今現在、今年、地域振興協議会というものを立ち上げていただきまして、そこに商工観光課、農林水産課等の課長補佐クラスが年に数回協議もしております。地域振興のためにいろんな農産物あるいは商工を絡めたものが必要かということで、首都圏への売込みにも行っておりますので、そういう意味ではプロジェクトチームというわけではありませんが、すぐに横の連携を取る土台は出来ているんじゃないかなというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

じゃああの町長ですね、担当課の課長も記憶に止めておいてほしいんですけども、ブランド品作りと人材育成というのは1つの一緒の船に乗せるべきだと私は思っておりますので、課長同士だけの交流で門戸を、垣根を取ったじゃなくて担当のその下の補佐とか係長等も連携させていってほしいなと思います。これをお願いしておきまして今の質問はこれで終わります。

2番目の質問ですが、地域ブランドを次世代に。先ほど言った地域ブランドを次世代に受け継いでいくにはどうしていくのかと。町長は人材作りが人づくりといったものを言われたんですが、スイスにおいてはですね、他国と差別化の鍵を握る精密技術の伝承、継承はきちっと時計学校というものを作ってそこで技術を学ばせてスイスから出さないと。北陸でもやっぱり農林水産物を中心とした地域ブランド構築の際に、人材教育に力を入れるべきじゃないかと。これも先ほどのフォーラムであったわけなんですけど、ここで考えられるのは出さね、能登青翔と北辰と合併します。そこでその学科の中で地域創造学科というものが能登高校に出来るわけですが、非常に名前が素晴らしいんです。これをですね深層水を活用した地域ブランド製品が出来るようなシステムにその学科で、ひとつ可能なのか県等にも交渉してほしいと思うんです。

また地域ブランド作りのね、リーダー育成の場としての学科にならないのか。昨今ですね、外国食品に日本国民は本当に嫌気が差している中、地産地消、自給率の向上、そういったものが叫ばれている中で、食の宝庫能登半島において農業・水産の前身の学校が合併して様々なチャンスなり交流が出来ると思うんです。その上で能登高校、地域創造学科をそのような学科にして育て上げ、地域の学校としてずっと未来永劫残していければ結構なわけなんです、そのような希望のある学科にどうされていくのか教育長なり町長のお考えはいかがなものか、ご答弁願います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

議員おっしゃりますように、来年4月から能登高校が普通科2クラス、そして地域創造科が2クラスということでスタートするわけなんです、地域創造科につきましてはやはり、能登の自然・文化・産業を学んでいただきまして、これからの地域の創造・発展に寄与する人材の育成を目指しておるというふうに聞いております。このことは、第一次産業が大きなウェイトを占める能登町にとりましても、大変心強い学校であるというふうに思っておりますので、是非とも、良いスタートを切ってほしいと願っています。

また、地域ブランド品を育てるということでも学校にも期待をしたいと思えますし、能登高校に入学した子供達が能登町の将来を担うリーダーになってもらうためにも町長としましては一個人としても応援していきたいとも考えておりますし、今現在、私は能都北辰高校の育成会の会長という立場で学校との関係を持っておりますが、能登高校となりましてからも何らかの形で係わっていきたくて考えておりますし、当然能登町にとりましては唯一の県立高校ということになりますので、町としても積極的に応援をしていきたいというふうに考えています。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

町長は積極的に係わっていきたくて。地域創造学科ということにこだわっていきたくてということをおっしゃられて大変心強く思うんです。

その中でですね、ずっと我々の宿題というか課題であるんですが、深層水が

当町の大きな目玉の宝だと思うんですが、深層水のペットボトルの工場等も個人個人に誘致してみても中々経費の問題等、投資の問題等でいい返事がきていない。

そういった中でですね、昭和48年度から昭和53年度にかけて私らも行ったわけなんですけど、能登半島全体が三越とか東京に。その中で長野のどっかアルプス山脈の麓の、多分農業高校だったと思うんですが、その子供達が学校にペットボトルの機械があって北アルプスのおいしい水というか、何とか岳のおいしい水というのか、そういう水を東京に売りに来ていたことがあるんですよ。週刊誌にも載っていたことあります。ちょっと過去のものでなくしてしまっただけなんです。

どうしてもペットボトル化が町に必要だと思っていて、それでも中々採算割れして来てくれないというのならばですね、この能登高校、地域創造学科の創立にあたって県にお願いして小木の深層水の棟の横辺りにでも能登高校の実験実習室というのか、ペットボトル化のそれで高校の教育の一環として整備してもらえないかということですね。それを町民、町長も含めてみんなで飲む、販売するという過程にしていってもいいんじゃないかと思うんですが、一度そういうことを県に問い合わせするなり、我々が勝手に行ってもいやなわけで、その学校長との話し合いも今後されたらいいかなと思います。町長その辺の考えはありますか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに海洋深層水のペットボトル化というのは非常に大事なことだと思っております。何とかそういった企業といいますか、山本議員もご存知のとおり探したんですが、中々見つからないのが現状でありますし、来年度に向けて町として何とか出来ないかなという思いも持っておりました。それは工場を設置するんじゃなくて深層水を充填してくれる箇所がありますんで、そこへ深層水を運んでいって、ペットボトル化して能登町独自のラベルを貼って販売出来ないかという思いで、協議というか進めている現状であります。

また議員がおっしゃるように能登高校に対してそういうことが可能かどうか。県の教育委員会なりに問い合わせ、あるいは要望もしていく場面もあってもいいんじゃないかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番（山本一朗）

これで最後です。能登高校に関してですね、今後また農業と水産そうしたものがミックスした地域創造学科と。商業を交えた。そうすると正に農・商・工を交えた学科じゃないかなと思うんです。

そのときにですね、地域の方でこの科目だけ学びたいという一般社会人がおられたら、そういう人達もその科目だけ学びに行けるという学校にひとつしたらいかがかという問い合わせなり意見があるんですが、町長この辺も教育長含めですね、県に問題を投げかけていかれたらいかがでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

教育長 田下一幸君

教育長（田下一幸）

議員ご提案の一般社会人が高校の授業に参加したいということは可能なのかというようなお話だったと思います。現在のところ正直に言いましてそれは少し無理があると。逆に高校生が社会人が実践活動されている中に高校生が体験として学びに行くということは可能であるが、議員提案のそういうことは現段階では無理なんだけど、いろんな意味で応用問題の中に出来ないかどうかというのを改めて知恵をお互いに絞っていききたいなと思っているところであります。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

12番よろしいですか。しばらく休憩いたします。 (午前11時06分)

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時14分再開)

9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは私が通告しました2点について町長に尋ねたいと思います。まず、宇出津地区における駐車場の利活用についてです。

現在、能都庁舎には専用駐車場が20台ほどと少なく、日頃、来客の町民の皆さんに多大な迷惑を掛けているところでもあります。また庁舎4階ホールで式典や催しがあったときなど駐車場は不足し、違法駐車が目立ち、主催者側の配慮の無さが伺えます。宇出津地区において恒久的な駐車スペースの不足は、地元商店街にも影響を及ぼし、商店街通りがいくら立派になっても、根本的な問題は解消されていないと思います。

今、庁舎前では港湾の埋め立てによる地域活性化のためのイベント広場や、防災機能強化を目的とする避難救助広場として緑地化工事が進んでおります。ここに駐車スペースとして約60台が見込まれております。

また、宇出津駅跡地の利活用検討委員会の答申では、商工会のある福祉会館に隣接したスペースに103台分の駐車場が予定されておりました。現在、この地は職員の駐車場に利用されているわけですが、将来こういった駐車場の有効な利活用、例えば庁舎前広場駐車場はどのような目的で利用するのか。また、駅跡地駐車場はどのような使い方が相応しいのか。利活用策次第では地元商業はもとより、中心市街の賑わいの創出に繋がると思われるがいかかでしょうか。ただ単に職員の駐車場、地区住民の車置き場となってしまうのでしたら本当に嘆かわしい限りだと思います。

また、検討委員会から答申のあった跡地計画の概要について町長はどのように考えられておりますか。そして利活用計画について実現するまでどのようなプロセスが必要と考えられますか。

もうひとつですが、駅跡地は宇出津に限らず鶴川、小木、松波もあります。町民の愛着のある駅舎、駅跡地については今後どのように考えられているのか、その辺も尋ねたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

議員ご質問のまず能都庁舎前の駐車場に関してではありますが、ここは宇出津港湾環境整備事業ということで、本港のシンボルとなる緑地として安心して親しみのある港湾空間を形成しまして、議員おっしゃるように地域の伝統的な祭りやイベントへの活用、さらには、避難救助広場として利用することにより、災害時の防災拠点となります。平成14年度に調査を開始しまして、翌15年度から工事に着手し、21年度完成を目指しております。総事業費4億2,700万円で面積5,726㎡を埋め立てるものであります。その中には緑地、駐車場、照明施設、多目的広場の整備を進めております。

そして多目的広場に関しましては、あばれ祭りに出る神輿やキリコの台数に必要な規模で算定されておりますが、駐車場そして多目的広場はともにアスファルト舗装で仕上げる事となっております。多目的広場については、恒久的な駐車場としての利用は、事業の目的上、出来ないことになってはいますが、例えば緑地でのイベント。あるいは議員おっしゃるように庁舎4階での広域的な会議等の際には、駐車場の不足することから、随時、港湾管理者と管理協定していく中で利便性を図っていきたいというふうに考えております。

また宇出津駅の跡地に関しましては、現在、旧宇出津駅跡地の一部を、のと鉄道株式会社から借りまして、能都庁舎及び宇出津病院職員の通勤用の駐車場として活用しておりますが、今後の駅跡地全体の利活用策につきましては、これまで駅跡地の利活用の検討を進めておりました宇出津駅跡地利用検討委員会より、駅跡地を活用した、新たな交流と賑わいの創出をコンセプトにした利活用策がこの程答申されたところでございます。

答申の内容につきましては、旧宇出津駅で分断されていた北側に位置する地域からの交通アクセス改善のための道路整備。そして、イベントや物産販売などを通して地域の賑わいを創出するための多目的イベント広場や観光物産館などを整備するほか、商工会裏手には、商工会や周辺商業施設などへの来訪者や、バス利用者のためのパーク・アンド・バスライド用の駐車場整備などが盛り込まれております。

今後の具体的な整備計画につきましては、この答申を基に詳細な計画を策定し順次進めていきたいと思っておりますが、そのプロセスに関しましては企画財政課長から説明させていただきたいと思っております。また他の駅舎に関しましても、まず1番大きな宇出津駅の跡地を完成させることがまず第1かなと考えておりますので、今後の他の駅跡地に関しましても、利活用策、地域の住民のご意見も伺いながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

企画財政課長 高雅彦君

企画財政課長（高雅彦）

それでは石岡議員のご質問の、宇出津駅跡地利用計画の今後のプロセスについてというご質問でございましたので、これにつきましては去る12月1日の答申を受けまして、翌年度21年度において基本設計及び自主設計につながります地形測量等を予算計上したいと考えております。

そして本格的な整備につきましては22年度から町づくり交付金事業を導入いたしまして、一応、県の財政支援室では町の一般財源に係る分についてはそ

れなりの支援をしていただけるということでございますので、そういった財源をいただきながら答申をいただいた宇出津駅跡地利用計画の整備を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

ただ今の町長の答弁の中で庁舎前駐車場は日頃の来庁者には使わせないような旨のせつめいだったかと思えます。間違いありませんか。日頃の来庁者にも使わせるということですか。はい。わかりました。それでは駐車場に関連してもうひとつお願いします。

宇出津地区の駐車場不足を補っている公立宇出津総合病院の駐車場についてです。現在ここは何台分の駐車場スペースが整備されているのか。通院、入院、お見舞い等で来院される方が利用する病院本来の駐車場に戻す必要性を感じます。慢性的駐車もあるようですが、その辺の対策はどのように行っているのかお尋ねしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

まず宇出津病院の駐車場ですが、駐車場として整備されている部分にしましては約240台分が全体で整備されているということでありまして、そして病院の駐車場につきましては患者さんのご意見も取り入れながら、出来るだけご不便を掛けないよう改善を図っていかねばならないと思っております。

本年度におきましても、身障者の駐車場に一般の方の駐車が見受けられましたので、駐車時に注意を呼びかけるとともに、専用の看板も設置したところでもあります。また、一時的な入院等でどうしても駐車が必要な患者さんには駐車許可証も出して整理もしております。

また一般の患者さん以外と見られる駐車車両に対しましては、長時間の無断駐車禁止の張り紙を貼っております。しかしながら病院に用事のない方が病院の駐車場に止められていて、本来、病院に通院されている患者さんの駐車場が確保できず、ご不便をおかけしているときもありますので、今後もいつその駐車に対する注意を払いながら、病院に用事のない方の駐車をさせないように。そして、来院する患者様に不便をかけないように努めていきたいと思っております。

います。

議長（新平悠紀夫）

9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは2点目の質問に移らさせていただきます。町道の草刈についてですが、先般、町会区長会連合会の内浦支部からの町政に対する意見要望の中に、町道の草刈を要望する意見がそれぞれの地区からありました。担当課の説明、回答をどのように感じられたでしょうか。担当課の回答はこのようなものでした。「町道の草刈に関しては、建設課職員で対応しているが、延長が長く対応しきれない場所もあるため、地区の町内会のご協力をお願いしたい。」とありました。

今になってこのような回答は遅いとは思いませんか。年度初めとかに通達し、財政改革期間であるため、業者に頼まず建設課職員でこの区間は対応しますが、対応しきれないその他の区間は地元町内会の協力をお願いしますとか、何らかの説明をし、理解を求めなければならないのではないのでしょうか。それがなされていないから区長会から意見要望があると思われま。たかが町道の草刈ではなく、能登町的美観を損なう能登町のイメージダウンでもあります。来年度も町道の草刈は建設課職員で対応し、限られた範囲でされるのか、その辺をお尋ねします。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

町道の草刈に関しましては今現在、毎年、町内会のほうで国県道も含めた道路や河川の清掃、草刈等を実施していただいております。そしてまたそういう意味では自分達が日頃利用している道路に感謝していただきまして、道路があることによって生活の利便性の向上が図られていることを再認識していただき、道路を愛する。あるいは道路を大切に使うということを意識していただくための道路愛護と銘打って、それぞれの地区の方が一番多く使われるであろう道路の清掃、草刈をしていただいていると思っております。

行財政改革の一環としまして、経費削減のために従来実施していた草刈の委託費に関しましては、大幅な削減を行いましたが、こういう状況の中で交通の安全確保のため、各地区間を結び、人家が連担していない町道につきましては、

担当課の職員で草刈を実施しているところではありますが、今ほど担当課の答弁にもありましたように非常に路線数も多く、延長が長く、全ての路線に対応しきれていないのが現状かと思えます。

また年々、人口が減少し、高齢者も多くなっていく中で、各地区での草刈も益々大変な状況になってくるとは思いますが、町民の皆様のご協力をいただきながら、協働するまちづくりを進めて行きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（新平悠紀夫）

9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

私が質問している意味、町長ちょっと答えが違うのかなあと思うんですが。今のこの時期に区長会から草刈をしてほしいという話があること自体が私はおかしいんじゃないかと思うんですよ。区長会からこういう話があるのがもっと先の段階なら行政と区長会とが連携しあっていれば、この範囲は建設課職員で対応します。じゃあそこは各地元の町内会をお願いします。そういう連携っていうのがないということなんですよ。違いますか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

連携といいますか、毎年、6、7、8月くらいに各町内へ草刈、あるいは道路清掃をお願いしているのが現実でありますので、今してくれとかいうことではないかと思えます。

議長（新平悠紀夫）

9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

町会区長会で草刈しているところも確かにあります。本当に立派にされておるところもありますが、全く手の付いていない町道も何ヶ所も見受けられます。その辺は町会区長会とはどういうふうな話し合いになっているのか、建設課が担当で町会区長会にどういう説明をしているのか。

また今回は内浦支部からの意見要望でしたが、旧柳田、旧能都からはこうい

う意見要望はなかったんですか。

議長（新平悠紀夫）

建設課長 大門康博君

建設課長（大門康博）

町道の草刈について集落との調整が不十分でないかといったようなことかなと思います。町道の草刈につきましては、6月から7月にかけての町内一斉清掃、道路河川愛護ということでお願いをしておるわけなんです、その際に町道の草刈もお願いをしておるのが実態かなと思います。

しかしながら具体的な路線の指定等は町内に任せておきまして、建設課と各町内とが協議をしたという事実はございません。そういう中で集落と集落を結ぶ広域的な路線につきましては建設課の職員でさせていただいております。

道路の草刈につきましては内浦以外にも先ほど申しましたような、集落の手が回らないといったような広域的な路線については要望があります。それにつきましては建設課のほうでも7月、8月を中心に職員が出て草刈を行っているという実態であります。

議長（新平悠紀夫）

9番 石岡安雄君

9番（石岡安雄）

来年度におきましても、こういった予算が限られた経費削減でしたら、やはり建設課と各町内会と話し合っただけでその辺は調製していただきたいと、そう思いますのでよろしくをお願いします。それでは質問終わります。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に16番 石井良明君

16番（石井良明）

まず初めの質問は、町長に対して来春の出馬予定についてお伺いいたします。ご承知のとおり来春は持木町長にとっては、任期満了の年となります。合併後、2期目の真を問う首長選だけに町民の関心も日増しに高まっているようでございます。恐らく同席の議員各位にも問い合わせが多々あろうかと推測されます。前回の9月定例会においても、同僚議員から同じ内容の質問がありましたが、若干時期尚早ということもあいまって、残された任期を全身全霊をかけて行政

に取り組みたいという答弁に終わり、その核心に触れることはありませんでした。しかし、今回は師走の定例会でございます。町民の関心事をベールに包んだまま正月を迎えることは住民サービス上、好ましくないと思いますので、明快な答弁をお願いするものでございます。

また、2期目の能登町丸の舵取りをするとしたら町づくり骨太構想の主点をどのように置くのか併せてご答弁をお願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

ただ今の石井議員のご質問ですが、合併後、能登町の長としまして新たに就任して、少子高齢化と過疎化が進む奥能登の中で、その特色を生かすには第一次産業の大切さを再認識するとともに、全ての産業の振興を図り、新町の町づくりのテーマは奥能登にひと・くらしが輝く、ふれあいの町の構築であり、恵まれた海と山を生かしながら、人づくりの町づくり・福祉の町づくり・循環型社会の町づくり・産業の活性化の町づくり・交通と情報網の町づくりを目指して取り組んでまいりました。

私はこの豊かな自然や風土に恵まれた能登町が大好きであります。来春、任期満了を迎えておりますが、私が進めようとしている町づくり構想は能登町総合計画に盛り込まれており、その信念は今も変わっておりません。町民の皆さん一人ひとりが住んで良かったと実感できる町を実現するために一歩前に進む町づくりを基本目標に、町民の皆様と手を携えて、ともに行動していきたいと考えております。継続事業やあるいは新たな事業の課題がまだまだ山積しております。議員各位のご協力、そして、町民の方々のご声援をいただけるならば、再度、この場に立たせていただき、地域の声を真摯に受け止めまして、能登町の未来の町づくりのために、粉骨砕身、取り組む所存でありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（新平悠紀夫）

16番 石井良明君

16番（石井良明）

出馬をするとの決意表明を賜りありがとうございました。相対的には継続は力なりの意味合いが伝わりました。答弁の一句一言の中に能登町浮上の意気込みがひしひしと感じ取ることが出来ました。どうか慈愛に満ちた町づくりのた

め、多大なるご尽力を賜りたいと思います。ありがとうございました。

通告に基づいて2点目の質問は、河川の整備状況について担当課にお尋ね申し上げます。能登町域に流れるほとんどの河川は大雨注意報程度でも水位の高さが堤防の最上段まで達します。その起因の源は堆積した土石やそれに根付いた草木にあらうかと思われまます。この注意報が警報にでも変われば堤防が決壊し、民家の浸水や農業被害に及び甚大な災害が予想され、人的被害まで視野に入れなければなりません。お手元に回覧しました写真は、少し見えにくいかも分かりませんが、雨量がゼロにも係わらず、堆積物が1m10cmくらいの水域を指しています。本来なら水位計とは水位を測るものであり、現在は堆積物を計るのが実情であります。2級河川は自治体にはあまり関係ないと判断されがちですが、付近には町民が生活しているのが実態であります。前日の通り、世界的異常気象の元、人的被害も鑑み、堤防付近の住民の皆さんは梅雨時や台風シーズンが到来すると、恐怖心と不安で安眠出来ない日が続きます。

どうか自治体の力で関係窓口まで堆積物除去工事を強く要望してほしいと思いますが、担当課の御見解をお願い申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

建設課長 大門康博君

建設課長（大門康博）

河川の土砂の堆積ということですが、能登町管内には県の管理する2級河川と町の管理する河川とがございます。河川の土砂の堆積につきましては、近年、流域の森林の荒廃、あるいは中山間地における農地の荒廃といったもの。それから集中的なゲリラ的な豪雨といったものが原因となって従来に比べ大量の土砂が流れ出し、堆積量が増加しているものというふうに考えております。

河川管理の状況についてですが、県では河川パトロールを定期的を実施しております。そして堆積土砂を精査の上、降水時に氾濫の恐れがある箇所。それから景観上問題はあるけれども影響の少ない箇所に分類をしまして、優先順位の高い所から堆積土砂の除去を実施しているというふうに聞いております。能登町管内では、平成19年度におきましては、梶川、それから九里川尻川、松波川、町野川などで土砂の除去を実施したと聞いております。平成20年度では、梶川、九里川尻川、松波川で実施されると聞いております。しかしご指摘のとおり、まだまだ多くの箇所で堆積の土砂、灌木といったものが見られる状況であります。昨年8月、能登町を襲った豪雨や、今年7月に発生した浅野川の氾濫は記憶に新しいところであり、氾濫による床下、あるいは床上浸水等の危険性は高いというふうに感じております。住民の皆さんの安心安全な生活の

確保のために、今後も県に対し早急な対策を要望してまいりたいというふうに考えております。

それから町の管理する普通河川においても同様であります。町では平成19年度に市之瀬川と田ノ浦川で土砂の除去を実施しました。今年度におきましては、真脇川で実施を予定しております。そして今年より、能登町建設業連絡協議会の協力を得まして普通河川において河川パトロールを実施することとしておりまして、土砂の堆積状況や灌木の状況、そういったものの把握に努めて、災害の未然防止に役立てていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

16番 石井良明君

16番（石井良明）

関係窓口へ陳情、請願する際に当該地区民の署名、捺印が必要でしたら当方で協力いたしますので。

確認のため、もう一度、能登町域に流れる河川名を教えてください。

議長（新平悠紀夫）

建設課長 大門康博君

建設課長（大門康博）

能登町管内にあります2級河川ということですが、山田川水系には山田川と本木川であります。梶川水系におきましては梶川、それから梅ノ木川。それから白丸川。九里川尻川。松波川。それから町野川水系のほうにまいりますと、町野川、上町川、神野川、河内川ということで、合わせて6つの水系で11の河川があります。その管理延長につきましては64.36kmというふうになっております。

それから普通河川につきましては、能登町管内に87の河川がございまして、その延長は170.46kmということになっております。

議長（新平悠紀夫）

16番 石井良明君

16番（石井良明）

最後に町長に1点お伺いします。今後は河川環境保全のために河川環境調査

費を節設定くらいに計上してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

議員のおっしゃることよく分かります。また、県のほうでの河川パトロールも定期的に行っていたり、あるいは今年から能登町建設業連絡協議会で協力をいただいて河川パトロールを行っているのが現状であります。やはり災害の防止、あるいは住民の皆様の安心安全のためにも、そういった手立ても必要なかなという気もしておりますので、今後協議もさせていただきたいと思えます。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。

午後1時から再開しますのでよろしくお願いいたします。（午前11時48分）

再 開

副議長（石岡安雄）

新平議長が午後から欠席のため、私副議長が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

師走に入り今年もあと20日ばかりとなりました。昨年は能登半島地震、国内でも災害の多い年でしたが、今年は台風の上陸もなく災害の少ない年ではなかったかと思っております。

しかし、昨年の8月に表面化いたしましたアメリカのサブプライムローン危機が広がり、去る9月にはそれに関連してアメリカの大手証券会社リーマンブラザーズが経営破綻いたしました。それが原因で世界の株式が全面安となり、金融機関の経営を圧迫し、一層の株安を生む状況となり、世界経済は100年に一度の金融危機に直面しております。

このように景気が落ち込んでくれば、当然税収が減り、我々自治体に交付される地方交付税も減り、厳しい状況になるのではないかと心配をしております。来年はこの金融危機から早く脱却できるよう政府に対し対策を講じていただき世界経済が安定することを望みたいと思っております。

それでは、先に通告してあります4件について質問いたします。まずは、1点目の平成21年度予算についてお伺いいたします。

去る9月定例議会に認定に付されました平成19年度決算の結果は、経常収支比率が18年度と同じく99.7%、起債制限比率が14.1%と2%改善しております。実質公債費比率についても21.1%となり2.1%改善しております。この財政指標については、先の地方新聞の紙上に掲載されているように、当町は県下ワースト2となり、ワースト1から脱却できました。

私が去る9月議会の予算質疑で、企画財政課長に昨年までの県下ワースト1から脱却できるかと質問したところ、他の市町も努力しているので難しいがなんとか脱却したいとの希望だと言われたので希望どおりになったのではないかとと思っております。

今回の決算から新たな財政悪化度の判断基準の公表が義務付けられました。健全化判断比率においての4つの項目において、当町ではいずれも早期健全化基準に達していないのですが、公営企業会計の病院事業において、資金収支不足比率が10%となっており、今後の改善が必要となるものと思います。ただ、実質公債費比率が改善したというものの、起債に許可が必要となる18%を超えている状況に変わりがないので、厳しい状況が続くものと思います。

このような結果から、町長は19年度決算の結果に対する思いと、21年度の予算編成に当たり、各課に対してシーリングの設定など、どのような予算編成方針を示されたかお聞きしたいと思います。一部、志幸議員との質問がだぶると思えますけどよろしくお願いたします。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは椿原議員の質問にお答えさせていただきます。

平成19年度決算の結果に対する思いというご質問であります。平成19年度決算につきましては、9月議会に報告させていただきましたが、本年より施行されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によりまして、新たな財政指標として、実質赤字比率、これは赤字なしであります。連結実質赤字比率、これも赤字なしであります。そして実質公債費比率が21.1%。

将来負担比率が208.9%と公表されております。

いずれの指標におきましても国が示しております、早期健全化基準以下となっているということではありますが、特に、議員のおっしゃるとおり借金の負担割合を示します。これまでもありました普通会計での起債制限比率に、特別会計や一部事務組合の負担を加味しました、実質公債費比率は、県下ワースト2位であり、合併後の繰上償還や新発債の抑制により、着実に改善はしているものの18%以上であります。地方債を借りる上で公債負担適正化計画を作成しなければならない、許可団体であります。財政構造の健全化を図る上でも18%以下を目標として今後とも、公債費の削減に努めなければならないと考えております。

また、公営企業の病院事業におきましては、資金不足比率が10%となっており、国が示します経営健全化基準の20%は下回ってはいるものの、不良債務が発生しており改善が必要な状況であります。今年度中に、国の指導により病床利用率70%以下の公立病院は「経営の効率化、経営形態の見直し等を計画した病院改革プラン」を作成することとなっており、現在作成中であります。来年度以降、この改革プランに沿った、経費削減に努めるとともに、歳入の面で、医師、看護師の確保を図ることで、更なる経営健全化に努めて参りたいと考えております。

また、今回の補正で計上させていただいておりますが、高利の政府資金を低利の縁故債に借替える予定でありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

そこで、議員ご質問の平成19年度決算の結果に対する思いではありますが、財政指標からも、集中改革期間を定めて行った行財政改革により、財政の健全化が着実に改善の方向に向かっているものと思っております。しかし、県下市町の財政指数と比べましても、まだまだ下位でありまして決して良い財政状態とは言えない状況にあるというのも事実です。先程も、述べましたが100年に一度ともいわれる世界的な金融危機で経済状況が急速に悪化しており、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れが高まっている状況で、税収や交付税などの一般財源である歳入が今後とも厳しいことは変わりなく集中改革期間が終わったからといって、ここで改革を緩めると一気に厳しい財政状態に陥ることも予想されます。今後とも、危機感を持って行財政改革を緩めることなく経費の見直しによる経費削減に努め、簡素で効率的な行政を実現していきたいと思っております。

予算の編成方針については、志幸議員にご説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

副議長（石岡安雄）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

通告には重点施策につきましても言うてありますけども先ほど志幸議員の答弁がありましたので割愛させていただきます。次に行政改革についてお聞きしたいと思います。

能登町行政改革については、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の実施計画が策定され、さまざまな取り組みで進められております。

主な内容としては、組織・機構の合理化、窓口サービスの向上、公共施設の適正管理と運営の効率化、財政健全化による安定基盤の確立、事務事業の改善・効率化の5つの内容となっております。5カ年で総額32億5千2百52万2千円の節減効果計画額となっております。19年度までの3年間の節減効果額は町の広報紙にも載っていたとおり、15億5千287万2千円の計画に対し、19億6千790万2千円で4億1千503万円の増となっております。

そこでお聞きしますが、平成20年度計画の節減効果額は8億3千179万6千円となっておりますけれども、今年度末の進捗見込額はどのようになるか項目別にお聞きしたいと思います。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは椿原議員の平成20年度末の行政改革の進捗見込みはということですが、能登町におきましては能登町行政改革大綱を平成18年3月に策定しまして、平成17年度から平成21年度までの5カ年の大綱に基づく実施計画を進めております。

議員の言われました5項目に従い具体的な改革事項を定め、組織・機構の改革や事務事業の見直しを進めることによりまして経費の節減とサービスの向上を図る計画となっております。そして平成18年度からは9名の委員から構成されます行政改革評価委員会を設置いたしまして、行政改革項目に対する評価、ご意見を頂きながら進めており、概ね計画どおり順調に実施されていることや実施している内容について評価を得ているところでもあります。

また、委員の方々からは、地域資源を利用した町の活性化、新しい産業興し、指定管理者制度、地域と町の協働の推進、分庁舎方式の弊害、行政改革の先進地事例など、様々な行政改革に関連する貴重なご意見を頂いて、円滑な行政改

革の推進に努めているところでもあります。

ご質問の平成20年度末における計画金額の進捗見込額ですが、年度途中で未確定な部分が多数ありますが、あくまでも現時点での推計ということで申し上げます。組織・機構の合理化につきましては、課・室、保育所等の統廃合の検討や、職員定数の適正化、各種手当の見直しを行っており、計画額約5億9,000万円に対しまして、約8億8,000万円を推計しています。

窓口サービスの等の向上では、各種システム導入による窓口業務の迅速化と手続きの簡素化に努めており、この項目の計画額はございません。

公共施設の適正管理と運営等の効率化につきましては、各種公共施設の統廃合や指定管理者制度の導入等で施設の運営・管理の合理化・効率化に努めており、計画額約300万円に対し、約900万円を推計しています。

財政の健全化による安定基盤の確立については、各種補助金等の見直し、事務経費の節減を進めながら、各種使用料・手数料等の改正、町税や各種使用料・手数料等の徴収体制の強化、遊休資産の売却、広報紙やホームページの有料広告事業など、収入の確保に努め、財政の健全化を進めており、計画額約2億1,000万円に対しまして、約3億5,000万円を推計しています。

そして最後に事務事業の改善・効率化では、各種業務のシステム化や情報の共有化を進め、事務事業内容の見直しによりまして効率化と経費の削減に努めており、計画額約2,000万円に対しまして約3,000万円を推計しております。

全体的な今年度末の見込額でございますが、計画額約8億3,000万円に対しまして、行政改革5項目の合計を試算しますと約12億7,000万円を効果額と見込んでおります。つまりは約4億円以上の増額となるものと推計しております。

金額的には計画額を大きく上回ることとなりますが、分庁舎、課の再編、公共施設の統廃合等まだまだ慎重に進めなければならない項目も多数ありますので、皆様のご理解とご協力、町民の皆様のご理解を頂きながら行政改革に取り組んでいきたいと思っております。

副議長（石岡安雄）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

20年度だけでも約4億円余りの増加となっております。次に、平成21年度以降についてお聞きいたします。

節減効果計画の約70%が職員関係を主とする人件費となっており、現在町

職員の期末勤勉手当の20%カットや、町長等特別職の期末手当50%カット、それに55歳以上の職員について給料が年齢が上がるにつれて減額幅が増える給与カットが行われています。職員の期末勤勉手当カットや55歳以上の職員の給与減額については平成18年度より行われており、行政改革の歳出削減の最も大きなものであり、職員の協力と理解があったからこそ、節減効果が計画より上回ったと思っております。

期末勤勉手当のカットにつきましては、先ほど答弁があつて21年度からやらないということで聞きましたけれど、もっと細かくいうと55歳以上の職員の減額ですね、これについてもやめるのか後で確認したいと思います。

それから次に納税組合に関してお聞きいたしますが、当町の納税組合数は平成17年度では206組合が18年度では201組合で5つの組合が減り、19年度では194組合で7つの組合が減少しております。

納税奨励金についても17年度で3,054万1千円であったものが、18年度では2,465万1千円で589万円減少し、19年度では1,296万2千円で約半分の1,168万9千円の減少額となっております。20年度についても予算規模では約13%減少しております。

19年度での納税組合が扱っている町税と国民健康保険税総額は、11億6,000万円でありまして、納税奨励金は取扱総額の1.16%となっております。

去る11月15日の地方新聞の記事によると、羽咋市では行政改革委員会によって納税組合制度の廃止が提言されておりましたけれども、今回、市長の交代もあつて、組合制度は継続されたと掲載されておりました。その理由として、廃止の場合は費用の削減以上に市税収入が減る試算などが理由だそうです。

継続の理由として、その3つあるのですが、市長は1つ目として、組合長や町会長へのアンケートで、継続もしくはどちらでも良いとの答えが約75%を占めた。それから2つ目として、廃止の場合、100%口座振替に移行しても組合への費用の削減が約1,400万円に対して、市税の未納が現状の収納率からして約3,000万円増えることが予想され、差引、約1,600万円の減収になる。3つ目として、地域活動などに使われている奨励金が無くなる。以上の3つの理由をあげております。

当町の場合17年度から19年度までに12組合が減少しており、20年度についてもいくつか減少するのではないかと聞いております。その理由として、組合への奨励金の減額が一番大きいのではないかと思います。各組合では、奨励金が町内会の地域活動に使われていたのがあまりにも大きく減額されており、組合解散の理由になっていると思います。

そこでお聞きいたしますけれども、町長は納税組合に対しどのような考え方

をもっておられるか、また、平成21年度予算で、さらに奨励金を減額されるのか現状維持なのかその点をお聞きしたいと思います。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、平成20年度以降の職員の人件費に関してであります。先ほど志幸議員にもお答えしたとおり期末勤勉手当等あるいは給与の減額につきましては行わないものとしております。それで椿原議員の55歳以上の職員の給与減額に関しましても今のところは行わないつもりであります。今後のヒアリングの結果次第では見直さなければならない状況が出てくる可能性もあるということだけご理解いただければと思っております。

次に、納税組合に対する考え方と奨励金の削減についてのご質問であります。納税組合につきましては、納期内完納の定着に甚大なる貢献を賜っており、組合員相互の納税意義の高揚に果たす役割も非常に大きなものがありますし、組合の存続につきましては継続を前提に大切にしていかなければならないと考えております。

また、削減につきましては、予算編成方針で述べましたが、さらなるマイナスイメージは行わず、昨年度と同率の助成制度としておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（石岡安雄）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

55歳以上の減額についてはですね、まだはっきりしていないんですけども給与カットについてはですね、職員は55歳以上になれば昇級が停止になるわけですね。その上乘せとしてまた1年ずつ減っていくと、そういうものはですね職員の仕事のやる気が無くなるということがあると思うんですよ。そういうやり方は恐らく県下ではどこもないと思いますし、全国でもそういうやり方は聞いたことがないですね。それはやっぱりやるなら別の方法、全職員にやるとかですね、55歳以上は高齢者医療みたいなものでそれによく似た年寄りいじめとかそういうふうにとられる可能性がありますのでそういうものは止めたほうがいいと、どうしても予算が足りないときは別の方法でやるとそういう考え方を、答えはいりませんが要望しておきます。

次に、森林環境税についてお聞きいたしたいと思います。いしかわ森林環境税については、平成19年度より、森林からの恩恵を受けている県民に対し、薄く幅広く負担を求めることのできる税制措置として導入されました。

森林環境税は、県民税均等割に個人は500円、法人は均等割額の5%を上乗せするもので、年間3億8,000万円程度の税収を見込み、同環境税を財源に創設した「いしかわ環境基金」から、9割を手入れ不足の人工林の整備に、1割を普及啓発などのソフト事業に充てることとなっております。

県内の手入れ不足林は22,000㍍あり、昨年度はこのうち1,300㍍で同基金による森林整備計画が進められたと聞いております。

そこでお聞きいたしますが、直接の町の事業ではないのですが、能登町の環境税総額はどのくらいか、また、能登町地内における手入れ不足林はどのくらいあるのか、また、環境税を活用した事業は当町でどのようになっているかお聞きしたいと思います。

副議長(石岡安雄)

町長 持木一茂君

町長(持木一茂)

森林環境税につきましては今ほど議員の方から説明があったとおりでありまして、日々進む森林の荒廃を早急に回復させるため、平成19年度に「いしかわ森林環境基金事業」として創設されたものであります。財源としては県民税の均等割りに上乗せしており、1人当たり500円を納入して頂いております。

能登町の森林環境税額の総額は平成19、20年度の個人県民税として、それぞれ、497万円余りであります。法人県民税につきましては、県下全域の法人を対象としているため、能登町のみの分として正確な数字は確認できませんので、ご了承願いたいと思います。能登町内にある手入れ不足林につきましては森林面積20,074㍍のうち、1,508㍍が手入れ不足林に該当いたします。また、町内における環境税を活用した事業としましては、ハード事業として強度間伐を中心に平成19年度は、246.7㍍で、9,278万5千円、平成20年度は、9月末現在ではありますが、68.8㍍、242万1千円の事業を実施しております。

ソフト事業につきましては、平成19年度は下刈り・植樹体験として、1団体に383千円、平成20年度は森林体験活動として、1団体で115万6千円の事業を実施しております。

副議長(石岡安雄)

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

はい、わかりました。ただ、一般の山を持っておいでの方が知らない場合もあると思うんですよ。間伐してもらおうと直接お金がかかってくるんじゃないかとか、そういう方が結構いると思うので、これはあくまでも環境税を活用した事業でございますので、何かPR不足があるんじゃないかと思っておりますので、その辺をまた県、森林組合と協力してPRしていただければいいんじゃないかと思っております。

それではですね、次に学校支援地域本部事業について、教育長に質問いたします。

近年、青少年の犯罪、いじめ、不登校などさまざまな問題が発生しております。こうした背景には、都市化や核家族化、少子化及び地域における地縁的な繋がり希薄化など、いわゆる「地域の教育力の低下が指摘されている状況であります。また、学校現場では、学校が多様な問題を抱えており、教員の教育活動以外による業務量増加が問題となっているようです。

このような状況から、地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上を図る取り組みとして、文部科学省では平成20年度から学校支援地域本部事業が実施されたと聞いております。

新聞報道によると、県内では9市町が事業に取り組んでいると掲載されておりますけれども、当町ではどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

副議長（石岡安雄）

教育長 田下一幸君

教育長（田下一幸）

椿原議員のご質問にお答えします。結論から先に申し上げますと平成20年度では能登町ではその事業にまだ取り組んでおりません。

先ほど議員の質問の中にありましたように20年度から文部科学省のほうでこの事業が新規に起こされております。私どもに相談があったのは、今年の今時分だったかなと思っております。なにしろ初めてというケースもありました。ただ私どもそのことに少し議論をさせていただきました。

この事業の概要について少しご説明いたしますけれど、基本的には中学校区を単位として学校地域支援本部を設置していきます。そして学校と地域教育協議会、地域コーディネーターを中心に中学校、小学校も含んでいいわけですけど、地域と家庭を結び学校運営に積極的に関与して学校活動を支援していただ

くことを目的としております。

実際どういう活動なんだということの一例として学校支援活動としては、現在能登町にもそれぞれそういうことを行っているんですけど、総合的学習時間の指導者の養成とか豊かな体験活動の指導員、また子どもと親の相談、また部活動指導として地域スポーツの指導者、環境整備としては学校図書館の支援スタッフ等また学校の登下校時に対する安全対策ということでそういう地域でパトロールする、また学校と地域が共同で行ういわゆる社会体育大会、学校運動会とを合わせたような活動であります。それが学校支援者となります。

また、ボランティアとしてそれぞれの所に今、申しあげた活動に携わっておいでの方、現在も能登町に大変ご協力いただいてそういう方々にお世話になっております。

ただ、この事業の一つのものとして先ほど、そういうものを取りまとめていくために地域コーディネーターというものの人材が必要となってきます。この地域コーディネーターとはいわゆる団塊世代の退職者等々を活用することなんですけど基本的には一番多くの町で取り入れられておりますところの退職教員の活用というものが中心となってくると思います。

ただ、若干心配するのはその事業費の費用の使い方でありまして、謝金としてあげられるのはその方のみと、これまでまた今後もその事業が取り上げられた場合に、先ほど申しあげましたいろいろな方々のお世話をいただいているところの費用には充てられません。そういうところで若干問題もあるわけですが、全国的に文科省が3ヵ年事業であります。そういうことで3ヵ年間だけ助成して4年目から手を引きますよとこういうふうな感覚のなかで行われておりますので学校現場、関係機関等よく協議しながら検討させていただきたいと考えております。

副議長（石岡安雄）

2番 椿原安弘君

2番（椿原安弘）

はい、事業の概要等につきまして、答弁ありましたが、予算的には例えば能登町にやるとすればいくらぐらいあるのかそれをお聞きいたします。

副議長（石岡安雄）

教育長 田下一幸君

教育長（田下一幸）

これは町単位で最大限が、大体150万円なのかと思っております。

ただ、奥能登で実施されているところの話を聞いてみました。他団体の名をここで挙げていいのかわかりませんが輪島市が取り組んでおられます。ただ輪島市の場合は小学校を中心に取り組んでおられますのでたまたま11の本部事業を立ち上げておられます。

そこで単純に11を割ると1ヶあたり25万円ということになります。ただそれがあくまで申請事業内容によって査定されるわけでありまして、ものの本によりますと最大限250万円までいけるような話になっておりますがこれが全国で文科省の予算の枠があります。これを学校が今、広めていくわけですけどその予算枠は増やさない、ゆえに学校数がふえてくれば配分が少なくなるとこういう事業内容でありますので、事業費が一律にいくらなんだということは言い難いところはありますが、先ほど申したような実態もあるということで普通最大限私らのところで150万円くらいかなということで認識しております。

2番（椿原安弘）

以上で終わります。ありがとうございました。

副議長（石岡安雄）

それでは次に14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

それでは通告に基づきまして、国営農地開発事業について質問をさせていただきます。先の午前中の志幸議員と出来るだけ重ならないようにしたいと思えますけれども。一部、重複するかもしれません。

この国営農地開発事業と申しますのは、栗や柿。あるいは牧草地等を作ることを目的に奥能登7市町村全域にわたって行われたという国営事業であります。旧能都町や旧柳田村では主に栗畑の造成を行ったわけですが、土地に合わない作付をしたことなどが理由で、そのほとんどが物にならなかったと。まあ失政、失策農政のひとつであります。国も県も町も何ら責任を取ることなく、負担者の多くはぺんぺん草の生えた山地と借金だけを背負って苦しんでいるのが現状であります。

この度、マスコミに取り上げられました事案につきましても、柳田地区農家のこうした事情、窮状。困った様子ですね。十分に考慮して、平成12、3年ごろに柳田村として負担金を3割程引くと。おまけするということを決定し、実施されていたものであります。ところが平成17年に合併がありまして、それ以降におきましても職員が知らないうちに、知らずにということですか。う

っかりということですか。新町の規約にない減免措置を継続して、旧柳田村で決めていたこの値引きの話。これはなかったことにしてもらいたいということで、再徴収をしようということが、どうも今回の一連の結末のようであります。

こういうことを考えまして私ははたしてそういう決着の仕方一件落着でいいんだらうかということ、つらつらと考えておりました。これはこのままでは、ちょっとまずいことがあるんじゃないかなということで、今日この質問に至ったわけでございます。

そこで確認並びに質問ということですが、当時、柳田村では一括払いで3割引くということから始まりまして、その後、全協で町長もお話されていましたが分割払いの場合でも減免するということにしたのは事実でしょうか。間違いありませんか。要は払ってくれさえすれば減免するというようになっていたようでございますが、それをひとつ確認したいということですね。

それと平成12、3年当時、柳田村で決められた3割減免という措置。これについて町長並びに課長も含めてどう評価されていらっしゃるか。これも合わせてまずお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

まず減免の措置なんです、平成11年に一括納付者に対する減免という起案が起こってきております。そして翌年の平成12年に分割者でもOKという起案が起こってきておまして。しかしながらあくまでも平成16年度までというような期限付きの起案でもありました。そういった減免措置が正しいのかというお話ですが、やはり滞納額が多かったということもあって、時の長が判断したことであり、それが正しいとか間違いとかいうことは私の口からは言えませんのでご理解いただきたいと思っております。

副議長（石岡安雄）

農林水産課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

私も町長の答弁のとおりで、その件に関してはいいとも悪いとも言えません。

副議長（石岡安雄）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

いいとも悪いともという、正邪を問うておるわけではございません。そういう事情を考慮してそういう減免措置をしたということは、それはそれでその時の長が判断されたことで、いいというか仕方ないことであったなど。こういうふうに考えてらっしゃると。町長。ということですね。分かりました。

そこでですね、問題は17年度の合併したときに、なぜこの問題がすり合わせされなかったのかということですね。今朝の答弁では町長は合併協議会で、きちっとしたすり合わせがなかったということが一番の大きな原因であろうとおっしゃいましたけれども。なぜそこできちっとしたすり合わせをして、きちっと意思表示がなされなかったのか。どうであろうと意思表示ですね。これからは柳田村の場合は廃止するとか、そういう表示が行われなかったのかという理由をちょっとお聞かせいただきたい。

副議長（石岡安雄）

農林水産課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

ただ今の鶴野議員の質問に対して私のほうから答えさせていただきます。

合併協議会の協議は合併前2年間ほどかけて行われております。それぞれの具体的な分野については分科会というところで、時の各課の係長クラスで構成されて協議をしております。私はその時の合併協議会のいろいろな会議録を閲覧して調べてみましたところ、議事録に一切そういう協議がなかったようで、議事録には一切載っていません。ということは、その段階で分科会の段階でそういう減免の措置というのが取られているがこれからどうするという、旧柳田村から提起がなかったということが考えられます。ですからその段階で協議がなかったのか、その上の各課長の段階の協議会とかその上のまた合併協議会に協議する場がなかったというか。一番先にそういう問題提起がされなかったということが原因かなということをおは推測されるかなと思います。

副議長（石岡安雄）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

係長クラスで協議したと。その場で問題提起がなかったと。だから上のほうも全部、右へならえで分からなかったと。こういう今のお話でしたね。これも

不可解な点はあるんですが、それはまあそういうことだったとしときましょう。

徴収方法に大きな違いがあったわけですね。今まで、柳田村は3割減免でやってきた。能登町はそうじゃない。この違いというものは1億5,000万円ですから金額にしてね。そんな簡単な金じゃないんです。この1億5,000万円について徴収方法に町と村で大きな違いがある。そういうことがなぜ議題に上らないのかなど。まずそれが不思議ですね。のせなかった。なぜのらない。ここに今回の一切の問題の原点があるというふうに思いますね。そのために上も全部わからなかったと。こういうことでおっしゃっておるんですが。

しかし逆に今度問題を提起しますけれども、徴収方法が全然違っておったわけですね。柳田は3割減免。16年までと決定しておったのかどうか知りませんが、合併と同時にそれは消滅するという事なんでしょうけれども。

しかしそれがそのまま今日まで継続してきたということになれば、長としての意思表示がない限りは先の取り決めというものは生きているんじゃないですか。どうなんでしょう。意思表示して、この時点でこれからは変えますよということがはっきりと表に宣言されれば、それは打ち切りです。条例でも全てそうですね。その条例が施行された日から一切変わりますけれども、それが無い場合は先の取り決めが生きていくんじゃないかなど。

例えば国家と国家の条約もそうですね。政権が例えクーデターで変わろうとどうしようと、政権が全く変わっても、先に決めた、対外的に決めたものというのは、取り決めたものはそのまま継続していくというのが大前提ですね。信用の問題です。国家の信用の問題。今回の場合も町の信用の問題なんですね。町が村が決定して村民にこれこれこうですよということをおって、合併という村民と関係のない次元の話です。村と町が手を握った。さあ、そこで変わっていくんだろなあというふうには漠然と思いますけれども、そこに意思表示がないとすればですね、先の取り決めが生きていませんか。そういうこと結構ありましたよ。他にもありましたよ。そして改めてやり直したこともいっぱいあると思うんです。その点、町長、確認したい。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

そういう取り決めがなかったら生きているというのが、ある場合もあるかもしれないが、今回の場合は16年度末という時限立法的なものがありましたので、これは取り決めがなくても自然消滅するのかなというふうに認識しております。

副議長（石岡安雄）

農林水産課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

今ほど鶴野議員さん言われましたが、少し私のほうから違う部分もあるかなということで、説明させていただきたいと思いますが。

確かに合併当時、国営農地開発事業の負担金未納の金は、旧内浦町はないんですけど、旧能都町と旧柳田村で1億5,000万円程度ありました。現在問題になっているのは、そのうちの旧柳田村の輪島・柳田地区の部分でございまして、これがそのうちの約1億円ございます。ですから他の地区にも未収金はないわけではございません。

それから減免措置につきましては、旧柳田村でも輪島・柳田地区に限り減免の措置がありまして、先ほど町長も申し上げたとおり時限立法で、平成16年度末ですか、平成17年3月まで適用ということ。これは条例じゃなくて、時の村長決済を受けた措置といいますか、適用でやっていたということで、先ほど合併協議にも問題提起がなかったと言いましたが、その時点で消滅するという考え方もあって、問題提起がなかったということも考えられます。その辺を補足説明させていただきたいと思います。

副議長（石岡安雄）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

時限立法のために16年度で消滅するであろうと。まあこれは執行部が推測しとった。そう思い込んでおったということです。しかし、町民は全くそんなこと関係ないと思うんですね。先の方が、隣の方が3割減免であった。分割払いの場合でもですよ。隣の方がそうだった。私もそうであろうと思うわけです。そして実行してきたということなんですね。だからやはりこういう条例じゃない適用の場合でもいわゆる口約束ですね。簡単に言ってしまえば。これでもきちっとした17年3月ですか、合併した後にきちっとした言葉で。時の長の言葉で。あるいは課長の言葉で。きちっとこれは廃止になりましたよと。いけませんよということ。18年度には既に分かっておるわけですから。それを言わなきゃいけない。ところがそれも言ってない。次の19年度も言ってない。そのとおりにやってきた。20年度になってから慌ててこれは何だというのは、正にこれ執行部の怠慢としか言いようがない。それで納税負担者に多大なる迷

惑をかけている。こういうことなんですね。そうじゃないですか。私はそういうふうには思わざるを得ないんです。

100歩譲ったとしてですね、曖昧にしたとしてもですよ、今度は職員と負担者との問題が生じてくる。負担者は職員から「これで終わりですよ。はい、ありがとうございました。長い間ご苦労様でした」。と言ってきちっと終わっている。「はい。これで私は払わなくていいんだね。」「はい。いいですよ。」という約束がある。これはねえ。職員って何ですか。職員というのは役場の職員。その職員を管理監督するのが町長です。これは地方自治法にきちっと明記されている。「職員やったことで私は知らん。」こういうことは口が腐っても言えない。言える立場じゃないんですよ。それが職員が何人、1人ならともかく6人にそうやってきた。それをねえ、元に戻せってこれはもう民間じゃありえない話ですよこれ。どっかありますか。商取引においても電話1本で「売ります。」「買います。」これで成立するんです。契約ってのは。それを後から社長が出てきて「従業員言ったのは全部違う。元に戻してください。」と、こういうことは腐っても言えない。それが役場じゃ言えるんですか。町長教えてください。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

その件に関しましては6名の方に陳謝したうえで、それぞれご理解いただいたというふうに思っています。

副議長（石岡安雄）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

陳謝してお詫びしてご理解いただいた。それで済むかと言っておるんです。お詫びして、分かりましたよと言ったんですか。町長、本当に。そうでしょう。町長が聞いたんじゃないでしょう。職員が行ってお詫びしたんでしょう。それじゃあ本当のこと言ってませんよ。本当のことを聞いてませんよ。大変な思いをして皆さん。ぺんぺん草生えておるんですよ。事業ってそこから利益を得ているんじゃないんですよ。だからその方たちは、「その当時の村の職員にだまされた」とまで言っているんですよ。そして今回またおまけしますよ。これで終わりですよと言われて、大金を払った。ある金をこっちからそっちに出したわけじゃないんですよ。そういう人もおるかもしれんですけど。借金してでも払

おうという気持ちで終わらせよう。これで子孫末代、請求書来ることないわと払った。そういう思いの人もいらっしやるかもしれない。いろんな意味でそれぞれ大変な思いをして払ったのに、また町にだまされた。こうですよ。そして今また再徴収。また借金が残ってくる。「いつでもいいわいね。先に借金払いしとるがそれしてからにさあしや。それから後でもいいわいねと。ちょっこり1円でも5円でもいいわいね」と。例えばそう言って謝った。謝るしかないんだから。そして町長替わって5年ほど経ったら町から特別徴収班が来て、「あんた払っていない。」また町にだまされた。3度もだまされた。そういうね、問題が生じるんですよ。本当に町長これを簡単にね、再徴収とおっしゃってるけども、そんなたやすいものじゃない。

それから午前中の志幸議員のときにね、公平性という意味からきちっとしたいとおっしゃっておいりましたけども、公平性、公平性というのを強調しておいりましたけども、その問題についてもね、そうすると先の柳田村村長の時代に3割減免した人がいた。その人とぶつと今度減免出来ませんといった人のこの公平性はどうなるかというかね、逆にそれも生じてきます。

新しく何かをやろうとすると、必ず不公平が起きます。決まっています。条例でも全部そう。一番いい例が100歳になったお年寄り100万円あげますよと。いや嬉しい。1年間に何人かいただいた。次の年、100歳になった。5万円になりました。こんなんですよ町長。これ公平ですか。例えば。こんなみたいなもんで、新しく何かを決断してやろうとすれば、必ず不公平という問題は生じますよ。金額的な問題。生じるもの。これは決まっていますよ。けども、どっかで決断してそしてやらなきゃいけない。町長はそうでしょう。

町長は減免する権限を有しておるわけですね。それから逆に徴収する権限。いかなる措置を取っても徴収する権限も持っている。

だから私は今回ですね、まず質したいのは結論を申し上げますと、今の6名の350万円ですか。これは絶対取れない金なんですよ。町長。これをあえて取るというんなら公平性の問題じゃない。今度はモラルの問題になる。モラルハザードが起きますよ。職員にだまされた。2度だまされた。3度だまされた。ずっといきますよ。モラルハザードが起きる。職員モラル。町長モラル。

だからこれは決断して、これは町長。あなたが弁償するか。そうですよ。合併協議会の責任者。そしてまた新しい町の責任者なんです。これは取れませんよ。どうやって取るんですか。取れるという法律あったら示してください。自治法。それから商法。民法。どこにいったん約束して決着付いたものを、ひっくり返してなかったことにしてくれという、そんな法律ありますか。善意の第三者ですよ。相手は。負担者は。何の咎もない。落ち度もない。その人たちからなぜまた取れるんですか。そんな法律あったら示してほしい。どうですか。

休 憩

副議長（石岡安雄）

しばらく休憩いたします。10分間の休憩とします。（午後2時03分）

再 開

副議長（石岡安雄）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時16分再開）

総務課長 下野信行君

総務課長（下野信行）

それではただ今の国営農地開発パイロット事業に伴います受益者負担金の徴収等についての補足的説明をさせていただきます。

まず今の問題、旧柳田村におきましては、村長の決済で割引制度を平成16年度に限りという経過措置のもとで施行されておりました。まあそういった点でこれが条例化で条例として制定されておった場合であっても、能登町の場合は旧3町村、新設合併ということで、対等合併ということでございます。旧3町村とは新町は全く違う団体という解釈で、旧3町村の条例は平成17年の2月18日で失効し、新しい町の条例、平成17年3月1日から施行されたということで、例えば今の経過措置が条例で謳ってあったにしても2つの条例につきましては、全く別個の条例でございます。

そういったことから17年度に入って割引の適用をして徴収をしたということになれば条例等の規定の中になかった徴収方法でございます。それが割引を戻すということが徴収方法としていいのか悪いのかということで、質問あったかと思えます。

これは今の受益者負担金に係わらず、税の徴収に例えてお話ししますと、税につきましても年度途中にいろんな変動等があって、異動が生じれば更正でその税額を変更させて追加あるいは還付等の処置をさせていただいて納入者の方に案内するというところで、今の受益者負担金につきましても、間違った措置ということで更正的な処置をさせていただいたということでご理解をお願いします。

副議長（石岡安雄）

14番 鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

税と今の負担というのは違うんですよ。税金はどこのどなたがかかっても、おまけするとか割り引くとかいうことは絶対出来ないことになっている。

ところが負担金あるいは手数料等は時の長が判断して出来るんですね。債務債権は。債務債権と税金と一緒にして、間違っていました、更正してやり直し。そういう問題とすり替えたらいけませんよ。そういうすり替えをするから信頼を失うんですよ、逆に。町にだまされたと、こうなってくるんですよ。減免出来る措置がある、負担金は。

しかももうひとつ。例えば受益者負担とこう言っていますけど、誰が利益を得ているんですか。みんなぺんぺん草になっているんですよ。私に言わせれば。役場がそういうふうなものの考え方をしているから取らなきゃいかんと。がむしゃらでも取ると。こうなってくるんです。受益者じゃないんです。損失者ですよ。いや、そうなんです。皆さんそう言うんですよ。考え方が根本的に違いますね。本当によく町民の側に立ってとか言いますが、本当に農家のために立ってものを考えていけば、こんな言葉も変わってきますよ。下水道作るのとかまた違いますよ。本当によく考えていただかないと今日の町長、出馬表明の中に農家を、農業を、第1次産業を最大に重視してやってきたと。あるいはこれからもやっていくと。こういう立派な出馬表明をされている。

農家のことを本当に考えればね、やはり減免措置してあげたいなあというふうに思いますよ。皆さんそれで成功しているわけじゃないんですよ。成功している人、皆無に等しいんですよ。みんな本当に大変な思いをして、何とかせな子孫末代までこんな崇るようなことをとということですね、何とか払いたいとやっているわけですから、こんな役場の論理で、税金の論理でボンボンと来られちゃとんでもないと私は思います。

町長、本当に善意の、善意の負担者ですから。何とか払いたいと思って払った。いろんな苦しい思いをして払ってらっしゃいますよ。私はいちいち言いませんけれども。あつた金を出している人なんていないんですよ。何とかして捻出してやってらっしゃる。それをね、いとも簡単にひっくり返して。ひっくり返せるのなら返しなさいよ。いったん。もう振り出しに戻すのなら。6人の皆さんにいったん戻して、ここからもう一回やり直し。そうですよ。100万円あつたものを70万円払って、「ああこれでもう済んだ。」それがまた後ろから30万円担いでくる。もし更正とか適正とかさつき総務課長言っていましたけど、ひっくり返して元へ戻して正しいやり方をするって言うなら一回戻しなさい。全額。お金。そしたら借金も返して、そしてまた全体の中で役場へいくらずつか払っていくと。こうなりますよ。そういう計画は出来ますよ。そこまでやるなら元へ戻してもいいですよ。さもなきゃ、そんなねえいい加減なやり方

じゃ駄目です。絶対取れないものを。取れませんよ。絶対取れませんよ。一回約束したものは。3割値引きすると言って約束したものは取れません。町長、これをどうしても町の損失だと考えるなら、町長、執行部は腹を決めてそれを払い込みなさい。払い込むべきです。どうですか町長。そういう決意があるか。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほども言いましたように6名の方には、ご理解いただいているというふうに私らは認識しております。

副議長（石岡安雄）

14番 鶴野幸一郎君。残り時間お願いいたします。

14番（鶴野幸一郎）

はい。4分ね。まあ、ご理解いただいていると。そういうことですがけれども。それは嘘ですね。誰も理解しておりません。まあ後からゆっくり払ってくださいまんというところで収まっていますよ。まあ考えておいてください。そうするとパフォーマンスですね、これは。払うようなことで一応話をしたというだけのものです。これは町としたら損失ですよ。こういうやり方は。そして後々の人にも全部影響を及ぼしてくると思います。

だからきちっと町長は腹を決めて、この件について私はそれなりの覚悟をして、負担をして、そして後ひとつよろしくと。このくらいのもんでないと、やはりリーダーとして、それこそ不適切ですね。私はそう思います。本当に町民に対して誠実なやり方をさせていただきたい。まして次、新しい町のリーダーとしてやろうとするんなら、やはりそういうものがないと人は信用出来ませんよ。町を信用出来ない。そういうことでよろしくお願いします。時間ですので以上で終わります。

副議長（石岡安雄）

それでは次に1番 酒元法子君

1番（酒元法子）

まず初めに私ごとでございしますが、先月、日本赤十字社石川県支部として赤十字発祥の地を視察する計画が今年の2月ごろだったと思うんです。立てられ

まして、能登赤十字奉仕団の中から私、参加させていただいたことをご理解いただきまして本当にありがとうございました。

国際赤十字社を始め多くの建物を回りました。難民救済で活躍されております緒方貞子さんを筆頭に、日本女性のたくさんの方々が至る所で活躍している姿を拝見しまして、本当に涙が出るほど嬉しく思いました。国連総長の秘書をしておられる方の講演を聞かせていただきました。中でもとても心に残りましたのは、「戦争はなくならないでしょう。せめて犠牲者を一人でも多く救済出来ることを望んで頑張っている。」と。そしてまた一言、「どこの国でも言葉ほど大事なものは無い。」というお話が心に残りましたものですから、一言話させていただきました。本当にこの度はありがとうございました。

それでは2点について質問をさせていただいておりますので、始めさせていただきます。

まず有線放送事業の活用についてでございますが、担当課長さんをお願いしたいと思います。当町の有線放送は身近な各種イベントの様子や行政等からの案内など広く町民に親しまれているところでもあります。しかしながら行政等の各種政策や制度についての案内は文字情報が多く、高齢者についてはせっかく情報が提供されているにも係わらず、読みづらいなどその恩恵を享受されていない状況が見受けられます。当町としても有線放送以外にも広報やパンフレットの配布等により各種施策について周知を行っておりますが、高齢者にとって十分なものとはいえない状況であると思います。そこで各種施策や制度の内容について十分に理解しやすくするために、役場の担当者の方々が視聴者に分かりやすく説明する番組を設けてはどうか。よろしく申し上げます。

副議長（石岡安雄）

広報情報推進課長 坂東裕君

広報情報推進課長（坂東裕）

酒元議員のご質問にお答えいたします。まず有線テレビ放送では、自主番組の合間などに静止画の文字放送を現在放送しています。主な内容につきましては、おめでた、お悔やみをはじめ行政情報や各種団体からのお知らせなどを1画面15秒間静止画として放送しています。

しかしながらお知らせの内容によりましては文字が小さかったり、15秒間という放送時間では短くて、十分に把握ができない場合もあるかとは思いますが、また、その同じ画面を再度観るのに約20分程度待たないと観れないなど不便さもございます。音声による文字放送が出来ればある程度理解していただけると思いますが、現在のシステムでそのような放送できません。今後の文字

放送につきましては、放送内容を関係課などと協議して、文字サイズの見直しや文字数が多くなる場合には、1画面内に無理におさめるのではなく、複数枚に分けて掲載するなど工夫した放送に努めたいと思っています。

また各種制度などに関する自主制作番組につきましては、今までにも下水道の普及促進、福祉関係、能登空港の搭乗手続き方法や税に関する番組など数本放送しております。またニュースの後には、健康診断などの案内を担当課からのお知らせとして放送もしております。

ただ、このような番組は、有線のスタッフのみで制作するのではなく、あくまでも担当課からの企画立案などをもとに協力する中で制作しております。今後も、町民の方に何を具体的にお知らせすべきか担当課と協議を重ねながら、よりよい自主番組の制作に取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

副議長（石岡安雄）

1 番 酒元法子君

1 番（酒元法子）

各課におきまして大変考えられた、とてもいい冊子とかいろいろな情報を簡単に並べておられますし、今ほどおっしゃったように能登空港の案内をこの間、放送されましたような感じで各課毎に放送していただければ、お年寄りも大変喜ぶし、目の悪い方も聞こえていいんじゃないかなという思いでおります。どうぞまた、その点も含めて分かりやすいようにお願いいたします。

次にですが、北日本紡績能登工場閉鎖の新聞記事が出ましたのでお尋ねしたいと思います。これは町長さんにお尋ねしたいと思います。サブプライム問題に端を発した世界的な金融危機で日本においても企業の大幅な減収、減益や、それに伴う雇用調整が行われ、社会問題となっているところであります。当町でも北日本紡績能登工場の閉鎖が発表され、そこで働いていた町民の方々の行き先が大きな不安となって押し掛かっていることと思います。解雇となっている方々によっては新たな雇用先の確保のため、町外への転出も考えられ、当町としても町民が安心して暮らせるために何らかの対策を考える必要があると思います。

そこで解雇となった人に対する就職先の斡旋や生活保障に対する当町の反応についてお伺いしたいと思いますし、能登工場閉鎖撤回を含め存続に向けた北日本紡績への当町の対応について併せてお伺いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

今ほど議員がおっしゃりましたように、11月26日に北日本紡績が七見にあります能登工場を来年1月末で閉鎖することを発表し、町に衝撃が走りました。工場閉鎖に踏み切るのは今年2月に策定した事業計画改善策で示した2010年3月期の黒字化を確実に達成するためというふうにも聞いております。

新聞によりますと、現在能登工場では、トーブと呼ばれる中東の民族衣装や消防ホース用の短繊維など量産品の製造を行っております。2008年3月期の売上高は3億7,100万円ですが、工場をこのまま維持したままでは、会社全体での黒字化が不可能と判断なさったようです。北日本紡績全体の売上高は14億5,000万円。経常損失は9,000万円ということで、10期連続の経常赤字というふうに載っております。

ご質問の退職者の就職先と斡旋及び生活保障等についてであります。町がハローワークのような就職斡旋業務を行うことは、残念ながら法的には不可能ということでご理解いただきたいと思っております。しかしながら、今年、能登町では雇用創出連絡協議会が厚生労働省の採択を受けて実施しております、地域雇用創造推進事業の一環としまして、こういった従業員の方たちに新たな就業の機会を設けるべく、商工会と連携しまして、現在協議会が行っている研修メニューなど説明に出向く機会を作っております。町といたしましても、31人の地元雇用者の方々が路頭に迷わないように、関係機関と連絡を密にしたと考えています。

また能登工場は1989年に旧能都町が誘致して稼働を開始した企業でもあります。町といたしましても、苦渋の選択をされた北日本紡績さんに対して、閉鎖撤回を求めるだけの支援策がないというのが現状であります。今、存続を願う思いはあっても中々言えないのではないかなというふうに思っております。今後、生産は松任工場へ集約して、収益の柱にする考えということですが、能登工場跡地の利用策は未定ということですので、その活用面について協力できることがあれば、相談していきたいと思っております。

副議長（石岡安雄）

1番 酒元法子君

1番（酒元法子）

先ほどより農業、漁業に力を入れてと、よくおっしゃっていましたが、そう

いう関係にも今解雇された方々、あるいは失業者の方々を一人でも多く生活が出来るようにお願いしたいと思いますし、100年に1度と言われる景気悪化がまだまだ続くと思われる中で、こうした問題がまだまだ増えるんじゃないかなと思います。健康保険証のことで子供さんでも病院の受診が出来ないということのないように心を配っていただきたいと思います。どうか町長よろしくお願ひいたします。みんな心配していることと思います。今日はこれで質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（石岡安雄）

それでは次に10番 菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

私は通告致しました1点について質問いたします。

住宅用火災警報機の普及率はということで今年6月から県内で設置が義務付けられた住宅用火災警報機の設置の普及率は能登町ではどれほどか、いよいよ寒さも厳しくなって参りました。どこの家庭でも必ず暖房器具を使用します。今月の12月5日でございましたが、北国新聞の朝刊に火災死者増に4重警戒ということが紙面に大きく載っておりました。

昨日の北国の朝刊にも載っておりましたがその内容といたしますと県内の住宅火災による死者が先月末で13人となり、過去10年で年間死者数が最多だった2006年の15人に迫る勢いだ死者の内、住宅の火災警報機の設置をしなかったのは12名もいた。警戒を強める県は4日までに県内11の消防局、消防本部に火災予防推進と警報機の設置を促す緊急通知を出した。

県は暖房器具の使用増加が見込まれる年末年始に向け、火災防止の徹底を図る。県によると住宅火災による死者は就寝中などで逃げ遅れが多いという。

加えて高齢化進行などから火災の発生を音で知らせる警報機の普及が対策の柱に捕らえられている。今年10月下旬でございますが、金沢市の諸江町の県営住宅で女性68歳がコンロに鍋をかけたまま来訪者と話し込んでいたところ警報機が作動し、音に気づいた女性が火を消した。鍋を焦がしただけで済んだということでございます。

消防関係者によると住宅用火災警報機の設置が義務付けられたが県内普及率は市町によって異なり、1割から6割ということになっております。

そこで私は高齢者には暖房器具がなくては生活ができない、またその暖房器具の取扱も心配だがせめて1日に一番利用している高齢者の部屋に火災警報機の設置が必要ではないだろうか。警報機の設置が義務付けられてから6ヶ月が過ぎましたが、まず能登町の8、106世帯の火災警報機の設置の普及率はど

れほどか、まず総務課長お答ください。

副議長（石岡安雄）

総務課長 下野信行君

総務課長（下野信行）

ただ今のご質問は住宅用火災報知器の普及率というご質問かなと思います。

詳細な普及率の調査費実際にはまだ実施しておりません。ただ、法施行後6ヶ月を経過したということで先月、消防署のほうで町内の電気店で火災報知器を取り付けた件数を聞き取っております。

その件数が830戸、830世帯取り付けてきたという集計があがっております。それで全世帯数が8,106世帯ということになれば10.2%ですか、ですから先ほど議員がおっしゃった10～60%の下の方かなと思います。自分でホームセンター等で取扱をしております関係上、自分でそれを取り付けられた世帯は今ほどの830に入っておりませんので、最低10.2%以上かなということで把握をしております。

そういった点で普及率が気になるところでございましてうちの消防のほうで年度内に2回そういった把握の調査を予定しておりまして、本日ですね夕方4時から6時までの2時間にわたりまして町内のスーパーにおいておいでる方に取り付けておいでるかどうかももう1点はこういった火災報知器の義務化をご存じかどうかについて調査をする予定にしております。

それと2回目の調査は来年の2月に各世帯のほうへそういった内容のアンケートを実施したいということで準備を進めておりますので、その折にはみなさんの協力を是非、お願いしたいと思います。

それでその調査結果の集計ができあがり次第能登町の平成20年度の普及率について公表したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

副議長（石岡安雄）

10番 菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

わずか10%そこそこということで大変残念に思いますが、それではもう少し、細かく小さく旧能都町4,037世帯、旧柳田村1,404世帯、旧内浦町2,665世帯の普及率はわかりますか。わかりましたらお答ください。

副議長（石岡安雄）

総務課長 下野信行君

総務課長（下野信行）

すみませんが、旧町村単位の数字については現在資料を持ち合わせておりません。

副議長（石岡安雄）

10番 菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

持ち合わせがないということで、この830世帯の中にどの町がどの村がどれほどあるかわからないということですね。

それでは今後火災報知器の設置について町長はどのような方法で普及率を上げていられるか先ほど消防のほうでスーパー等の前で町民に対してアンケートをとるといわれましたが、これはやはり1日も早い設置が必要と思うがせめて1人暮らしの老人、老人と言ったらちょっと失礼になりますが、高齢者の住宅に警報機の設置も考えておられるか併せて町長の考えを聞かせてください。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに議員のおっしゃるような警報機に関しての設置というのは、一日も早くしていただかなければならないと思っております。ですから町としてもこれまでも広報あるいは有線テレビを通じて啓蒙啓発に努めてきております。

また今後もまたそういった取り付けに関しては、消防署を中心にPRといいますか啓蒙をしていかなければならないと思っております。また、65歳以上の高齢者の方に設置というのは今後のアンケートの調査結果をみてから協議もさせていただきたいと思っております。

副議長（石岡安雄）

10番 菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

ありがとうございます。そこでですが、大体あの警報機は3千5～6百円で消費税込みで入るんじゃないかと思っております。

そこで最近火災警報機を高額で売りつける悪質な訪問業者もいると聞いております。町民に対して広報「能登」や有線テレビ等で注意を呼びかけてはどうかまた、能登町の全ての町民が安全、安心で暮らせる町であってほしいと思うが、最後に町長のこの高額悪質業者の件と併せて答弁をお願いいたします。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

そういった高額の警報機といいますか、悪質な業者にすでに買ってしまったという方もいらっしゃるということも聞いておりますので是非、そういった悪質な業者に関わらないように、先ほど言いました広報あるいは有線テレビ等でもしていきたいと思っておりますし、また今後できるだけ早い皆さんの自分自身の安全、安心ということありますので1日も早い設置を普及していきたいと考えております。

10番（菊田俊夫）

これで終わります。どうもありがとうございました。

副議長（石岡安雄）

それでは次に4番 南正晴君

4番（南正晴）

それでは議長から発言を許されましたので、通告してありました朱鷺の郷構想を打ち出してみてもいかがかということについて、町長並びに内容によっては少し担当課に質問させていただきたいと思えます。

まず新潟県佐渡市で野生復帰を目指してこの9月に、朱鷺が放鳥されています。それが最近ニュースとかで観ますように、新潟県内へも飛んできてさらには人に慣れたのか、人里近くまで本当に舞い降りて餌をついばむ姿が見られるというような報道がされております。その件につきまして石川県を顧みますと、2004年石川県は、佐渡の朱鷺保護センターに朱鷺の分散飼育の話が出たときに候補地として名乗りを出しております。これは本州で最後に朱鷺が捕獲されたのが1970年、この能登町の隣、穴水町で捕獲されたと。それと、石川動物園では朱鷺の近縁種の繁殖の実績を持っていると。それを踏まえて石川県は手を挙げたことではありますが、12月1日付けの新聞によりますと、専門家会合ではこの国際保護鳥であります朱鷺の分散飼育地に、石川県と島根県が適当

ではないかというふうに判断されたようであります。

少し朱鷺から話はずれるんですが、よく似た鳥にコウノトリというのがおりますが、縁がありまして先月、私はコウノトリの郷。兵庫県にあります兵庫県立コウノトリの郷公園を訪れる機会に恵まれましたので、見学してまいりました。これはご存知の方も多数おいでかと思いますが、ここで簡単に説明させていただきますと、山あいの一角、約165畝を公園としてコウノトリを保護し、人工飼育を行い、ここでは2005年から試験放鳥に取り組んでおります。野生のコウノトリの定着を目指しておりますが、私が訪れたのは土曜日の午前中だったんですけれども、滞在していた1時間半の間に観光バスが4台、マイカーが十数台ということで、およそ200人余りの人々で賑わっておりました。このコウノトリの郷を手本として、当町も飛んでくる可能性のある朱鷺の郷というものを仮称で打ち出して、それを町づくりに活かしてみたいかということ。

私、3月に地域の伝統を維持し交流人口の拡大を図り、都市住民の遠農支援、定住等を促進するための条例の制定など限界集落を守る手立てについて町長にお考えを聞いたところ、京都の条例を参考に研究してみると言われております。このことと関連して朱鷺の郷構想というものを研究してみる気はないのか町長にその辺りのお考えをお聞きいたします。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

今ほど議員がおっしゃる朱鷺に関しましては、石川県が有力な候補のひとつということでもあります。朱鷺に関しては本州で最後の1羽となったのが能登半島にいたということで、昭和50年まで朱鷺が生息していたということでもあります。名前を能里と呼ばれていたそうですが、それ以来こう能登半島には朱鷺がいなくなったということで、そういった意味では石川県が有力な候補地の1つであると目されているのも素晴らしいことだと思っています。

また一般的には、朱鷺は有害鳥獣であるというような認識が強いようでもあります。近年の調査では、朱鷺のよる水田への被害もそれほど大きくないことが出てきております。金沢大学が進めております里山プロジェクトでは、能登の地域再生に、朱鷺やコウノトリが再び野生復帰出来るような環境づくりを提唱しており、これに呼応するかのよう、能登半島の各所で飛来した朱鷺のエサ場になるような、ビオトープが整備されつつあります。能登町では、これまで循環型社会の構築に向けて取り組んできたところではありますので、これ

からも朱鷺が生息できるような環境づくりをまず目指して行きたいと考えております。

副議長（石岡安雄）

4番 南正晴君

4番（南正晴）

町長の前向きといいますか、朱鷺が生息出来るような環境づくりを考えていきたいということで、そこで私ひとつの提案があるんですけども。

町長、午前中の石井議員の質問の中で来年4月の町長選へ向けての出馬の意欲があるというふうに申したいと思いますので、是非ですね2期目以降にですね、こういった郷構想を打ち出していくためにひとつ提案をしてみたいと思います。

実は私、皆さんご存知のように水稻農家でございますが、水稻農家の立場として見た場合に、朱鷺というかこういった野生の保護種はですね、能登半島の空を舞っている姿を見るというのは正直な話無理だと思っていましたし、一農業者としては反対の立場でありました。なぜかという先ほど町長言われたように、田畑を荒らすような害鳥として思われていたことや、実際に自然の保護をするということは、食糧増産をするための化学肥料若しくは農薬といったものの使用制限が出てくる。そうすると米の収量は上がり苦労ばかりかかるので、そのために野生の朱鷺を呼び戻すために農業で苦労するんなら、あまりしたくないなと思うのが本来の我々現代の農業をする人間の姿ではないかと思えます。ただ、先ほど言いましたように豊岡市のコウノトリの郷へ行きますと、この近辺で農業を営んでいる方はどのようにやっているかという、コウノトリを育む農法というのを農業改良普及センターとタイアップしまして、冬の間水を張るとか、いろんな農法を試しているわけです。それで減農薬、減化学肥料若しくは無農薬といった調査研究を重ねて結果として、豊岡市ではコウノトリの郷米というブランド化した米を扱っております。これは現在我々が行っている慣行農業の米に比べると最低でも化学肥料、農薬は2割減だと。それでも単収10アールの480kgですから、我々とあまり変わりはないと。なおかつ無農薬でやられる方はやはり水田への世話の頻度というか世話の仕方によって違うんでしょうね。単収が300kg～480kgとややバラつきがあります。

ただ、ここでやられる米作りに対して、玄米30kg当たりですがコウノトリの郷米の減農薬タイプというのが普通に作られる米だと30kgで6,600円だと。それがコウノトリの郷米という形で減農薬で作った場合30kgが8,600円。それから無農薬で作った場合は10,800円という形で地元

のJAが責任を取って買い入れてくれるということで水稲農家にとっては非常に励みになっていると。なおかつ豊岡市には城崎温泉という割と有名な温泉街がありますが、こちらでも地産地消を地域ぐるみで進めておりまして、当然この城崎温泉での旅館、ホテルではこのコウノトリの郷米を使って宿泊客に提供していると。旅館自身もこれはこういった農法で作られているお米ですよとPRしていることで宿泊客にも中々好評で、割と売れ行きがよろしいようです。

町長言われたようにコウノトリとか朱鷺のような大きい鳥が水田に入ると稲を踏み荒らすということで、当然周りの農家も心配したんですが、ここ1、2年での実施の結果ですね、まあ確かにここの農法では1株当たりの稲の植え付けが50株と、非常に見た目に荒く植えてあるわけでありましたが、それで2、3年水稲栽培をした結果、コウノトリや鷺あたりが舞い降りて苗を踏むのが10畝当たりにしてわずか7株から8株。それでいて480kgからの収量があるんだったら、ちょっとした創意と工夫でこれだけの米作りが出来るんだよと。普通よりも高く売れるんだよというような結果が出ているので、現在はこちらのほうでは最初は44家の農家と4団体しかなかったものが、それで24畝で始めたものが、現在はもう60畝を越えているということです。栽培面積が。

佐渡ではどのように行っているかといえば、佐渡でもやはり試験放鳥ということ踏まえて、2年前から同じように朱鷺の野生復帰連絡協議会というところが、このような水田の作り方にいろいろ試行錯誤しております。こちらのほうは私、詳しい資料は取り寄せていませんが、こちらでも今年の冬、田んぼに水を張って朱鷺に優しい環境を作ろうと。それに取り組む面積が約700畝と増えているということです。ですから農家もこういったことに野生に優しいような環境を作っていくという意欲が出ているんですが、こういったことは環境に優しいちょっとした創意工夫で米等が高く売れるんだよということを農家に普及していけば、こういった仲間も増やせるんじゃないかと思っておりますので、この辺りまあ町長若しくは農林課ではどのように思われるか、考えをお聞かせ願います。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

まあ今ほど南議員は兵庫県の豊岡市のコウノトリの郷公園の非常に素晴らしい取り組みについてお話していただきました。朱鷺に関しましては学名をニッポニア・ニッポンといいまして、しばしば日本を象徴する鳥などと言われております。そしてまたかつては日本全国に広く生息したわけなんです、それが

化学農薬の使用や環境変化等によりまして激減して、平成15年には唯一佐渡島で人工飼育されていた1羽も死亡したということで、日本産の朱鷺は絶滅したといわれます。そういうことで非常に朱鷺に対する想いというのは皆さん非常に強いのかと思います。

また南議員がおっしゃったように朱鷺の生息によりまして、能登町に生産される農産物に付加価値が付くようなメリットがたくさんあるようで、ある意味農家の方も協力していただけるようなならば、町としても真剣に取り組んで行きたいと思います。ただ、朱鷺がいることによって、松喰い虫等の空中散布が出来ないというようなお話も聞いておりますので、そのへんのメリット、デメリットというものを研究したうえで、また協議もさせていただきたいなあというふうに思っております。

副議長（石岡安雄）

農林水産課長 福田政男君

農林水産課長（福田政男）

南議員の質問に対して私の考えということでございますが、大変勉強不足で兵庫県豊岡市にコウノトリの郷があるというのは知っていましたが、農業にも取り入れているということは今、南議員から初めて聞きました。大変勉強不足で、その辺はこれからの研究課題かと思えます。

ただ、午前中の山本議員の提言にもございましたが、これからは農業単体、水稻とか野菜とかそういうものだけを作っても中々、1次産業として生計を立てていくのは難しい状況にございますので、観光とか、商・工・農一体となった町づくりといいますか、そういう方策を町づくりの一環としてこれから考えていかなきゃならない時代だと思っております。それには朱鷺がいいのか、コウノトリがいいのか私も研究はしていませんが、先ほど町長が申しましたとおり、南議員以外の水稻の農業者のコンセンサスも得たり、当然そういう環境づくりが出来ないとそういう構想も農業も出来ないわけでございますので、まずそちらのほうから研究をしていってそういうものが出来るかどうかひとつこれから勉強をしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

副議長（石岡安雄）

4番 南正晴君

4番（南正晴）

はい。町長、農林課長ありがとうございました。いろいろ調査研究してい

なきやならないんだらうと思いますが。

最後にですね11月14日の中日新聞の記事なんですけれども、隣の珠洲市のことが出ております。「かつての水田に水を張り、様々な草が生い茂る。水面には蓮の花やアメンボウ。畦道を歩けば蛙や蛇が顔を出す。」珠洲市三崎町のビオトープでは豊かな生態系が保たれており、ここには今年の春、朱鷺ではありませんが、コウノトリがやって来たということなんです、こういった環境があると確かにコウノトリは渡り鳥ですから飛んではくるでしょうし、朱鷺も多分、佐渡からですから風の影響によっては飛んできてくるんじゃないかなと思いますが、私があえてそこで農業者の協力を言ったのは、やはり飛んできてくれるだけで駄目で、そこで巣を作って繁殖をする。そういったものを見るためにまた人も来るといったことに関連付けていただきたいなと思い、そういうことを言ったので単純なビオトープとか、そういったものだけの対応では駄目だと思いますので。

あまり長く言っても、町長の来年4月以降、またどのように取り組むかを楽しみにしながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

休 憩

副議長（石岡安雄）

しばらく休憩いたします。

午後3時20分から再開します。

（午後3時09分）

再 開

副議長（石岡安雄）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時20分再開）

それでは次に17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

私は今回、2点について質問を質してみたいと思います。まず町長所信表明の中にある1節から入らせていただきます。

緊急課長会議を行い、全職員に再発防止と法令順守を徹底するよう強く指導いたしましたところであります。今後は今回の件を教訓に町政に対する信用と信頼を1日も早く回復できるよう、職員と一丸となって取り組んで参る所存であります。ということでございます。この言葉のところから私の質問にしたいと思います。

まずは入札制度でございます。これは今回、非常に多くの方々から私のところに電話等々がありました。何か今回おかしくなってきている。どこがおかしいのか、いっぺん質してみたいというようにございまして、私が調べてまいりました。ひとつよろしく願いいたします。

それからもうひとつは、景気対策の考え方でございます。来年度予算等についての考え方はどうなのかということでございまして。まず1番始めには景気対策。この不況のこの時期、奥能登でも有数の企業が倒産の憂き目にあっております。奥能登は何といっても建設業が、やはり私は大事な重要なウェイトを占めておると思っておりますので、景気対策の考え。町長はどのような考えを持っておられるか聞かせていただきたいと思っております。

副議長（石岡安雄）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

やはり議員のおっしゃるように、能登町にとりまして建設業界というのは大事な雇用の場でもありますし、大切にしていかなきゃならない業種のひとつじゃないかなあと思っております。先日も石川県の建設業協会の会長を初め、幹部の方々が能登町のほうへお見えになりまして、今後の公共事業の増などの要望をされていきました。そういう意味ではお気持ちは非常にお察ししますし、町としても応えたいという気持ちはあるわけなんですけど、非常に財源厳しい中でやっていかなければならないという状況であります。しかしながらそういった業種を潰すわけにはいきませんので、町としては出来るだけ能登町の業者の皆さんが耐えられるうちに自らの財政を再建して、そういった方々の要望に応える力を付けなきゃならないのかなあと思っております。そういった意味でも、まず財政再建というのが必須ではありますが、能登町自体の景気を冷やさないためにも公共事業は選択と集中で来年度以降も取り組んでいかなきゃならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

それでは町長が選択と集中。それから要望に応えられるように力を付けなきゃならない。ということでございまして、この間から新聞に騒いでおる1兆円の交付金。これが決定されたということでございまして。地域活力基盤創造交

付金。やはりこれが決定されて、現在の自民党が、そのままうまくいけばこのお金が来るんだろうと思うんでございますが、やはり1兆円というのは規模が多ございます。やはりこの金を利用してですね。

能登町にはまだまだ道路改良をやらなきゃならない所がある。例えば宇出津から上町へ抜けるこの県道等もそうでございます。それから藤波から宇加塚へ出る道路。それから山田線、瑞穂から与呂見へ行く道路、等々がまだ残っているわけでございます。それからもちろん、柳田の中、内浦の中等々数えれば、やはり能登町にはまだまだ生活の基盤となりうる道路整備が必要かと思えます。ぜひ、この金を使ってもう少し建設業界が活力をいただけるような、活力が出るようなそういう施策は、町長、考えておられるのか。もう一度改めてお願いいたします。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

先ほども申しましたが、道路特定財源の一般化によりまして1兆円を地方の実情に応じて使用する、新たな仕組みを作るということが盛り込まれているわけなんです。まだまだ年末から1月にかけて国の予算編成過程では、どうなるか不透明な部分もありますが、やはり今おっしゃるように能登町にとっては主要地方道、あるいは一般県道、あるいは町道ということで道路網の整備とは不可欠だというふうに考えておりますので、そういった国の支援、あるいは国の予算をいただきながら道路整備には努めていきたいと考えています。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

はい。ぜひやっていただきたいと思えます。金が無いというだけで予算を考えていただくと、非常にさびしい予算になるわけでございます。ぜひ課長全員、頭を絞っていただいて活力の出るような来年度の予算を作っていただきたいと思えます。この話はこれで終わりにしていただきます。

次は入札制度のことでございます。これにつきまして、まず私はひとつ目、質してみたいのは指名競争入札でございます。まず指名競争入札の中で先ほど話をしたわけなんです、入札の基準を決めたならば、きちっとそれを公示しなければならぬということになっております。これを聞いたところ、公示が

してないということでございます。まずこれは指名審査委員長でもあられる副町長のほうから、なぜ公示しなければならない、この指名競争入札についての結果がしていないのかということ、ひとつお願いいたします。

副議長（石岡安雄）

監理課長 谷内正廣君

監理課長（谷内正廣）

それではただ今の質問につきまして、お答えさせていただきます。今、多田議員のおっしゃることにつきましては、能登町の財務規則。ここにですね、一般競争入札参加者の資格86条ということがありまして、ここ書いてあるのは、一般競争に参加するものに必要な資格を定めたとき、これを公示する。ということ。これに対しまして第100条のほうで指名競争入札参加者の資格というところがございまして、これにつきましては指名競争入札参加者の資格を定めた場合においては86条を準用するんだよと。公示するんだよと。いうふうなことかなと。ご質問の主旨は。と思えますけれども、その内容につきましては、一般競争入札に参加するものについては、当然ながら一般競争入札1件1件につきまして必要な資格。例えばその範囲ですね。2市2町にするとか。当然それらの条件。これは当然1件1件告示しなければいけないと思っております。それが先ほどの86条ということになろうかと思えます。

しかしながら一般競争入札と違いまして指名競争入札というのは、その性格上、案件ごとの参加資格要件を定めないと云々なんですけども、これにつきましては能登町建設工事指名競争入札参加者等の選定要綱。これを当然ながら合併のときに平成17年ですけれども、定めております。これは当然ながら告示もさせていただいております。これがいわゆる指名におきます参加100条のところの指名競争入札参加者の資格を定めた場合について云々と。公示すると。いうことの解釈ですということになっておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

議長。すみません。ちょっとお許しを願いたいんですが、議席へ戻ってちょっと本を1冊持ってきてよろしいでしょうか。

副議長（石岡安雄）

はい。

17番（多田喜一郎）

すいません。監理課長、今の話の仕方はですね、私は違っておると思うんですよ。指名競争入札はその工事その工事に指名の業者が変わる。全部一緒になっていない。だから今言われたところは、ちょっと私としては苦しい言い訳にしかうつらない。

なぜならば、これは14543ページに、この指名競争入札の選定要綱等がきちっと書いてある。だからこの86条のこれに対してこれを準用しますよと100条になっておるんですから、やはりこれはきちっと公示をしなければならないということですので、私はやはりここにも行政側はもう少しこの条例を読んで、きちっと1回1回、指名競争入札をしたならば、それを公示していただきたいということなんです。それは何も役場のこの例規集だけじゃないんですよ。地方自治法にもきちっと書いてある。この契約の中の234条。そしてその政令の中の167条。ずっと書いてあるんですよ。この167条の中には、まずはきちっとして指名競争入札に出来る場合はこうですよ。書いてあるんですよ。そしてそれを書いた中でやはりその次は、167条の11の2項の中に指名競争入札に参加するものということで、第167条の5の1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。この資格を定めなければならないというのは、やはりきちっとしたあれですよ、公示のことを書いてあるんですよ。そしてその公示のことを書いてあるのが167条5の2項の規定にきちっと準用しますよと書いてあるんですよ。

こういうことですから、やはりこれはきちっとしていただきたい。そしてこれはなぜ大事かという、その次に167条の6の3項。きちっとこれ書いてある中には、入札が無効になった場合、これは駄目ですよ。入札無効の案内も出さないよと書いてあるんですよ。これは167条6の2項に。この入札が違反した場合は入札が無効になりましたよという主旨も相手にきちっとしなければならない。明らかにしておかなければならない。そういう文書はあるんですかね。指名審査委員長。いや、監理課長に聞いておらんわ。監理課長、ちょっと悪いけれども。これはやっぱり一番大事なきちっとしたところは指名審査委員長であるから、委員長やこれ全部分かってもらわんと困る。ただ委員長の席に座っておったんじゃ困るがで。ねえ。どうですか。こういう文書出しているんですか。入札無効の場合は無効になりますよと、書類をやっておかなきゃならん。どうなんですか。

副議長（石岡安雄）

副町長 山元淳二君

副町長（山元淳二）

ただ今の多田議員のご質問ですけれど、内容的に非常に地方自治法の本文そして施行令と条文の質問ということで。突然、本日この場で言われてそういう条文についても私は頭の中にも現在入っておりません。ただ言われることは現在いろんな角度の中から一般競争入札に準じた指名競争入札。そしてその中に能登町における指名基準に基づいて今現在やっているということ、申し上げるに、その件に関して私は答弁、今日現在、今現在には出来ませんので、ご理解のほどお願いします。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

あのですね、私はやはりこの議会の始まる前に町長が所信に述べられた、きちっと法令を遵守して職員一同きちっと頑張るよと言ったから私はこれを聞いておるんですよ。言い訳じゃなくてですね、やはり悪いものは直していただきたい。これ一点なんです。そしていろいろな問題がいつも出てくる。

もうそろそろ、指名競争入札にしても一般競争入札にしても制度をきちっと運用すれば、全部皆さんは責任を逃れられるんですよ。いっぺん嘘をつくと全部最後まで嘘をつかなければならない。もうそろそろ止めていただきたいということなんです。

そしてもうひとつは、建設業。どういう権限でどういう仕事をするのか。ということこれから問題にしたいと思いますよ。まずこの間から私は水道工事というところで私のところへ等々の質問がきておりましたので勉強させていただきました。この間、皆さんのところでいろいろと論議したのは「建設業者のための建設業法」。これは20年の4月に出ておるんですよ。でもこの前に整備局宛にきちっと国の国交省から出ているのは20年の1月31日に出てる。これが出てこの4月が出ておるんですよ。やっぱりこれ両方勉強してもらわなきゃ困る。その中で私はひとつ指名審査委員長に聞きたいのは、水道工事とは、水道工事業とはどのようなものをやるのかということを改めて質問いたします。水道工事業。すいません。副町長。

副議長（石岡安雄）

副町長 山元淳二君

副町長（山元淳二）

お答えいたします。水道工事業というそういう業種はあるんですか。

17番（多田喜一郎）

すいません。ひとつ言葉が抜けていましたので勘弁していただきたい。水道施設工事業でございます。水道工事業じゃなくて。水道施設工事業です。

副町長（山元淳二）

今のご質問は水道施設工事業とはどういうものかと。私の解釈では…

17番（多田喜一郎）

いやいや解釈じゃなくて。きちっと本を読んで答えていただきたい。

副町長（山元淳二）

しばらくお待ち下さい。上水道、工業用水道等のための取水、上水、排水等の施設を構築する工事、または公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事とありますがよろしいですか。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

はい。今、副町長が読まれたのが建設業許可制度の概要について。「建設業の許可のあらまし」という本の一節じゃないですかね。私には全くそのままそれが映っております。ひょっとかすれば、「建設業のための建設業法」にも載っておるかもしれませんが。どんなものでしょうか。この本で言っておるんでしょうか。

副議長（石岡安雄）

副町長 山元淳二君

副町長（山元淳二）

国土交通省北陸地方整備局から出ている「建設業者のための建設業法」の解説の一部に載っている標語、文言でございます。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

はい。そうするとですね、それをもう少し分かりやすく書いた本があるわけでございます。これは県のほうでも使っております。この間、県へ行って調べたときにいただきました。これは担当課長も大抵持つておると思うんですが、今言われたところの第5欄というところがあるんですが、それをひとつ。もっと詳しく書いたところのを副町長は分かりますかね。

それからもうひとつは国のこの中にも書いてあるわけなんです、この解釈をどうするのか分からなかったら、これをあげますよ。これを見て解釈していただきたいと思うんですよ。この解釈の中にはですね。じゃあ私から言わせていただきます。

この水道施設工事の中にはですね、上下水道に関する施設の建設工事における水道施設工事、管工事、及び土木一式工事の間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が水道施設工事。ここには上水道は水道施設工事となっています。

そして家屋その他の施設の敷地内の配管工事には。管工事ですね。この配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が管工事である。これは敷地内の上水道になっています。だからこれらの敷地外の、例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が土木一式工事である。なお、農業用水道、灌漑用配水施設等の設備工事は水道設備工事ではなくて、土木一式工事に該当すると。これだけ分かれておるんですよ。

だから私のところに入ってきたのは、どういうことかという、管工事に水道施設工事をやらせている。全く権限がない。管工事に水道工事が出来るのは敷地内の水道工事なんですよ。それも配水管小径だけなんですよ。公道の上水道は水道設備工事。これしか出来ない。農業集落排水等は土木一式で出来る。こういう見方なんですよ。

だからこれをきちっと私は勉強していただいて、指名審査委員会がきちっとした答えを出していただかなきゃ。例えばこの間、私は打ち合わせした中で、この本の1ページの中での解釈では管工事にはと書いてある。上下水道等の配管工事は、管工事における上下水道等の配管工事は家屋その他の施設の敷地内の配管工事。及び上下水道等の配水小管を設置する工事をいいますと書いてあるんですが、ここに分けるとおかしいんですよ。及び上水管との配水小管施設はあくまでも家屋その他の施設の中なんですよ。敷地内しか出来ないんですよ。だからそれを明確にきちっと出しておるのは、岡山県。岡山県の土木

部はきちっとしてですね、土木一式工事の中でも分かれているのは浄化槽埋設工事。それから敷地上下水道の配水小管を設置する工事は管工事なんですよと。注意してくださいよと書いてある。

また逆に水道施設工事の中では主として上水道等の施設を増築する工事で、敷地内の上下水道工事ではありませんよと書いてある。発注者が公共団体である上水道の本管埋設工事は水道施設工事に分類されますが、下水道工事については土木一式工事に分類される場合がありますよと。そしてその中に確認を必要とする工事の事例の中では、敷地内上下水道の配水小管を設置する工事は管工事ですよと。これは水道工事ではないんです。敷地内のやつは。農業用水、灌漑用水、配水施設等の工事は土木工事ですよと。こんだけ出して管工事には冷暖房機、給油機、空調機の設置並びに敷地内上下水道の配水小管を設置する工事及び浄化槽の設置は管工事になります。と、こうなっているんですから、明らかに副町長。これはやっぱり見直しをしていただかなきゃならん。

どうしても今までのような考え方では、私はいかがかなと思います。どうお考えですか。

副議長（石岡安雄）

副町長 山元淳二君

副町長（山元淳二）

先ほどから町のやっていることが、ことごとく間違っているというふうなことで、これはもうなんと言いますか。聞いていらっしゃる町民の方はそのように聞こえる場合がございますので、それに関しては間違っていないというふうなことで理解していただきたいと。

それから後段のほうでご指摘のあった内容ですけど、私どもの考え方ですが、今先ほどおっしゃったような管工事。そして水道施設工事。土木一式工事とかそういう分類が建設業法では28種類ございます。そんな中で今、ただ議員がおっしゃったのは、管工事が今の町が行っている指名で管工事屋さんが出るのかというふうなことのご指摘だと思っております。

先ほどより国土交通省から出たその中においては、上水道等の配管工事については家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び、及びというのは並列でないという解釈ですけど私どもは上水道の配水小管。配水小管というのは能登町としましては350mm程度以下の管を配水小管と認識しております。配水小管を設置する工事ということで、管工事さんは配水小管の工事が出来るというふうな認識の元で私どもは現在進めております。

その他に石川県内の各市町に調査したところ、ほとんどの市町が能登町の考

え方と同じ考え方で皆さん方に水道工事をやっていただいているということでございます。どうか、この点につきまして多田議員にはご理解を願いたいと思います。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

はい。今のような解釈で私は、はたして町長が法令を遵守するというようなことに役場職員が一丸となってということに対して、おぼつかないなあ。

国に聞きました。何をもって出されるのか。発注者に問題がありますよということですよ。昨日は輪島土木に行って聞きました。それは敷地内のことですよ。金沢の監理課ではそれは書いてあるとおりですよ。私達からはこうこうとは言えませんが、それは町に帰って担当に聞いてみてくださいよと。じゃあ許認可権は石川県じゃないですかと。石川県は何をもって許可権限を与えているんですかと。条文に書いてあるものが一番主なんでしょう。そうです。管工事はこうですよ。こういう最後の一行のですね、解釈の仕方によって物事を考えるなんてことは私は止めていただきたい。

どこに行ってもこれは間違いの部類に入りますよ、副町長。ぜひこれはですね、指名審査委員会で改めてこの問題を論議していただきたい。どれもこれも私は役所の身勝手なそういう解釈の仕方ではひとつも前進がない。やはりすっきりした形でこれならしゃあないなというような基準をもってやはり能登町の舵を切っていただきたいなと思いますよ。

この辺、町長、改めて町長の所信の中で法律を遵守してきちっとやりますよと言ったことに対してはどうなのか。指名競争入札の基準。一般競争入札もそうですが、きちっと法令に基づいてやるのかやらんのか、ひとつ答えていただきたい。

副議長（石岡安雄）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

今のただ議員のご質問ですが、公務員たるべきもの、やはり法令を遵守するのが当たり前だというふうに思っております。ですが、今回の件が法令を遵守してないのかどうか私には今、資料もありませんので分かりませんが、今後も公務員たるもの法令を遵守していくというふうに思っております。

副議長（石岡安雄）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

はい。今、町長が法令を遵守してやるということですので、ぜひ皆さん。やはりこの指名競争入札については、いろいろなところから言われないようにして、きちっと物事を正してやっていただきたいと思います。

そしてですね能登町も、あっ、変わったな。きちっとしてるな。ということにいただきたいと思いますということをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

副議長（石岡安雄）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

副議長（石岡安雄）

ここで暫時休憩します。この間に追加日程表を配付いたしますので、よろしくお願いします。
(午後3時56分)

再 開

副議長（石岡安雄）

休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後3時57分再開)

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了したので、明日12月11日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（石岡安雄）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決

定しました。

休会決議について

副議長（石岡安雄）

追加日程第1 「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あす、12月11日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（石岡安雄）

異議なしと認めます。

したがって、あす12月11日は休会とすることに決定しました。

次の会議は、12月12日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

副議長（石岡安雄）

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会（午後3時58分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

決算委員長報告

議長（新平悠紀夫）

去る、9月定例会で閉会中の継続審査となっていました、日程第1 認定第1号「平成19年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13 認定第13号「平成19年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長 河田信彰君

決算特別委員長（河田信彰）

去る、9月5日「決算特別委員会」に付託されました、認定第1号から認定第13号までの能登町における平成19年度の各会計13件の決算審査の結果をご報告いたします。

まず、審査の経過といたしましては、11月6日以降、6回の委員会を開催し、決算書及び主要施策の成果説明書をもとに、執行された内容について各担当課から説明を受け慎重に審査をいたしました。

その結果、一部不適切な事務処理が指摘され、厳しい論議が展開されましたが、執行部からの「誠実に対処する」旨の真摯な説明を認め、各会計の決算はそれぞれ認定すべきものと決定しました。

なお、本委員会の意見として次の点を申し添えます。

まず、財政面の概要としては、人件費で特別職期末手当50%、一般職期末手当20%の削減等により経常的経費の減額の断行が見られ評価すべきところであるが、経常収支比率99.7%、起債制限比率14.1%、実質公債比率21.1%と依然として厳しい財政状況は変わらない。

また、税及び負担金、使用料等の収納率の向上には、地道な努力の精進と英断が求められます。

特に、国営農地開発事業の負担金の徴収に関しては、合併以前の自治体の減免措置を転用し、誤徴収した6件については公平・公正の原則に基づき厳正な

対処策を講じて、これを処理されるよう強く要求するものです。

また、町の遊休土地、特に宇出津新港公有地に関しては、売却、貸付等の有効活用を図らねばならないし、町営住宅に関しても、不納欠損金の処理にも関連するが、入居契約や更新契約について検討願いたい。もちろん、整備済下水道地域や現在進行している下水道事業には接続率を上げねば、財政計画に大きく影響を及ぼすので更なる努力を必要とします。

特に、能登町病院事業会計については、当町に於いては病院の存続はこれからの町の在り方に大きく影響する問題である。現況の町から病院が消えることは、何んとしても避けなければならない。

総務省の「公立病院改革ガイドライン」に沿って平成20年度策定の「改革プラン」のみならず、仮称「宇出津総合病院経営問題検討委員会」を設立し、当該病院スタッフ、有識者、執行部そして必要であればコンサルタント等のメンバーも構成員として、危機感を持って早急に実行・検討されん事を提案します。

その他、海産物の漁獲高の確保や「豊かな海」を育てる稚魚・稚貝の放流事業では、事業効果の検証が十分なされていない。データを蓄積し、後の事業に活かされたい。

以上、今後より一層、行財政改革に取り組み、審査の結果が町民の目線に立った予算編成や行政執行に活かされることを強く望み、報告といたします。

議長（新平悠紀夫）

以上をもって、決算特別委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 志幸松栄君

8番(志幸松栄)

ご苦労様でございました、いろいろと。私、ひとつだけどういいう議論がされたか委員長にお聞きしたいと思います。国営パイロットの件でございます。私、一般質問にもしましたけれど、いろいろと巻で話があります。私も決算特別委員長をした時に、個人的にこの行政に関連しておる人達の中にもこのメンバーがおると思うんです、支払わらなきゃならん人が。その問題について端的にどういいう議論がされたかひとつ委員長に報告願います。

議長（新平悠紀夫）

決算特別委員長 河田信彰君、自席でいいです。

決算特別委員長（河田信彰）

当委員会で話をしただけでの結果、先ほど報告させて頂いたとおりの内容です。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番(志幸松栄)

大枠の中で報告頂いただけでございませうけれど、これから税金の収入それから水道料、いろんな不納金、欠損金があると思えますけれど、やはり我々行政に関する者は必ずや、やはり手本を示さなきゃならんと思えますので。そういう細かい問題も個人的な問題も結局、議論されたのかどうなのかももう一遍お答え願います。

議長（新平悠紀夫）

決算特別委員長 河田信彰君

決算特別委員長（河田信彰）

いま志幸議員のおっしゃるとおり細かい話まで詰めて話し合いをしました。その結果、今先ほども言わせて頂きましたが、この報告に載せてあるとおりの答えとなっておりますので、ご了承願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番(志幸松栄)

ひとつだけ一般質問の時にも言いましたけれど、そういう分け隔てなくやっぱり追及してこの決算が妥当であったか、妥当でなかったかというのは決算特別委員会の仕事だと思えますので。結局、我々議会並びに行政に関する人達の個人的な問題もこれから追及するのが、決算特別委員会の仕事だと思えますので、またよろしく願います。以上でこの質問に対して終わります。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これから、採決を行います。お諮りします。

認定第1号「平成19年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成19年度能登町有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成19年度能登町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成19年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成19年度能登町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第8号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第9号「平成19年度能登町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第10号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第11号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第12号「平成19年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第13号「平成19年度能登町病院事業会計決算の認定について」の以上13件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、認定第1号から認定第13号までの以上13件は、原案のとおり認定されました。

委員長報告

議長（新平悠紀夫）

次に、日程第14 議案第80号「平成20年度能登町一般会計補正予算」から、

日程第25 議案第91号「平成20年度能登町病院事業会計補正予算」までの12件及び、

日程第26 議案第92号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」から、

日程第37 議案第103号「公の施設の指定管理者の指定について」までの12件、併せて24件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 菊田俊夫君

総務常任委員長（菊田俊夫）

それでは総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第80号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第5号）歳入及び所管歳出」

議案第81号「平成20年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」以上2件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 奥成壮三郎君

教育民生常任委員長（奥成壮三郎）

それでは教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第80号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第5号）所管歳出」

議案第82号「平成20年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第83号「平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算（第2号）」

議案第84号「平成20年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第91号「平成19年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」

議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第96号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第102号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第103号「公の施設の指定管理者の指定について」以上11件は、原案のとおり全員賛成で可決するものと決定をいたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

次に産業建設常任委員長 河田信彰君

産業建設常任委員長（河田信彰）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第80号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第5号）所管歳出」

議案第85号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第86号「平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第87号「平成20年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第88号「平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第 89 号「平成 20 年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」
議案第 90 号「平成 20 年度能登町水道事業会計補正予算（第 1 号）」
議案第 92 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」
議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について」以上 13 件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番 志幸松栄君

8 番(志幸松栄)

教育民生常任委員長に質疑を行いたいと思います。議案第 93 号より 103 号の「公の施設の指定管理者の指定について」の問題にどういう議論がされたかひとつお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育民生常任委員長 奥成壮三郎君、よろしいですか。

教育民生常任委員長（奥成壮三郎）

なごみの指定管理については、「健康福祉の里なごみ」と「七見デイサービス」ですか、同じ建物の中にあると。どういう管理の仕方が、ということが確かあったと思いますが、その程度だったと思います。

議長（新平悠紀夫）

8 番 志幸松栄君

8番(志幸松栄)

なごみの件の93号は分かりましたけれど、94号、95号、96号、102号、103号をまとめてどんな議論がされたか簡単にひとつお願いします。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか、教育民生常任委員長 奥成壮三郎君

教育民生常任委員長（奥成壮三郎）

別に他のところはそのまま、すんなりと行きました。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番(志幸松栄)

6月議会だったか、9月議会だったか私はこの議案書のみでは、やはり能登町の施設を指定管理するに対しまして、いろいろと私達にこの書類でそうしなさいと、議会軽視じゃないかなと思う訳でございます。ですから、細かい議論がなされたのか。私達、産業建設常任委員会の方では私が質問したところ、繰出金はいくらだったのか、それと協定書は私達に交付しないのか、というようなことを質問した訳でございます。委員の一人として。そういう議論はされなかったのか、ひとつお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育民生常任委員長 奥成壮三郎君

教育民生常任委員長（奥成壮三郎）

この議案は、こういう指定管理者でどうかと提出されたものを採択するか考える問題で、予算のこととかそういうことは一切出てくるものでは無いでしょうし。ただもうひとつあったのは、第一、第二多目的ホールにおいては分煙機の声があるとかいうことを確か話し合ったかなあと思いますけれども。予算とかお金に関するところは今回出る訳でも無いだろうし、この指定管理者でいいですかという提出ですから、これでいいですと決まっただけです。以上です。

議長（新平悠紀夫）

四回目ですので。

8番(志幸松栄)

ほんなんけえ、もう一回だけお願いします。

議長（新平悠紀夫）

質疑なしで。

8番(志幸松栄)

質疑は答えはいりません。

議長（新平悠紀夫）

許します。

8番(志幸松栄)

この施設だってまあ私は役場が持っていく施設だと、スポーツセンターとかそういう民生の問題は行政が持っていくあれだと思います。産業建設常任委員会についても、そこだけ一般会計からの持ち出しとか、そういう問題もこれから議論して欲しいなあと思って、これは町民の施設だと思うんですけど。

なぜこうやって私達、6月か9月の議会だったか知らんけど、ある議員の方が議会軽視やということで執行部に対して勧告を言われておりましたけれども、こう少し詳しくそういう問題も提示して議案書を提出するべきではないかなあと執行部に対しても。それからそういう方向にもまた教民の委員長さんにも言っておきますけれど、時間が許せば議案によっては私も参席させて欲しいなあこの場で申し伝えておきます。以上です。

議長（新平悠紀夫）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決
議案第 80 号～議案第 91 号

議長（新平悠紀夫）

これから、採決を行います。お諮りします。

議案第 80 号「平成 20 年度能登町一般会計補正予算」

議案第 81 号「平成 20 年度能登町有線放送事業特別会計補正予算」

議案第 82 号「平成 20 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 83 号「平成 20 年度能登町老人保健特別会計補正予算」

議案第 84 号「平成 20 年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第 85 号「平成 20 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第 86 号「平成 20 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 87 号「平成 20 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 88 号「平成 20 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第 89 号「平成 20 年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算」

議案第 90 号「平成 20 年度能登町水道事業会計補正予算」

議案第 91 号「平成 20 年度能登町病院事業会計補正予算」の以上 12 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第 80 号から議案第 91 号までの以上 12 件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 92 号～議案第 103 号

次に、議案第 92 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について」
議案第 103 号「公の施設の指定管理者の指定について」の以上 12 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第 93 号から議案第 103 号までの以上 12 件は、委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

ここで、暫く休憩いたします。(午前 10 時 32 分)
全員協議会を開きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

再 開

追加議案(議案第 104 号、発議第 7 号、選挙第 1 号)

議長(新平悠紀夫)

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前 11 時 02 分再開)

お諮りします。本日、町長から議案第 104 号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」及び、大谷内義一君ほか 3 人から、発議第 7 号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」並びに、選挙第 1 号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、3 件を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決

定しました。

能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（新平悠紀夫）

追加日程第1 議案第104号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

先ほどは認定13件、議案24件のご承認を頂きましてありがとうございます。

それでは今回追加提案させて頂きました議案1件につきまして提案理由を説明いたします。

議案第104号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、我が国の産科医療については過酷な労働環境や医事紛争が多いことなどにより、分娩の取り扱いを止める施設が多く、産科医になることを希望する若手医師が減少していることなどの問題点が指摘されております。

こうした課題を解決し、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として産科医療保障制度が平成21年1月から始まるものです。本制度は、病院や診療所といった分娩を取り扱う機関が加入する制度で、医療機関に過失が無くても補償金が支払われる画期的な制度となっています。同制度は分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供と家族の経済的負担を軽減させる等を目的に創設されたもので、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の赤ちゃんに対して看護、介護のために一時金600万円と20年間に渡る保障分割期により総額3000万円が支払われるものです。

なお、妊婦側は同制度の保険料として3万円を医療機関に支払うこととなりますが、条例改正によって同制度に加入している医療機関で分娩した場合に限り、現行の出産一時金35万円に3万円を増額し、実質的な負担増をなくすため条例の一部改正をするものであります。

議員各位におかれましては慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第104号の審議方法について、お諮りします。議案第104号は、全体審議といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第104号は全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

説明を一応拝聴した訳ですけども、私がもし聞き逃していたら申し訳ございませんが。

3万円の上乗せ加算、この件の保険法施行令の大正15年うんぬんとか、第36条の規定を勘案とかありますけども、36条を勘案とこの36条の規定を少しばかり説明頂ければありがたいのかな、と思いますのでよろしくお願ひします。

議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長 中口憲治君

健康福祉課長(中口憲治)

ただいまの質問ですがいずれも出産一時金ですね、いろいろ葬祭費とか支給が認められているという内容のものであります。

議長（新平悠紀夫）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これより、議案第104号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

能登町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第2 発議第7号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。20番大谷内義一君

20番（大谷内義一）

ただいま、上程されました発議第7号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をいたします。

平成20年9月1日に施行された地方自治法の改正法で、法第100条第1

2項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけられるため、会議規則に規定するものであります。

つきましては、議員各位の規定に対するご賛同をお願い申し上げまして説明に代えさせていただきます。

委員会付託の件

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

発議第7号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番 鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

資料の第15章全員協議会の3番の項において、「全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。」とありますが、全員協議会も会議と見なされるという解釈のもとでこれが提出された訳ですが、傍聴等に関してはこの別に定めるといふ項においてのみ、論議すべきものではないのかどうか、どのようにお考えか提案者にお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

議会運営委員長 大谷内義一君

議会運営委員長（大谷内義一）

お答え申し上げます。先般の全員協議会の席上で事務局長から説明があったと思いますが、議会の申し合わせ事項にこのことを明記するというございまして。特に明記することは傍聴を許可する、あるいは会議録を作るという件だったと思っておりますので、ご了承の程お願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

能登町選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第3 選挙第1号「能登町選挙管理委員及び補充員の選挙」

を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、

能登町字宇出津新1番地	國分 雅史君
能登町字羽根8字2番地1	源佐 美畝子君
能登町字恋路5字5番地	濱野 孝則君
能登町字石井ハ部8番地	桶屋 政雄君

以上の方を指名します。

お諮ります。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました

國分雅史君、源佐美畝子君、濱野孝則君、桶屋政雄君

以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員については、次の方を指名します。

第1順位	能登町字宇出津山分2字10番地	中谷 喜代信君
第2順位	能登町字真脇4字18番地	西郷 壽代君
第3順位	能登町字小木2丁目7番地	山城 良平君
第4順位	能登町字上長尾ト部6番地	松井 英芳君

以上の方を指名します。

お諮ります。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人

と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました
第1順位 中谷喜代信君、第2順位 西郷壽代君、第3順位 山城良平君、
第4順位 松井英芳君以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選
されました。

休 憩

議長 (新平悠紀夫)

しばらく休憩します。

(午前11時18分)

再 開
許可第2号

副議長 (石岡安雄)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時32分再開)

先ほど、議長新平悠紀夫君から議長の辞職願が提出されました。お諮りしま
す。「議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とした
いと思います。これにご異議ありませんか。17番 多田喜一郎君

17番 (多田喜一郎)

ひとつ私は疑問に感じたことがあるので、異議を唱えさせていただきます。前議
長といいますか新平議長の時に果たされた課題があった訳でございます。倫理
条例等々がまだ解決していない。庁舎の問題の委員会、定数の委員会、3つの
委員会の問題がありながらの辞表というのは、私は甚だ遺憾に思う訳ござい
ます。これは議長としてきちっと整理をして譲るのか、任期を全うするのかと
いうことが私は正当ではないかと思うので、ひとつ発言をさせていただきました。
出来ればその辺のところを聞かせて頂きたいと思います。

休 憩

副議長 (石岡安雄)

しばらく休憩します。

(午前11時33分)

再 開
許可第2号

副議長（石岡安雄）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時34分再開）

18番 新平悠紀夫君

18番（新平悠紀夫）

ただいま多田議員からの質疑というか私に対する大変重い責任があるということで、この議長の職を辞すのは如何かというお話もありました。

私自身もその思いを常に持っていながら6月議会、9月議会そして12月議会までにはという思いで進めていたところでありましてけれども、何分時間的な制約の中で取りまとめられなかったことに、大変私自身不十分な点、議員各位にはお詫びをする次第となりました。この能登町議員倫理あるいは、議会議員の定数問題、そしてまた議会庁舎に対しましてそれぞれ議長のもとで諮問委員会を作り3諮問委員会の中でご討議をさせて、そして提出もされております。

是非この機会を捉えてこの12月議会にはその問題を議員各位のそれぞれの中で取り組んだ姿勢を打ち出すのが私の責務と思っておりましたが、何分時間的な問題もありまして私自身はこのテーマにつきましては、21年度の3月あるいはそれまでには是非議員各位のご協力のもとに責任を持ってこれを果たして行こうという思いで今回の議会の議長を辞職する上において止むを得ない部分を踏まえまして、このテーマを重大な責任を持って次の議会に是非議員各位の問題でもありますので是非ご協力をして頂きながら進めて行きたいという強い思いでおりますのでその辺もご了承して頂き、多田議員のご質問に答えさせて頂きたいと思っておりますので今後とも是非よろしく願いいたしまして、その辞することに是非許可を頂きたいという思いでおります。お願いします。ありがとうございます。

副議長（石岡安雄）

多田議員、よろしいでしょうか。

17番（多田喜一郎）

いいよ。

副議長（石岡安雄）

それでは、「議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

議長の辞職の件

副議長（石岡安雄）

追加日程第4 許可第2号「議長の辞職の件」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、新平悠紀夫君の退場を求めます。

（18番新平悠紀夫君退場）

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長（宮下並樹）

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成20年12月12日

能登町議会議長 新平悠紀夫

能登町議会副議長 石岡安雄殿

副議長（石岡安雄）

お諮りします。新平悠紀夫君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、新平悠紀夫君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。

休 憩

副議長（石岡安雄）

しばらく休憩します。

（午前11時38分）

再 開

副議長（石岡安雄）

休憩前に引き続き会議を開きます。　　　　　　　　　（午前 1 1 時 4 2 分再開）
先ほど許可をすると申し上げましたが取り消しとさせていただきます。
異議がありましたので、これより起立採決といたします。
許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい。起立多数で許可することに決定しました。

ここで、新平悠紀夫君の入場を許可します。

（ 1 8 番新平悠紀夫君入場）

選挙第 2 号

副議長（石岡安雄）

ただいま議長が欠けました。
お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 5 として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。
よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 5 として直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長の選挙

副議長（石岡安雄）

追加日程第 5 選挙第 2 号「議長の選挙」を行います。

休 憩

副議長（石岡安雄）

ここで暫時休憩します。　　　　　　　　　　　　　　　（午前 1 1 時 4 4 分）

再 開

副議長（石岡安雄）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時56分再開）

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、副議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に山崎元英君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、副議長が指名しました山崎元英君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山崎元英君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました山崎元英君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、議長に当選されました山崎元英君の挨拶があります。山崎元英君。

議長（山崎元英）

ただいまは議員各位のご同意を受け、能登町議会議長の要職に就くことになりましたこと、誠に身に余る光栄でございます。

私は、自らの浅学非才を顧みまして責任の重さを一層痛感しているところです。ここに皆様より選出されましたうへは、能登町の発展のため、議会運営を民主的に公正無私の立場を堅持し、最善の努力を尽くす所存でございます。

なにとぞ先輩、同僚の皆様方のご指導とご鞭撻をお願いいたします。また先ほ

ど前議長が申し残されましたいろんな懸案につきましてこれから皆さんと手を携えながら実現のために努力したいと思っております。よろしくお願いいたします。

(拍手)

副議長（石岡安雄）

以上で議長としての職務が終了いたしました。ご協力ありがとうございました。お礼を申し上げまして議長の席を交代いたします。

休 憩

議長(山崎元英)

それでは早速ですが、議長としての職務を行わせていただきます。
ここで、暫時休憩いたします。(午後0時01分)

再 開
許可第3号

議長（山崎元英）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後0時08分再開)

先ほど、副議長石岡安雄君から副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。「副議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、「副議長の辞職の件」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

副議長の辞職の件

議長（山崎元英）

追加日程第6 許可第3号「副議長の辞職の件」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、石岡安雄君の退場を求めます。

(9番石岡安雄君退場)

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長（宮下並樹）

辞職願

今般、一身上の都合により副議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願いいたします。

平成20年12月12日

能登町議会副議長 石岡安雄

能登町議会議長 山崎元英殿

議長（山崎元英）

お諮りします。石岡安雄君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、石岡安雄君の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

ここで、石岡安雄君の入場を許可します。

(9番石岡安雄君入場)

選挙第3号

議長（山崎元英）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として直ちに選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙

議長（山崎元英）

追加日程第7 選挙第3号「副議長の選挙」を行います。

休 憩

議長（山崎元英）

しばらくここで休憩します。

（午後0時12分）

再 開

議長（山崎元英）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時42分再開）

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に奥野清君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました奥野清君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました奥野清君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました奥野清君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました奥野清君の挨拶があります。奥野清君。

副議長（奥野清）

ただいま議員各位のご推挙により、副議長に就任をいたしました。

まずは、山崎議長の補佐役としてしっかりやろうと思っております。微力ながら議会運営のためにそして能登町の発展のために努力することをお誓い申し上げまして挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

（拍手）

閉会中の継続審査の申し出の件

議長（山崎元英）

以上で副議長の選挙を終了します。

お諮りします。

日程第38「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

大谷内議員の方から発言を求めていますので、これを許可します。

20番（大谷内義一）

先ほど新平議員が議長職を辞任されました。私も前任者として議長をさせていただいた訳ですが、新平さんは2年間よく能登町発展のために、また能登町

議会のためご尽力されたと思って感謝しております。この席で一言言葉を頂ければありがたいと思う次第でございます。

議長（山崎元英）

新平悠紀夫君

18番（新平悠紀夫）

ただいま大谷内議員から私に対して大変温かいお言葉を頂き感謝申し上げますと思います。本席は山崎新議長が誕生し、また奥野副議長が誕生いたしました。私に辞職願を許可された後の大変素晴らしい体制でこの能登町議会が今後益々のご発展をこいねがう一人であります。私も2年余に亘りまして議長をつつがなくそしてまた、議員各位のご指導ご鞭撻があつてこそ今日までこうして過ごさして頂きましたことを感謝申し上げます。

その間には19年に全国議長会でこの能登町議会が議長賞を頂きました。これもひとえに皆様方の支えがあつてこそその表彰かと思っております。それに劣らぬように我々自身も鋭意努力しながらこの能登町の発展のために精一杯頑張つて行かなければいけない。そして町民の目線に立って我々も議会を進めていかなければならないということを痛感している一人であります。

今日まで持木町長をはじめ執行部の方、そしてまた各課長さんにはいろいろとお世話を頂きましたこと、この場を借りまして厚くお礼を申し上げ一議員としてこれから能登町の発展のためにも粉骨努力し、そしてまた支えて頂きました議員各位のその胸のうちの私をも、また与えられた大きなテーマがあります。議員倫理を含めたそのもとに今の新議長の山崎さんとともに今後進めていきたいという思いにありますので、今後とも皆様方の議員各位のご指導ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、退任に当りましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

（拍手）

議長（山崎元英）

新平前議長におきましては大変ご苦勞様でございました。私の方からも敬意を表する次第でございます。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

平成20年能登町議会第4回定例会の終わりにあたりまして一言ご挨拶申し

上げます。

議員各位におかれましては、提出案件に対しまして熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきまして誠にありがとうございました。

そして本定例会におきまして新議長に就任されました山崎議員におかれましては、議長としてリーダーシップを発揮され町政発展にご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、新副議長に就任されました奥野議員におかれましては議長のサポート役として町政発展にご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そして、議長の職を退任されました新平議員並びに副議長の職を退任されました石岡議員におかれましては2年3ヵ月間町政執行に際し、的確な判断とご尽力を頂いたこと私の方からもお礼を申し上げたいと思っております。

本年、自然災害には局地的な被害はあったものの速やかに対応するとともに安心した生活で安全な町づくりが出来たものと考えております。しかしながら、サンプライム問題を背景に年が明けて原油の高騰、株価の下落そして景気後退が懸念される中、経済が揺らいだ年でもありました。財政の厳しさは依然として続いておりますが職員ともどもに、更に気持ちを引き締めて来年は景気上昇と無事平穏な年となることを議員各位とともに祈念したいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（山崎元英）

これをもちまして、平成20年第4回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、8日間にわたり大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

(午後0時52分)

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年12月12日

能登町議会議長 新 平 悠紀夫

能登町議会議長 山 崎 元 英

署 名 議 員 志 幸 松 栄

署 名 議 員 宮 田 勝 三